

令和2年度 第4回一関市総合計画審議会

日 時：令和2年10月23日（金）

10時00分～12時00分

場 所：一関市役所 議員全員協議会室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 一関市総合計画後期基本計画の策定について

①答申（案）について 【資料No.34】

②一関市総合計画後期基本計画（案）について
【資料No.31】、【資料No.32】、【資料No.33】

4 その他

5 閉 会

◇今後の予定

11/2（月）第5回総合計画推進委員会

11/10（火）第5回総合計画審議会 【答申】（計画案の確定）

13時30分～15時00分 議員全員協議会室

令和2年度第4回一関市総合計画審議会 市出席者名簿

令和2年10月23日開催

No.	役職	氏名	備考
1	副市長	佐藤 善仁	
2	市長公室長	石川 隆明	
3	市長公室次長兼政策企画課長	菅原 稔	
4	市長公室政策企画課 政策推進係長	鈴木 敏宏	
5	市長公室政策企画課 主査	小野寺 知之	
6	市長公室政策企画課 主任主事	小野寺 秋悦	
7	市長公室政策企画課 主事	熊谷 尚孝	

	株式会社邑計画事務所	吉田 基	後期基本計画策定 支援業務委託
--	------------	------	--------------------

一関市総合計画審議会委員名簿（任期：平成31年3月8日～令和3年3月7日）

No.	氏名	ふりがな	地区	備考	
1	阿部 新一	あべ しんいち	一関		
2	砂金 文昭	いさご ふみあき	一関		
3	伊藤 一樹	いとう かずき	一関		
4	太田 久美	おおた くみ	千厩		
5	大沼 佐樹子	おおぬま さきこ	一関		
6	小山 亜希子	おやま あきこ	川崎		
7	菅野 佳弘	かんの よしひろ	大東		
8	小岩 邦弘	こいわ くにひろ	一関		会長
9	佐藤 弘子	さとう ひろこ	千厩		
10	東海林 訓	しょうじ さとし	一関		
11	菅原 君代	すがわら きみよ	川崎		
12	菅原 敏	すがわら さとし	一関		
13	菅原 行奈	すがわら あんな	東山		
14	菅原 正弘	すがわら まさひろ	一関		
15	須藤 壽弘	すとう としひろ	花泉		
16	千田 久美子	ちだ くみこ	大東		
17	千田 博	ちだ ひろし	藤沢		
18	千葉 哲夫	ちば てつお	一関		
19	辻山 慶治	つじやま けいじ	一関		
20	徳谷 喜久子	とくたに きくこ	一関		副会長
21	中尾 彩子	なかお あやこ	一関		
22	畠山 育美	はたけやま いくみ	藤沢		
23	原田 哲	はらだ さとし	花泉		
24	三浦 幹夫	みうら みきお	室根		
25	水谷 みさえ	みずたに みさえ	一関		
26	吉田 正弘	よしだ まさひろ	東山		
27	若山 義典	わかやま よしのり	一関		

No.	提出	質問・意見区分	担当部	施策分野	単位施策	意見内容	各課対応	備考
1	第4回スタッフ会議	意見	農林部	農林水産業	1-1	現状と課題にあるスマート農業等、先進技術に関するものが、施策の展開に記載されていない。人口減少に、農業の効率化は必須です。施策の展開に盛り込んでもらいたい。	①	ご意見を踏まえて、施策の展開に反映しました。
2	第4回スタッフ会議	意見	農林部	農林水産業	1-1	農業従事者にとって迷惑していることは耕作地が有害鳥獣に荒らされることです。一刻も早い対策について、施策の展開に盛り込んでもらいたい。	①	ご意見を踏まえて、施策の展開に反映しました。
3	第3回審議会	意見	農林部	農林水産業	1-1	○後期基本計画「主な指標」について 指標として、 ・多面的機能支払交付金制度に取り組む面積 ・多面的機能支払交付金制度に取り組む組織数 が新たに追加されたが、これは、「多面的機能支払交付金」のみとのことでした。 指標として入れていただきたいのは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進にかなする法律」に規定する1号事業(多面的機能支払交付金)、第2号事業(中山間地域等直接支払交付金)、第3号事業(環境保全型農業支払交付金)の全てであります。 そもそも、この制度は、持続可能な農地の維持管理まあ農村景観の保全や環境美化など、まさに農業の多面的機能を発揮するための重要な制度であり、更なる面積や組織数の増加が望まれるところであります。 従って、指標には1号事業のみならず、第2号事業、第3号事業についても指標として取り入れ、その取り組みの推進を図るべきと考えます。	②	農業の有する多面的機能の発揮には、多面的機能支払交付金制度、中山間地域等直接支払制度や環境保全型農業直接支払制度がありますが、多面的機能直接支払制度は他の制度に比べて、取り組むことができる農地の範囲が広いことや、様々な制度で取組活動を展開している組織等の活動農地が重複している場合もあることから、多面的機能直接支払制度に絞り、取組農地の面積と組織数を「主な指標」としたところとします。
4	第3回審議会	意見	農林部	農林水産業	1-1	薪の活用について前回、回答いただきありがとうございました。 私も薪ストーブを使用し、薪及び森林については薪の会でも勉強しています。 木材として燃やすことには何でも燃やせますが、ストーブには向き不向きがあります。一般的に広葉樹が好まれています。戦後、木造住宅の建材として植林された主に杉は山ほどあり、供給には困りませんが、ストーブには針葉樹であり、不向きなところが多くあります。市で勤めている触媒入りストーブも杉はNGです。そこで現時点で、軽トラ1台分の薪は約1万円で取引されていますが、軽トラ1台分で1週間の燃料になるかならないか程度です。私の知り合いで冬場、薪ストーブ代で20万円になったという話も聞いています。 今後、SDGsの薪ストーブが好調に推移したとして、燃料となる薪が少なくなる可能性も考えられます。価格も上昇すると思われます。 SDGIは、流行の言葉では無いと思いますので、将来、持続するための計画となればと思います。	②	一般的に、薪ストーブの利用者から広葉樹が好まれていることは存じ上げておりますが、審議いただいております総合計画案の「未利用材を地域のエネルギー資源としての活用」を実現するため、広葉樹より容易かつ安価に手に入れることができる針葉樹の利用を推進しているところです。 また、市では、高効率の薪ストーブの普及や煙による近隣とのトラブルを減らすため、令和2年4月より、補助対象の薪ストーブに「二次燃焼構造を有すること」の条件を加えました。(併せて、HPで環境にやさしい使い方の啓発も行ってあります。) 「市で勤めている触媒入りストーブ」とのことですが、二次燃焼構造を実現するためには、触媒やクリーンバーン技術など様々な方法があります。市では、触媒入りストーブを進めているわけではございませんので、この点については、情報を正させていただきます。 最後に、薪の調達価格及び薪の不足で将来、薪ストーブ利用者様がお困りになるという可能性への指摘についてですが、市では現在、市民団体による薪づくり活動の支援を行っているところであり、切捨間伐により生じた、未利用材を活用することで、安価で安定的な薪の調達の実現に努めているところであります。 このことから、当市の資源・エネルギー循環型まちづくりの実現と持続可能な仕組みの構築には、針葉樹の活用が望ましいと考えております。
5	第3回審議会	質問	農林部	農林水産業	1-1	バイオマス都市構想での一関市の進捗状況を教えて欲しい。		バイオマス産業都市構想の進捗状況について、主に4つの重点プロジェクト及びその他プロジェクトの市民集材活動について回答いたします。 【畜糞等を原料としたバイオガス発電事業】 売電に係る入札手続きの遅れや系統接続までの期間が延びたこと及び負担する費用が当初の想定を上回ったことから、事業者の判断で事業を中止した。 【小規模木質ガス化プラントによる熱電併給事業】 小規模木質ガス化プラントによる熱電併給事業は、令和元年12月に事業者より系統接続許可が下りた旨、報告があり、今後、事業者は令和3年度末の稼働に向けて、藤沢町徳田地内での用地取得、固定価格買取制度の申請、事業性評価などを順次進めていくこととしている。 【公共施設への木質バイオマスボイラー普及促進事業】 平成30年度の千厩小学校に続き、令和元年度には東山小学校のチップボイラーが新たに導入され、着実に導入件数を伸ばしている。 燃料用の木質チップは、千厩小学校及び東山小学校の両校合わせて46.14tが供給された。 今後、一関市が整備を計画している室根小学校、花泉小学校などの施設でも木質チップボイラーの設置を見込んでおり、関係各課と連携しながら木質バイオマスボイラーの普及促進を進める。 【木質チップ製造事業】 H30年度に森林組合、チップ生産事業者、素材生産業者、建築・建設事業者、設計事業者、行政機関で構成される木材カスケード利用協働協議会を設置し、木材のカスケード利用の促進並びに千厩小学校及び東山小学校への質の高い木質チップの安定供給について協議を行っている。 【市民集材活動】 バイオマス産業都市構想に掲げる、市民による地域に根差した木質バイオマス利用の実現を図るため。市民団体「森林資源を活用する一関市民の会」の設立及び運営の支援を行った。 ① 未利用材・間伐材等の集材活動及び薪づくり活動 薪用の集材及び千厩・東山小学校用のチップ用原木の集材を実施した。 ② 市民による木質バイオマスの流通に係る調査及び試行 流通については、FAXで注文をもらい、配達日程の調整後、会員が注文者のお宅まで薪を配達する仕組みを構築した。 ③ 木質バイオマスの利用の促進、安全講習会の開催

No.	提出	質問・意見区分	担当部	施策分野	単位施策	意見内容	各課対応	備考
6	第3回審議会	意見	農林部	農林水産業	1-1	林業に関して「市内でお金を回す」を基本に進めてもらいたい。それに加えて、薪ストーブ利用の補助金を拡大してチップボイラーやペレットストーブ、薪ボイラーなども対象にしていきたい。	②	市内でお金を回すということについては、これまでも意識して施策を展開してきたところでありますし、今後も意識して市内でお金の回る仕組み作りを行って参りたいと考えております。 薪ストーブ設置費補助金についてであります。令和3年度に向けての予算要求の際、見直しとして、より多くの薪の活用が見込める薪ボイラーの導入支援の検討をいたしましたところ、農業用としての要望はあるものの、農業利用の場合は国や県の高補助率の補助が充実していることがわかり、市単独での薪ボイラーの補助制度の創設は見送ることとしました。 しかしながら、身近にある資源である薪を有効に活用するには、薪ボイラーの導入は効果的と考えておりますので、引き続き情報収集に努めて参りたいと考えております。
7	第3回審議会	意見	農林部	農林水産業	1-1	考え方として、現在、林業の具体的な施策として、大規模林業を対象とする、または想定した施策が中心に置かれていると感じている。しかし、人手不足によりこの荒廃した山林は、既存の大規模林業企業や森林組合への施策だけでは間に合わず、相続等により山林を所有している山主にとって、やはり自己能力だけでの山林整備が追い付かない状況であります。 そこで、小規模・中規模の山林整備のためのそれを「自伐型林業」というのだそうですが、そのような小規模・中規模林業をも視野に入れた支援の施策によって、たくさんの人々がより多く山林に関われることだと思います。 近くでは、気仙沼市、陸前高田市、花巻市等が、そのような小規模・中規模林業に対する施策を実施している中で、是非とも一関市におきましても実施していただきたい。 小規模・中規模林業の支援により、森林の好きな都会からの人々や、資本の少ない若者の流入が図れるのではと期待します。	④	ご意見いただいた件については、一関市里山森林保全活動推進事業において実施しております。
8	第4回スタッフ会議	意見	商工労働部	商業・サービス業	1-3	施策の展開①③ 通院と買い物セットにしたデマンド型乗合タクシーの活用なども視野に入れて進めて欲しい。	②	・デマンド型乗合タクシーの運営は、既存のバスやタクシー事業者の事業活動を考慮し、競合を避けながら利便性の向上を図ることが必要と考えます。バス路線との競合区域では、バス又はタクシーの利用をお願いします。 ・移動手段と利便性は、2-3公共交通(1)③、(2)①の施策の展開に反映しています。
9	第4回スタッフ会議	意見	商工労働部	観光	1-5	施策の展開③① 「市民一人ひとりが一関の観光大使として意識の醸成を図るとともに」という観点を追加して欲しい。 理由：自分が一関の観光大使だと自信を持ってふるさとをPRしてほしい。	①	No.12の意見と合わせ、○市民の参画(1)観光資源の発掘及び活用に意見を反映しました。
10	第3回審議会	意見	商工労働部	観光	1-5	一関市では、観光について、日本版DMOと言って民間の組織で観光を担ってくれている団体があるが、その要素が計画から抜けていると感じた。	①	ご意見を踏まえて、1-5の施策の展開に反映しました。
11	第3回審議会	意見	商工労働部	観光	1-5	施策の展開 各地域の観光資源の発信として各地域図書館の活用を追加してはいかかが。	②	観光資源の発掘、磨き上げを行っていくためにも、今後、図書館と連携した取組について検討を行っていきます。
12	第3回審議会	意見	商工労働部	観光	1-5	施策の展開と市民の参画 観光は、外の人とその地域の「輝き(光)」を観に来ることと考えます。よって、地域に住む人々が、地域の宝である観光資源を知り、誇りに思うことが大切であり、「施策の展開」の項目に「市民に対するPR」と「市民の参画」の項目に「地域の観光資源への理解を深めましょう」を追加してはいかかが。	①	ご意見を踏まえて、1-5の市民の参画に反映しました。
13	第4回スタッフ会議	意見	建設部	道路	2-2	現状と課題⑥について、地域住民の高齢化、人口減少に伴い、道路の維持管理活動が減少、または困難になってくるのが想定される。地域については、地域住民のボランティア活動に頼らない維持管理の仕組みを構築していく必要がある。 ⑥文末の「地域住民の協力を得ながら・・・」は確かに理想ですが、現実問題厳しくなるとおもうので、後期基本計画5年間でその検討をしていって欲しい。	②	ご意見を受けて、後期基本計画5年間の間に検討を進めてまいります。
14	第4回スタッフ会議	意見	建設部	道路	2-2	施策の展開③① 「車いす利用者」の前の文言に、「視覚障がい者や」を追加して欲しい。 理由：道路を利用する障がい者は、車いす利用者だけでなく、「視覚障がい者」もいる。この人たちの障がいは、道路整備において、相反するところもあり、両者に安全な道路整備が必要である。	①	ご意見のとおり「視覚障がい者や」を加え、2-2施策の展開を修正しました。
15	第4回スタッフ会議	意見	市長公室	地域情報化	2-4	施策の展開(2)③について、多様な媒体を活用するのは良いことだと思いますが、それぞれの媒体の特性を生かした情報の受発信ができると良いと思います。そういった点も盛り込んでほしい。	①	ご意見を踏まえて、「多様な媒体のそれぞれの特性を生かした活用により・・・」に修正しました。

No.	提出	質問・意見区分	担当部	施策分野	単位施策	意見内容	各課対応	備考
16	第4回スタッフ会議	意見	総務部	地域情報化	2-4	施策の展開①情報通信基盤の整備と活用 施策の展開①②、③で「…事業者に働きかけます」、「…国、県に働きかけます。」と記載がありますが、「働きかけ」も大事ですが、解消に向け一関市として予算を組み施設の建設等の対策も必要と考えます。	②	携帯電話会社の収容局と基地局との通信に光ファイバーを使用しており、この通信基盤となる光ファイバーの未整備エリアを解消するための事業費を、本年6月議会で予算計上したところ。既設の分を含め、光ファイバーの通信基盤を活用した通話エリア拡大を携帯電話会社に働きかけるものです。 地上デジタルテレビ放送波のデジタル化は国策で実施したことから、抜本的な解決は国等に働きかけていく必要があると考えています。市では、テレビ共同受信施設組合への補助金交付などテレビ難視聴対策を実施しています。
17	第4回スタッフ会議	意見	市長公室	地域情報化	2-4	市民の参画(2)について、文章がわかりづらい。 文の前半は市民ではなく行政の役割だと思うので、どういう意図なのか分からない。	①	ご意見を踏まえて、2-4市民の参画を修正しました。
18	第3回審議会	意見	まちづくり推進部	移住定住、関係人口、結婚支援	2-6	施策の展開①移住定住の促進 施策の展開①と②の文末語尾が「…必要があります」となっており、他の施策の展開の項目と比べたときに違和感がある。現状と課題の項目のような書き方になっているので、他と揃えたほうが良い。 施策の展開②関係人口の創出 施策の展開①～③について、上記と同様、語尾が「必要です」、「重要です」となっているので、他と揃えたほうが良い。	①	ご意見を踏まえ、他の項目の表現と揃えました。
19	第4回スタッフ会議	質問	保健福祉部	子育て	3-1	赤ちゃん駅への登録とはどういうことなのかよく分かりません。何のために必要なのでしょう。	④	「赤ちゃんの駅」は、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを目的とした施策であり、公共施設や民間施設に、授乳の場所、オムツ替えの場所、ミルクのお湯の提供、ベビーキープが設置されたトイレのいずれかを提供していただくことで、社会全体で子育てを支援する仕組みとして活用されているものです。 ※第2回審議会意見への対応と同回答。
20	第4回スタッフ会議	意見	保健福祉部	子育て	3-1	是非、子ども食堂、企業、商店の協力も含めたフードバンク事業を施策の展開に盛り込んでもらいたい。	④	フードバンク事業については、一関市社会福祉協議会が「コープフードバンク」と食料支援協定を締結し、食品の無駄をなくすとともに、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進めていますが、市としても関係機関と連携しながら取組んでまいります。
21	第3回審議会	意見	保健福祉部	子育て	3-1	第2回審議会の際に意見した、「赤ちゃん駅」への登録がどのような展開や効果を想定して、地域で子育てを支える仕組みとしてどのように活用されるのかへの回答で、「赤ちゃん駅」がどのようなものかという説明の回答であった。「赤ちゃん駅」がどのようなものではなく、「地域で子育てを支える仕組み」として「赤ちゃん駅」を取り上げているので、赤ちゃん駅への登録による展開が分かるように、施策の展開に記載願いたい。	①	ご意見を踏まえて、施策の展開を修正しました。
22	第3回審議会	意見	保健福祉部	子育て	3-1	第2回審議会の際にも意見しましたが、求められているのは「子育て支援のコーディネーター」であり、子育て包括支援センターの強化を望むものであります。さらに言えば、情報共有が行われているという「こどもセンター」が機能するような組織づくりを願っています。	②	子育て支援コーディネーターの配置について、現時点では検討しておりませんが、今後も「こどもセンター」が求められている役割を十分に果たせるよう、業務を進めてまいりたいと思います。
23	第3回審議会	意見	保健福祉部	子育て	3-1	第2回審議会の際に意見した、「いちのせき子育てガイドブック電子版」をホームページに掲載しているから良いのだとすれば、キッチンと見られる工夫や見られる状態を作ることが必要という意見への回答で、掲載していることで見られているとの回答があったが、見られているかということが問われているので、見られる工夫や情報の伝え方を工夫して欲しいと思う。	②	子育てに関する情報については、ホームページに掲載しているほか、子育て支援アプリ「i-子Style」でも、さらにも市のホームページが見られるようになっています(子育て支援アプリについては、妊娠届、出産届時にチラシを手渡しお知らせしております)。子育ての情報が必要としている方が情報を取得しやすいよう、また、情報が掲載されている場所等について広く知っていただけるよう、周知方法等について検討して参りたいと思います。
24	第3回審議会	意見	教育部	義務教育	3-2	子育て支援や教育の分野の中で、「ことば」に関して、一関市は力を入れていると思うが、もっと研究者を入れて取り組んだほうが良いのではと感じている。ことばの教育と言っているが、一関市の教育と他の教育との違いは何か、一関市のことばの教育を受けた子どもと、受けなかった子どものコミュニケーションや言葉の使い方が変わったのかについて、審議会やワーキンググループで検証するのは不可能なので、研究調査の提案などをすると若い優秀な研究者が一関市のことばの教育について研究してくれると思う。	②	「ことばの力を育てる教育」により、目指しているのは語彙を豊富にし、ことばの感性を磨いたり、思考力・想像力を豊かにしたり、地域に対する誇りを育成したりすることである。各種テストや作文、作品等で変容を捉えたいところであるが、検証方法は今後も研究していきたい。

No.	提出	質問・意見区分	担当部	施策分野	単位施策	意見内容	各課対応	備考
25	第3回審議会	意見	まちづくり推進部	文化芸術、スポーツレクリエーション	3-4	記載されている住民参加型の文化芸術活動の振興というのは非常に良いことだと思う。そこに、もうひとつ、その文化芸術活動の環境づくりに力を入れて欲しい。芸術活動の展示箇所設置、市の中心部に文化芸術活動を推進するための施設の建設など、文学館や美術館のような文化施設を設置して文化面への住民サービスを提供していくことを検討して欲しい。	②	新たな文化施設の設置については、設置場所の確保や財政面からみてもすぐに反映することは難しいところですが、遊休施設の活用を検討するなど、意見を反映できるよう検討を進めていきます。なお、後期基本計画(案)の3-5(1)③に優れた芸術を身近に楽しむことができる環境整備については記載しております。
26	第3回審議会	意見	教育部	文化財の保護、地域文化の伝承	3-7	民族という捉え方を民俗芸能だけに特化するのではなく、埋蔵文化の関係もあるので、市民にそういう環境を提供するというのは大事なことだと思う。以前、県の埋蔵文化センターが舞川の清水遺跡を調査しました。道路建設に伴っていたため、すぐに埋設してしまったので、縄文遺跡群にはまだなっていない。埋めているだけなので、これからの開発の仕方によっては、三内丸山遺跡あるいは世界遺産登録を目指す流れに乗るくらいの重要な遺跡群が北上川西斜面に続いている。そういうところを各自治体と提携しながらポイント調査をしていただきたい。もう一つは、一関の持っている中世からの歴史的経緯について、市民に身近な資料という形で紹介していただければと思う。民族文化というのが、決して民俗芸能だけではないという視点を文化財課を中心に検討していただければと思う。	②	開発行為に伴う発掘調査は実施しています。北上川左岸に遺跡が続いていることは承知していますが、今後、独自調査を実施できるかを含め、施策として反映できるかを検討していきます。
27	第3回審議会	意見	教育部	文化財の保護、地域文化の伝承	3-7	施策の展開の項目について、前期基本計画と比べて非常に内容が薄くなっている。前期基本計画で施策の展開として掲げていたものは、解決したため今後取り組んでいかないのか。大事な要素が削られてしまっていると感じるので、前期基本計画の内容を確認して、施策の展開を充実して後期基本計画を作ってもらいたいので、施策の展開を修正いただきたい。	①	ご意見を踏まえて、3-7を全体的に修正しました。
28	第3回審議会	意見	市民環境部	自然環境、環境保全	4-1	現状の項目 「室根山をはじめとする北上高地の山岳地帯があり、東部には室根高原県立自然公園に指定されている室根山をはじめとする北上高地の丘陵地帯が広がっています。」室根山が重なっているため、直したほうが良い。	①	ご意見を踏まえて、「奥羽山系の山岳地帯があり、東部には室根高原県立自然公園に指定されている北上高地の丘陵地帯が広がっています。」に修正しました。
29	第3回審議会	意見	市民環境部	資源・エネルギー循環型社会	4-3	語句の修正についての意見です。 ・施策の展開(1)で「アイドリングストップなど」→「エコドライブ」に。 ・主な指標(1)での単位「tCO ₂ 」→「tCO ₂ /年」に。	①	「アイドリングストップなど」→「エコドライブ」 「tCO ₂ 」→「tCO ₂ /年」に修正。
30	第3回審議会	意見	市民環境部	資源・エネルギー循環型社会	4-3	太陽光発電導入者への市の補助を今後も続けていただけるようで何よりです。 市内でも早期に太陽光発電を導入した方々の中には現在、Fitの買取制度10年の期限が切れる方が年々増えております。せっかく、再生可能エネルギーを利用して作った電気ですので、蓄めて使えるよう蓄電池(機)や充電機を設置したいものです。そうすれば、災害時でも使用できるので、卒Fitの方々のためにも補助金制度を設けていただきたい。	③	以下の箇所にご意見の内容を記載しております。 4-3の施策の展開(2)④中 「エネルギーの地産地消を推進します。」 (蓄電池の導入推進の意味で加えたもの)
31	第3回審議会	意見	建設部	住環境、景観	4-4	語句の修正についての意見です。 ・市民の参画(1)で「断熱住宅」→「高機密・高断熱住宅」に。	①	ご意見を踏まえて、第2部分野別計画4-4を修正しました。
32	第4回スタッフ会議	意見	保健福祉部	医療	5-1	施策の展開 かかりつけ医ガイドブックではかかりつけ医の定義が不十分であり、問題と感じている。 市民と医療関係者との認識の違いや医療機関ごとの意識の差が改善されない。双方の学習会が必要と考えますし、地域医療を担う医師のかかりつけ医としても意識醸成づくりも必要と感じます。	②	かかりつけ医ガイドブックの内容については、医師会等の関係機関と協議してまいります。また、地域医療体制の充実に向けては、市だけでなく、県や医師会等との連携が必要であると考えており、かかりつけ医についても、関係者間で情報を共有しながら取組を進めてまいります。
33	第3回審議会	意見	保健福祉部	医療	5-1	「かかりつけ医」の話題が審議会でも多く話されているが、介護認定審査等の審査に係る、かかりつけ医がないと意見書が出ないなどの支障が生じていたという課題がありました。「かかりつけ医」のところを削除するのではなく、現状として「かかりつけ医」の課題は何かを総合的に判断して、施策の展開に記載を願いたい。	②	かかりつけ医の課題は、診療や相談できる身近な医師がいない人にとっては、病気やけがをした時に、どこを受診したらよいか情報がなく判断に迷うことがあげられます。また、「かかりつけ医」がない方でも、まずは、身近にある診療所(クリニック)を受診していただくことが優先されることから、「かかりつけ医」の文言を削除したものです。

No.	提出	質問・意見区分	担当部	施策分野	単位施策	意見内容	各課対応	備考
34	第3回審議会	意見	保健福祉部	医療	5-1	施策の展開①④ かかりつけ医の件で、市民が病院の役割やその違いを理解して適切に受診するようにと書いてあるが、その適切という括りが分からないというのがまちづくりスタッフ会議での意見でした。結局、ルールを作るほうは、曖昧に作っているのに、それを市民に理解しろと言われても困ると思う。ルールができていないので、「かかりつけ医という定義をみんなで再構築してから周知します」というのであれば理解できるが、ルールとして曖昧なものを、自分たちで判断して実施するようにと言っているようにしか感じられない。このままの文言で総合計画に盛り込まれると、この問題に注目している市民の方々が、また自分たちで考えなくてはいけないのかと感ずる。形あるものにしていくのであれば、ここの文言はガラッと根本から変えるべきだと思う。	②	「適切に」というのは、最初に病院を受診するのではなく、まずは身近な診療所(クリニック)を受診すること、医療機関の診療時間内の受診を心がけるということですが、このことについては、市民の皆様にとっていただきたい対応として「市民の参画(1)」に記載しております。
35	第3回審議会	意見	保健福祉部	医療	5-1	かかりつけ医の件について、提案だが、一関型の受診体制のようなものを医師会と保健センターで練って、かかりつけ医の一関としての定義をしっかりとしてから、市民に周知しても良いのではと思った。	②	全国的に病院にかかる負担が増している現状を鑑み、病院の運営がスムーズに行われるよう、まずは身近な診療所(クリニック)を受診することが必要です。これは、一関型というのではなく、全国的に共通することと考えます。新しいことを目指すのではなく、当たり前のことを当たり前に行うこと、即ち、市民の一人ひとりが適正受診を心がけることで、地域医療を守ることにつながると考えます。
36	第3回審議会	意見	保健福祉部	地域福祉	5-2	市民の参画③ 民生委員や児童委員や各種相談窓口に相談するようにと書いてあるが、現時的にはその仕組みを知らない人もいます。その仕組みを周知していくところも施策の展開に欲しいのではと思った。	③	5-2地域福祉 ○施策の展開 ③⑥必要な福祉サービスが分かりやすい表記を検討するほか、パンフレットだけでなく広報やSNSを活用し、より多くの市民に福祉サービスの情報を伝えるようにします。
37	第3回審議会	質問	保健福祉部	高齢者福祉	5-3	全国、県、市町村に老人クラブ連合体の組織があり、各地区のクラブに市も支援していることは承知しています。一関市の各地区で老人クラブの無いところについては、老人福祉、いきがい支援のため設置を積極的に促す政策を取れないか伺います。行政区域長、民生委員を通じれば可能と思われそうですが、いかがでしょうか？	②	市内には、令和2年4月時点で243の老人クラブがあり、市では、老人クラブ活動費補助金、老人クラブ連合会補助金、高齢者の生きがいと健康づくり事業により支援しているところですが、これまでは市内全域に老人クラブがありましたが、会員数の減少や事務局員の不足等により、解散や活動を休止している団体があることから、老人クラブ連合会各支部や行政区域長・民生委員の協力をいただき、活動を再開できるよう支援してまいります。
38	第3回審議会	意見	消防本部	防災	5-6	施策の展開① 防災を防ぐまちづくりという項目があるが、感染症対策という文言が入っており、総合計画という何か年計画にはそぐわないという印象がある。今回のコロナもそうだが、スピード感をもって対応していかなければならないので、何か年計画というのではなく、感染症が出た場合は特別に対策をしていくというような文言でも良いのではないかと思う。岩手は感染者が少ないというもあり、意識が薄らいできているところでもあるが、こういったものはスピード感をもって対応していくというのが滲み出るような文言でも良いと思う。	②	本項目の感染症対策とは、災害発生時の避難所運営に主眼を置いたものであり、新型コロナウイルスに限らず、その時どきに懸念される感染症に合わせた対策を図りながら避難所運営を行うことを想定したのになります。
39	第3回審議会	意見	消防本部	防災	5-6	施策の展開② 災害に強いまちづくりの項目のところ、色々な研修や訓練を実施するということで、非常に心強いものを感じる。災害が起きたときに、訓練の経験があることで、釜石市のような避難ができると思う。訓練を確実に実施できるように、地域に求めていくものがあるのも良いと思う。例えば、指標として、5年間の間に行政区単位で必ず避難訓練を実施するという指標があっても良いのではないか。	④	市の災害対応力を向上させる施策として、地域における防災指導者の役割である一関市防災指導員(AID)の養成講座を毎年開催しており、その指導者が各地域において市民とともに主体的に避難などの防災訓練や研修に取り組んでいただくことで、地域防災力の向上を図っています。後期基本計画では、避難訓練の実施のみを指標とするのではなく、地域防災力の向上のためにリーダーシップを発揮していただく、一関市防災指導員の養成を主な指標として事業を推進していきます。
40	第4回スタッフ会議	意見	消防本部	消防、救急、救助	5-7	施策の展開①④について、「消防団員等の確保と育成強化を図ります」→「加入しやすい体制の見直しをし、消防団員等の確保…」としてはどうか。 理由：組織の在り方や見直しなど、定年制の導入についても検討し、若い人が加入しやすい消防団の体制作りが必要	②	消防団員の確保における若い団員の確保しやすさは、これからの組織体制の維持に必要な不可欠なものとして理解しており、今後、消防団組織再編を含めたあり方を検討していく予定です。ただし、定年制の導入については、高齢化が進む本市において、ベテラン団員は貴重な地域防災力であることから、現段階では難しいと考えています。
41	第3回審議会	意見	市長公室	重点プロジェクト2	ILCを基軸としたまちづくり	「国籍や民族、文化、言語などの違いを…」と記載あるが、価値観の違いをお互いに認め合うことが大切になると考えます。よって、「価値観」も記載してはどうかか。	①	ご意見を踏まえ、施策の展開に反映しました。
42	第3回審議会	意見	市長公室	重点プロジェクト2	ILCを基軸としたまちづくり	研究施設設置の事務局である旗振り役の高エネルギー加速器研究機構が旗を降ろしてしまったという報道がありましたけれど、これで完全に外堀が埋まってしまったと感じている。従って、この総合計画の、てにをはを直すとかの次元の問題ではなくなってしまったのではないか。ILCを実現するには、後は政治力しかないのではないかと思っている。政治力で政府を押し切ることができるのかということだと思う。一関のまちは良いまちだと思いたい、無いものねだりしているようなまちの印象を与えないように、今後しっかり情報収集をして、どういう手を打てば実現できるのか具体的に考えてもらいたい。	②	岩手県や東北ILC事業推進センターなどの関係機関と連携しながら、ILCの実現に向け、国に対し働きかけていきます。

No.	提出	質問・意見区分	担当部	施策分野	単位施策	意見内容	各課対応	備考
43	第3回審議会	意見	市長公室	まちづくりの進め方1	SDGsの推進	施策の展開において、SDGsの理念の具現化に係るものが見えない。一関市がSDGsを掲げて何をしたいのかが見えないので、まずは職員がSDGsを理解する中で、後期の中で、SDGsの推進ビジョンを作っていくとしたほうが良いのではないかと。 施策の展開①②③においては、SDGsを計画で位置付ける場合に職員が説明できないのでは話にならないのではないかと。	②	SDGsは経済、社会、環境のある一つの側面だけ対応するものではないため、今後、職員のSDGsに対する理解を深めるとともに、後期5年間で、経済、社会、環境面での同時解決を図れるような取組を進めてまいります。 また、SDGs未来都市選定に向けた計画の策定を進めることを、施策の展開に加えしました。
44	第3回審議会	意見	まちづくり推進部	まちづくりの進め方3	協働のまちづくりの推進	主な指標が「市民センターの利用回数」になっているが、どう活動をしていくのかということに関する指標が取れば良いのではないかと。	②	事業参加者以外の利用者も含めて指標とすることで、地域づくりの拠点としての機能の充実度合いを数値化するものです。
45	第3回審議会	意見	保健福祉部	重点プロジェクト3	東日本大震災からの復旧復興	第2回審議会の際に意見した、災害公営住宅に入居している被災者の地域住民とのコミュニティの形成が進んでいないことへの回答で、今まで社会福祉協議会が担ってきたが、今後は市と関係団体とで検討していくとあったが、現状と課題を整理したうえで、市が方向性を示し、関係団体が動いていく形にしてほしいと思う。	②	ご意見を参考に進めてまいります。
46	第3回審議会	意見	市長公室	重点プロジェクト1	まち・ひと・しごとの創生	施策を進める上で重視する視点③Society5.0の推進 Society5.0の文中、AIoTを、ロボティクスなどの情報通信技術は、とあるが、情報通信のことだとSociety4.0になるのではないかと。Society5.0を示唆した記述があると良いと思う。	①	インターネットなど情報通信の活用による効率化を図ったSociety4.0だけでなく、デジタル技術とデータの活用によって課題解決や価値創造を図るSociety5.0を示唆した記述に変えました。
47	第3回審議会	意見	市長公室	重点プロジェクト1	まち・ひと・しごとの創生	施策の展開①① インターネットに接続できる環境の整備が前提であることから、「インターネットに接続できる環境の整備を進め、」を追加して、「インターネットに接続できる環境の整備を進め、インターネットを通じた取引など新たな…」としてはいかがかと？	①	ご意見を受けて、③の②に「インターネットへ高速で接続できる環境を整備するとともに、」を加えました。
48	第3回審議会	質問	市長公室	重点プロジェクト1	まち・ひと・しごとの創生	施策の展開①③ 「中心市街地などのまちなかへ訪れたい新たな魅力を生み出す人材」とは、具体的にどのような「人材」でしょうか、イメージできないので説明していただきたい。		これまで地域の中心に当たるまちなかでは、商品を仕入れて販売する商売が中心となってきましたが、郊外の大型店やインターネットショッピングの普及により、商売でまちなかに訪れる人を増やすのが難しい環境となっています。 商品に関連した新しいサービスの提供や、飲食や交流を楽しむなど、まちなかで過ごす時間を楽しめるようなサービスを提供することを目的に出店する人材を発掘し、育成することが重要と考えます。
49	第3回審議会	意見	市長公室	重点プロジェクト1	まち・ひと・しごとの創生	施策の展開①④ 「スポーツや文化を通じて本市を訪れる人を増やし、市民との交流を促進します」と記載あるが、本市を訪れるリピーターを増やすことを目的に、「市民との交流」だけではなく、「本市の魅力(景観・文化・偉人等 訪れるもの)の体験」も必要と考えます。	①	ご意見を受けて、「本市が持つ景観や文化、産業などの魅力を体験する観光に加え、」を追記しました。
50	第3回審議会	意見	市長公室	重点プロジェクト1	まち・ひと・しごとの創生	施策の展開②③ 「ロボット」は、「情報通信技術」でしょうか。インターネット・AIとロボットは分けたほうが良いと思います。	①	AI、IoT、ロボットなどの技術の総称を「情報通信技術」ではなく、デジタル技術に修正しました。
51	第3回審議会	意見	全体	主な指標		指標でコロナウイルスの影響を受けるところが、同じ分野や指標項目で影響を受ける指標、受けない指標と異なっているので、利用数や参加者数など同じように影響を受けると考えるので指標を精査願いたい。		新型コロナウイルスの影響を大きく受ける指標については、各担当課で判断して決めているところです。新型コロナウイルスの影響が発生してから、これまでの期間での影響を鑑みて判断しております。
52	第3回審議会	意見	全体	主な指標		表中②指標の説明(……、どんな課題に対応している指標か記入)と記載あるが、指標の説明だけの記載で、情報として必要な「どんな課題に対応している指標」かの説明がない。第2部分野別計画には、「主な指標」が分野ごとにまとめて記載しているが、どんな課題に対応している、どの施策の指標なのか理解しづらい。指標の説明に記載願いたい。		対応を検討いたします。

No.	提出	質問・意見区分	担当部	施策分野	単位施策	意見内容	各課対応	備考
53	第3回審議会	意見	教育部	主な指標		3-7骨寺村荘園遺跡の保護の指標で指標項目として、「骨寺村荘園交流施設利用者数」があるが、この指標指標の説明が来訪者数を示す指標となっている。骨寺荘園の施設は、骨寺荘園の重要性、歴史などをいかに知ってもらおうかという施設であると思う。そうすると指標の説明の項目のところに、遺跡の重要性を理解していただいた人の数というのが指標の説明として載ってきて、実態として施設を訪問された方が何人だということになるべきだと思う。指標の説明の項目を、指標を設定する趣旨に合わせて記載すべき。	①	後期基本計画「主な指標」No.81 ②指標の説明を修正
54	第3回審議会	意見	商工労働部	主な指標		1-5観光の主な指標で「観光ボランティア登録者数」とあるが、先日、この観光ボランティア登録の講座を受けてきた。現状数値が75人となり、5年後の目標数値が75人になっているが、確実に私1人は増えるので、もっと増やした目標でも良いのではないかと感じた。一関市はこれから人がどんどんやってくる。私も観光ボランティア活動を頑張るので、夢があるような数値目標にしてみたいと思う。	①	ご意見を踏まえて、目標数値を見直しました。
55	第3回審議会	質問	市長公室			○動物(ペット)の殺処分について 一関市での殺処分の現状を伺いたい。殺処分があるとすれば、回避する対応策をとっているのか。その方法を伺いたい。 (保健所(県)が所管と思われるが、お調べいただきたい)		殺処分の現状数値等を添付します。 また、岩手県では「犬・猫の譲渡事業」を実施し、致死処分頭数をできる限り少なくするとともに、地域で動物愛護思想の高揚と適正な飼育の普及啓発を目的として施策を進めております。
56	第3回審議会	意見	全体			令和と西暦が混ざっているのが分かりづらい。例えば、ILCは平成25年の8月からという文言があるが、これは何年かという2013年である。進捗状況がどれだけ明るい見通しになったかをパッと感じるには、西暦なら西暦で表現してもいいのではと思った。		表記について、全て和暦で統一しました。分かりにくい箇所は、西暦も()書きで表記しております。

●意見No.55 動物（ペット）の殺処分について
 ※一関保健所から情報提供

【参考】
 令和2年10月23日（金）
 第4回一関市総合計画審議会

岩手県の動物愛護管理業務実績(犬)

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	
犬	捕獲	309	232	279	231	220	190	
	引取り	104	103	32	69	70	47	
	負傷動物	12	6	6	8	2	4	
	返還	186	142	142	143	124	106	
	譲渡	134	146	116	101	125	108	
	殺処分	譲渡適性無			24	38	39	20
		自然死	105	55	19	5	12	5
		その他			2	5	3	0
	返還譲渡率※	—	—	99.2%	98.0%	98.8%	100.0%	
	咬傷事故件数	60	58	59	51	59	49	
苦情件数	688	562	567	557	540	443		

いわて幸福関連指標

※返還譲渡率：譲渡適性がある犬が返還又は譲渡になった割合
 = (返還+譲渡) ÷ {返還+譲渡+殺処分(その他)} ×100
 計画目標値(令和4年度) 犬:99.0%

令和元年度 公所別動物愛護管理業務実績(犬)

	犬												
	捕獲頭数	引取頭数			負傷動物	返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数				咬傷事故	苦情件数
		飼主から	飼主不明	合計				譲渡不適	引取り後の自然死	その他	合計		
県央	18	2	0	2	2	7	14	1	0	0	1	7	71
中部	35	9	2	11	0	22	21	4	0	0	4	8	24
奥州	28	4	0	4	0	15	12	1	4	0	5	8	35
一関	44	3	0	3	0	21	19	3	0	0	3	7	109
大船渡	5	1	0	1	0	3	3	0	0	0	0	0	0
釜石	0	4	1	5	0	1	2	0	0	0	0	2	10
宮古	8	6	0	6	1	2	15	1	0	0	1	7	56
久慈	22	0	0	0	0	12	5	4	1	0	5	0	45
二戸	12	8	3	11	0	6	11	6	0	0	6	3	26
盛岡市	18	3	1	4	1	17	6	0	0	0	0	7	67
合計	190	40	7	47	4	106	108	20	5	0	25	49	443

岩手県の動物愛護管理業務実績(猫)

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	
猫	引取り	1,215	828	727	608	644	603	
	負傷動物	61	78	101	86	93	91	
	返還	8	8	17	7	8	8	
	譲渡	180	228	372	393	413	396	
	殺処分	譲渡適性無	1,088	676	76	65	86	80
		自然死			258	189	221	155
		その他			92	28	10	4
	返還譲渡率※	—	—	80.9%	93.5%	97.7%	99.0%	
苦情件数	460	530	551	652	667	672		

いわて幸福関連指標

※返還譲渡率：譲渡適性がある猫が返還又は譲渡になった割合

= (返還+譲渡) ÷ [返還+譲渡+殺処分(その他)] ×100

計画目標値(令和4年度)猫:96.8%

令和元年度 公所別動物愛護管理業務実績(猫)

	猫														苦情件数
	所有者からの引取頭数			所有者不明の引取頭数			引取合計	負傷動物	返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数				
	成熟個体	幼齢個体	合計	成熟個体	幼齢個体	合計					譲渡不適	引取り後の自然死	その他	合計	
県央	9	0	9	2	12	14	23	10	1	20	4	10	0	14	107
中部	37	19	56	46	63	109	165	12	0	138	3	33	0	36	72
奥州	33	13	46	7	29	36	82	5	0	37	3	34	0	37	27
一関	3	0	3	3	39	42	45	7	0	40	6	10	0	16	111
大船渡	5	8	13	3	19	22	35	0	0	30	0	8	0	8	4
釜石	19	0	19	1	23	24	43	6	1	19	0	2	0	2	38
宮古	21	0	21	16	38	54	75	7	0	9	35	27	0	62	81
久慈	5	8	13	0	8	8	21	4	0	4	11	2	4	17	17
二戸	8	7	15	3	14	17	32	9	2	19	16	7	0	23	26
盛岡市	31	22	53	8	21	29	82	31	4	80	2	22	0	24	189
合計	171	77	248	89	266	355	603	91	8	396	80	155	4	239	672

犬及び猫の引取り相談、拒否対応件数(令和元年度)

種別	犬			猫		
	引取相談件数	引取拒否対応件数	拒否数	引取相談件数	引取拒否対応件数	拒否数
公所別		説諭数		説諭数		
県央	10	8	0	17	14	0
中部	16	10	1	162	20	4
奥州	4	0	1	27	12	3
一関	15	14	0	14	14	0
大船渡	1	0	0	26	3	0
釜石	7	1	0	6	1	0
宮古	6	6	0	25	25	0
久慈	14	1	0	21	0	0
二戸	4	3	0	8	8	0
盛岡市	14	12	0	38	29	0
合計	91	55	2	344	126	7

現在の位置： [トップページ](#) > [くらし・環境](#) > [安全・安心](#) > [動物愛護管理](#) > [犬・猫の譲渡事業について](#)

犬・猫の譲渡事業について

ページ番号1004616

更新日 令和1年6月20日

犬・猫の譲渡事業

岩手県では、保護した動物で所有者が見つからないものについて、致死処分頭数をできる限り少なくするとともに、地域における動物愛護思想の高揚及び適正な飼養の普及啓発を目的として、平成13年度から譲渡事業を行っております。譲渡を希望される方は、最寄りの保健所（広域振興局等の保健福祉環境部）にご連絡ください。

各保健所への連絡先、譲渡動物の情報については、以下のページをご覧ください。

[県内動物愛護管理担当課一覧](#)

[岩手県内の保護動物情報](#)

犬・猫をお譲りする方の基準（個人の方の場合）

1. 原則として、県内に在住する満20歳以上の方であること。
2. 誓約書に掲げる次の事項を守れること。
 - ・動物の本能、習性等を理解するとともに、人への危害防止等、他人に迷惑をかけないよう飼い主の責任を十分に自覚し、適正に終生飼養すること。
 - ・動物に名札を装着する等、自己の所有であることを明らかにすること。
 - ・犬については、犬の登録、狂犬病予防注射の義務を果たし、鑑札及び注射済票を犬に必ず装着すること。また、けい留するなどして確実に逸走を防止すること。
 - ・猫については、猫の健康と安全の保持の観点からも屋内飼養に努めること。
 - ・清潔な飼養及び糞等の汚物の適切な処理を心掛け、飼養場所及び周辺の生活環境を損なわないこと。
 - ・繁殖を望まない場合は、適切な時期に不妊、去勢手術を行うなどして、不幸な子犬・子猫を増やさないよう繁殖を制限すること。
 - ・動物の疾病及びけがの予防等、日常の健康管理に努めるとともに、疾病等にかかった場合は、適切な治療を受けさせること。
 - ・譲渡を受けた動物を使用して、営利を目的とした行為は行わないこと。
 - ・譲渡を受けた動物に病気、行動、その他の問題があった場合、又はその動物により何らかの問題が生じた場合においても、岩手県に対してその責任を一切問わないこと。
 - ・やむを得ず飼養が困難になった場合は、新たな飼い主を責任をもって探すこと。
 - ・広域振興局の保健福祉環境部等が実施する調査に協力すること。
 - ・上記の他、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する条例」を遵守すること。
 - ・その他、広域振興局の保健福祉環境部等の指示に従うこと。
3. 同居者からの同意を得ていること。
4. 集合住宅で飼う場合は、動物を飼うことが禁止されていないこと。

手続きの流れ

1. 申し込み・書類審査

申し込みは、お電話でもお受けしています。書類提出時に住所と本人が確認できる書類（運転免許証、健康保険証等）を提示いただきます。また、集合住宅にお住まいの方は、犬・猫の飼育を禁止されていないことを証明する書類（契約書、管理規約等の写し）を提出していただきます。

2. 譲渡前講習会のご案内
保健所の担当者から連絡があります。
3. 譲渡前講習会
法律や適正飼養について一時間程度の講習を受けていただきます。
4. 犬・猫との対面日の連絡
ご希望のあった犬・猫との対面の日についてご連絡いたします。
5. 対面・譲渡
ご希望の犬・猫と対面していただき、相性等が良ければお譲りします。この際、担当者から注意事項等についてご説明させていただきます。

盛岡市でも譲渡事業を行っています。詳しくは、以下のページをご覧ください。

[新しい飼い主を募集しています](#) ([盛岡市ホームページ](#)) ([外部リンク](#))

このページに関するお問い合わせ

環境生活部 県民くらしの安全課 食の安全安心担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

電話番号：019-629-5322 ファクス番号：019-629-5279

[お問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)

一関市 総合計画後期基本計画 （案）

（令和2年10月23日時点）

目次

第1部 重点プロジェクト	2
第2部 分野別計画	14
第3部 まちづくりの進め方	106

（第3回総合計画審議会からの加筆部分は赤字、削除部分は青字）

第1部 重点プロジェクト

○ 重点プロジェクトとは

基本構想を実現するためには、各分野の枠組みにとらわれず分野横断的に対処しなければならない課題に対し、重点的かつ戦略的に取り組んでいくことが必要です。

そこで、~~前期基本計画と同様に、引き続き~~次の3つを重点プロジェクトとして掲げ、施策の考え方、進め方を示し、具体的な施策を展開します。

○ 重点的かつ戦略的に実施すべきテーマ

【プロジェクト1】 まち・ひと・しごとの創生

我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法が制定されました。

本市においても、今後は、高齢化率の上昇や生産年齢人口と出生数の減少に伴う総人口の減少が進行することが見込まれ、地域の活力の低下など多方面に大きな影響が及ぶことが懸念されています。

人口減少社会の中にあって、地域の活力を維持していくためには、市民一人ひとりが夢や希望を持ち、豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成（まち）、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保（ひと）、及び地域における魅力ある多様な就業機会の創出（しごと）を一体的に推進することが重要です。

このため、~~本市では、まち・ひと・しごと創生法を受けて、「一関市人口ビジョン」及び「一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年に策定し、少子高齢化及び人口減少に対応してきた前期基本計画に引き続き~~「まち・ひと・しごとの創生」を重点プロジェクトに掲げ、取組を継続していくものです。

【プロジェクト2】 ILCを基軸としたまちづくり

国際リニアコライダー（ILC）は、全長20～50kmの地下トンネルに直線状に加速器を設置し、電子と陽電子の衝突実験を行い、~~施設であり~~ビッグバン（宇宙誕生）直後の状態をつくり出すことによって、宇宙創成の謎、時間と空間の謎、質量の謎などの解明に迫る素粒子実験施設です。~~国際協力によって設計開発が推進されており、本市を含む北上高地が建設候補地となっています。~~

ILCの建設には、直線のトンネル（20～50km）に精密機器を設置するための、硬い安定岩盤が条件となっており、安定した花こう岩の岩盤が南北に分布する北上高地は、平成25年8月、国内の研究者で組織するILC立地評価会議によりILCの国内建設候補地

に選定されました。その後、文部科学省のもとに設置された有識者会議での議論を経て、平成31年3月には、日本政府が初めてI L C計画への関心を表明、令和2年1月には、日本学術会議「マスタープラン2020」の学術大型研究計画に選定され、さらに令和2年6月に承認・公表された欧州素粒子物理戦略においてI L C計画に対する欧州の協力姿勢が示されるなど、I L Cの実現への機運が高まっています。

I L Cの実現により、最先端の技術や高度な人材の集積が見込まれるほか、世界中から多くの研究者等などとその家族が居住、滞在し、国際学術研究都市が形成されることが見込まれています。また、I L Cの建設と運営による経済波及効果だけでなく、教育や文化、産業をはじめとする様々な分野において大きな波及効果が期待されます。

少子高齢化や人口減少、新型コロナウイルス感染症による経済活動等などへの影響が懸念される中、I L Cは本市の未来を大きく変える可能性を持った夢のあるプロジェクトであるとともに、東日本大震災からの真の復興の象徴となるプロジェクトです。

このため、前期基本計画に引き続き「I L Cを基軸としたまちづくり」を重点プロジェクトに掲げ、取組を継続していくものです。

【プロジェクト3】 東日本大震災からの復旧復興

平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とする国内観測史上最大のマグニチュード9.0の大地震が発生し、本市では震度6弱を観測しました。この地震により発生した巨大な津波は、太平洋沿岸を襲い東北地方を中心に壊滅的な被害をもたらしました。その後も余震が断続的に発生し、同年4月7日、本市は再び震度6弱の大きな揺れに襲われ、住家などに甚大な被害を受けました。

この東日本大震災により、本市では、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染と、沿岸津波被災地の復旧復興支援という大きな課題に直面しました。

東日本大震災からの復興は、10年の歳月が経過しようとする現在も復興は完遂しておらず、今後も最優先で取り組んでいく必要があります。

震災前の市民生活の基盤と安全安心を取り戻すこと、市域や県境を越えた沿岸地域との生活、経済交流を震災前にも増して活発にすること、そして経験と教訓を生かし、市民と行政が一体となって災害に強いまちづくりを一層進めていくことが重要です。

このため、前期基本計画に引き続き「東日本大震災からの復旧復興」を重点プロジェクトに掲げ、取組を継続していくものです。

○ 重点プロジェクトの展開

【プロジェクト1】 まち・ひと・しごとの創生

○ 現状

- ・ 本市の総人口は、平成27年から毎年1,500人程度減少しており、年齢3区分別に見ると生産年齢人口及び年少人口は減少している一方で、老年人口は増加しています。
- ・ 近年の人口減少は、社会減に比べ、自然減の影響が大きくなっています。死亡数に比べ、出生数が著しく少なく、年間の出生数も平成20年からの10年間で約300人が減少しています。
- ・ 15歳から49歳までの女性人口は、減少傾向にあり、特に24歳から34歳までにかはで女性人口が著しく減少しています。
- ・ 出産時の年齢の高齢化が進んでおり、合計特殊出生率は、以前は全国や岩手県を上回っていましたが、近年では同水準まで低下しています。
- ・ 男性女性ともに10代後半から20代後半までの転出が多く、東京圏、仙台市に対して転出超過は大きく、特に女性はその傾向が強くなっています。
- ・ 高齢単身世帯や高齢夫婦世帯数が増加しています。

○ 課題

- ・ 結婚・出産・子育てに関する市民アンケート調査では、出産や子育てに支障や不安になることとして、出産・子育てにお金がかかること、出産に伴う離職による減収、仕事と子育ての両立などが挙げられています。
- ・ 市内の中高生を対象にしたアンケート調査では、様々な種類の仕事やまちのにぎわい、趣味や娯楽を楽しめる機会や環境を求める意見が多くあります。
- ・ 今後、人口に関する動向が現在のまま推移すると、令和22年(2040年)には総人口が8万2千人程度になるものと見込まれます。老年人口は、令和3年(2021年)をピークに減少しますが、ほかの世代の人口も減少することから、令和22年(2040年)には高齢化率が42.5%となります。また、75歳以上の高齢者の人口は、今後増加し、令和12年(2030年)にピークを迎えます。
- ・ 年少人口、生産年齢人口の減少により、地域経済、地域医療、介護、教育、地域文化、生活利便性及び行財政などへの影響が考えられます。

○ 基本目標

本市では、経済、雇用、労働環境など様々な要因によって若者の転出と出生数の減少とともに、高齢化が進み、人口構造の変化と人口減少を引き起こしています。

将来にわたって持続可能な地域とするためには、地域内の産業が稼ぐ力を高め、地域

内で循環する所得や資金の流れを拡大するとともに、ここに住みたい、訪れたいと思える豊かな暮らしや働き方を実現し、環境と共生しながら、健康で安心して暮らせるまちをつくることが重要です。

このような地域課題を解決するための施策を進めることによって、人口の世代間における不均衡を改善するとともに、人口減少を抑制し、令和22年(2040年)に8万9千人程度の人口を確保します。

○ 施策を進める上で重視する視点

まち・ひと・しごとの創生の施策を4に示す方向で進める上で、以下の3つの視点での施策分野においても重視していきます。

(1) SDGsの理念の具現化

「誰一人取り残さない」社会を目指すSDGsの理念を、市民、市民団体、企業、金融など多様なステークホルダーと共に実践に移していくことは、持続可能な地域社会の構築につながります。まち・ひと・しごと創生を進めていくに当たり、経済・社会・環境における地域課題について、個別に対応するのではなく、一体的に取り組み、同時解決を目指していくことが重要です。

(2) 協働・公民連携による共創

ここで暮らしたいと思える地域を創っていくためには、市民、NPO、企業、行政が公共的、公益的な活動を継続的な話し合いによる合意を基に協力して行っていく行動していくことが重要です。

また、様々な地域課題を解決するとともに、多様化する市民ニーズに応えていくためには、行政だけではなく、収益を生み出すための上げながら質の高いサービスを提供する知恵やノウハウを持つ民間と連携するとともに、公共の担い手としての役割を行政と民間がそれぞれの強みによって分担し、持続的なまちを共に創っていくことが重要です。

(3) Society5.0の推進

AI、IoTやロボティクスなどの情報通信技術は、時間や場所の制約を克服し、人の代わりや効率化を図ることで、様々な課題を解決・改善するとともに、産業の生産性や暮らしの利便性を高めていく可能性があります。未来技術の活用を様々な施策分野において未来技術の活用を検討し、取組を進めていくことが重要です。

AI、IoTやロボットなどのデジタル技術とデータの活用は、情報の共有を進め、日常生活や社会、産業において、時間や場所、人手不足などの制約を克服し、様々な課題の解決や新しい価値を創造していく可能性があります。全ての施策分野において先端技術の活用を検討し、取組を進めていくことが重要です。

○ 施策の展開

(1) 人が集うまちづくり

～地域の稼ぐ力を高め、仕事と豊かな暮らしを創出し、市内外から人が集うまちを目指します～

① 地域経済の強化

- 働く世代の減少とともに消費が落ち込んでいく中、地域の資源や特色を生かした付加価値の高い商品、サービスやコンテンツを生み出せるよう、**市内地元企業・産業間連携**の促進を図ります。
- 市内の研究機関や教育機関の協力などで、イノベーションを進め、新たな商品開発や技術開発を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大による消費行動の変化に対応するため、インターネットを通じた取引など新たな販売方法や情報伝達手段によって市内外の顧客へアプローチし、販売促進を図っていく取組や人材の育成を支援します。

② 働く場の創出

- 若者や女性が希望する職種の企業誘致と、~~時間や場所にとらわれない~~新たな働き方の定着を進め、雇用の場の創出を図ります。
- 自ら起業・創業したいというチャレンジを支援します。
- 働きがいのある市内事業所の理解促進やPRを図るとともに、暮らしと両立した働き方改革や雇用・労働環境の改善を推進し、市内外から若者の地元企業への定着を図ります。
- 産業の担い手となる人材の確保や事業承継を進めます。

③ まちの賑わい創出

- 中心市街地などのまちなかにおいて、**魅力向上に取り組んでいる人材や、遊休資産、公共空間を活用して新たな魅力を生み出す人材を育成します。**~~訪れたいくなるように、新たな魅力を生み出す人材を発掘、育成し、公共空間や遊休資産の活用によって、豊かに過ごせる空間を創出します。~~
- まちなかに複数の魅力あるエリアを作り出し、回遊しながら楽しめるまちづくりを進めます。
- **人口減少下においても、医療、福祉、商業、交通などの必要な生活機能をまちなかに確保し、市民の利便性を維持します。**

④ 新しい人の流れの創出

- 本市に興味、関心を持った市外の人との接点をつくり、離れていても**本市＝関市**を応援する人々を増やすとともに、市外の人とのコミュニケーションを

深め、課題解決のために市外からの視点やノウハウを取り入れた地域活性化を目指します。

- 本市が持つ景観や文化、産業などの魅力を体験する観光に加え、スポーツや文化などを通じて本市を訪れる人を増やし、市民との交流を促進します。
- ~~一関~~本市での暮らしや働き方を体験する機会を増やし、移住を促進します。

(2) 次世代を担う子どもを育むまちづくり

～結婚、出産、子育ての希望や生活と調和した働き方を実現し、様々な人が子育てに関わり、次世代を担う子どもを育むまちを目指します～

- ① 結婚の希望を実現
 - 市内にとどまらず、近隣自治体と連携した広域での出会いの機会を創出します。
 - 若者同士が交流を通じて人とつながる場、出会いの場を作るとともに、結婚の希望を持つ人の背中を後押しする取組を支援します。
- ② 出産の希望を実現
 - 出産における健康面や経済面での不安を解消できるよう、情報提供や相談支援の充実を図ります。~~しやすい場や機会をつくります。~~
 - 出産に伴う医療費など等の経済的な負担を軽減するとともに、~~出産時の年齢が高まる中、~~不妊治療を支援します。
- ③ 子育ての希望を実現
 - 子育てにおける不安を解消し、子育て中の親が孤立しないよう、積極的な情報提供や相談支援の充実を図るとともに、親同士のネットワークづくりや家庭、地域、社会で子育てを支える仕組みづくりを進めます。~~を構築します。~~
 - 生まれてから社会人として自立に至るまでの成長過程において、点から線へ、線から面となっていくような切れ目のない支援を行います。
 - どこに住んでいても様々な人とつながることができるインターネットや、AI、ロボットなどの情報通信技術と共存していく子どもたちが、変化へ主体的に対応し、生き抜く力を育む教育を推進します。
- ④ 仕事と生活の調和
 - 子育て世代の親が仕事か生活の二者択一ではなく、どちらもやりがいを持って暮らせる働き方に対する理解を、家庭のみならず事業所においても深める取組を進めます。
 - 働きながらも子育てや介護に携わりやすい柔軟な働き方への取組の支援や、取組を進める事業所の情報発信を促進推進します。

(3) 将来にわたり安心して暮らせるまちづくり

～生涯にわたり健康で、環境と共生しながら、安心して住み続けられる持続可能なまちを目指します～

① 健康長寿の推進

- 高齢になってもいきがいを持ち、心身ともに健康で暮らせるよう、健康づくりの推進や社会参加の機会を創出します。
- 地域における住民主体の介護予防活動を開始するとともに、~~または~~活動を継続する市民、団体を支援し、健康づくりと参加者同士のつながりづくりを推進します。
- 健診、医療及び介護データを活用し、高齢者保健事業と介護予防事業を一体的に進めることによって、~~高齢者保健事業と介護予防事業を一体的に進めることにより~~、生活習慣病の重症化を予防する取組を進めます。

② 暮らしの維持・向上

- これまで家庭の中で維持できていた日常生活が困難となっている高齢者世帯や一人暮らし高齢者世帯を支える仕組みづくりの構築を進めます。
- ~~車を保有していない場合や~~、高齢により自家用車を運転できない場合でも、~~くても、また、車を保有しなくても~~日常生活での移動を支えられるように、利便性の高い移動手段の実証を進めます。
- インターネットへ高速で接続できる環境を整備するとともに、行政のデジタル化を進め、時間や場所の制約に捉われないされない行政手続きの効率化や行政サービスの向上を進めます。

③ 地域コミュニティの維持

- 地域内の共助を支えてきたコミュニティ組織の存続や地域文化の継承などが困難になっており、地域課題を解決するための事業を進められる人材の育成や新たな支え合いの仕組みづくりを進めます。

④ 資源・エネルギー循環の推進

- 新エネルギーのさらなる活用とともに、地域で発生する廃棄物、バイオマスなどの再資源化やエネルギー資源としての活用を図ります。(いかす)
- 地域資源から効果的にエネルギーを創出します。(つくる)
- 創出されたエネルギーを地域内で有効活用し、豊かな環境を次世代に引き継ぎます。(つなぐ)

【プロジェクト2】 ILCを基軸としたまちづくり

○ 現状

- ・ ILCの建設には、直線のトンネル(20~50km)に精密機器を設置するための、硬い安定岩盤が条件となっており、安定した花こう岩の岩盤が南北に分布する北上高地は、平成25年8月、国内の研究者で組織するILC立地評価会議によりILCの国内建設候補地に選定されました。
- ・ 文部科学省のもとに設置された有識者会議での議論を経て、平成31年3月には、日本政府が初めてILC計画への関心を表明し、令和2年1月には、日本学術会議「マスタープラン2020」の学術大型研究計画に選定されました。
- ・ 令和2年6月に承認・公表された欧州素粒子物理戦略では、ILC計画に対する欧州の協力姿勢が示されました。
- ・ 令和2年8月には、国際協力によるILC準備研究所の設立に向け、高エネルギー加速器研究機構を拠点とするILC国際推進チームが立ち上がり、建設候補地である東北においては、ILC国際推進チームをはじめとした研究者コミュニティと密接に連携し、地域が主体となってILC建設に必要な受入環境整備等について、検討を進めるため、東北ILC事業推進センターが設立されました。

○ 課題

- ・ ~~ILCが実現すれば、わが国初の国際プロジェクトとしてなり、世界中から多くの研究者・技術者とその家族が居住、滞在する国際学術研究都市が形成され、この地域が世界に開かれた国際的な科学技術の拠点となることが期待されます。~~
- ・ 政府が国際プロジェクトを主導する立場として、各国との資金の分担や研究参加に関する国際調整等の早期合意を確実に進めることを、岩手県をはじめとする関係機関と連携して、働きかけていく必要があります。
- ・ ILC計画の動向や関心事項を市民に対し情報提供し、ILCの実現に向けた機運の醸成を図っていくことが重要であり、次世代を担う子どもたちをはじめ、幅広い世代にILCの価値や意義を正しく理解してもらう取組が必要です。
- ・ 本市に広がる自然豊かな風土や美しい自然、伝統ある特有の文化などの魅力を市民が再認識するとともに、その魅力を国内外に広く発信していく取組が必要です。
- ・ 関係機関と連携して、世界中から訪れる研究者など等とその家族が安心して生活できる国際学術研究都市を見据えた環境の整備を進めていくことが必要です。
- ・ 加速器関連技術を用いたプロジェクトが東北地方に展開・計画されており、その波及効果を産業面などに最大限に生かしていく取組やとILCに関わる各種産業への展開支援が必要です。

○ 基本目標

I L Cは世界で一つだけ建設される世界最先端の研究施設であり、この地域に建設されれば、本市の未来に大きな希望を与えるとともに、この地域は、世界遺産「平泉」とI L Cという世界に誇れる二つの宝物を持つがある地域となります。

本市の未来を大きく変える可能性を持った夢のあるプロジェクトであるI L Cの早期実現を目指すとともに、子どもたちが夢と希望と誇りを持って活躍できる地域や、50年先、100年先までを見据えた持続可能な国際学術研究都市の形成を目指し、I L Cを基軸としたまちづくりを進めます。

○ 施策の展開

(1) I L Cの早期実現に向けた取組

- ① 政府がI L Cの実現に向け、国際プロジェクトを主導する立場として、各国との資金の分担や研究参加に関する国際調整等の早期合意を確実に進め、早期実現に向け取り組むよう、関係機関と連携して働きかけます。
- ② I L Cの建設に向け、研究者などが実施する地域の具体的な調査に協力します。
- ③ 研究者コミュニティ及び関係機関と密接に連携し、I L C建設に必要な取組を進めます。

(2) 東北I L C事業推進センター等の関係機関との連携

- ① I L C建設候補地周辺の環境整備及び研究施設建設等に関し、地域主導で取り組むべき課題について、関係機関と連携して検討を進めます。
- ② 研究者やその家族、地域住民が暮らしやすい社会の実現に向けた検討を進めます。
- ③ I L Cを中心にサステナブル(持続可能)な地域の実現に向けた取組を、関係機関と連携して進めます。

(3) 市民の理解増進と市内外への情報発信

- ① I L Cに対する市民の関心事項について、専門家による解説セミナーや講演会などを実施して市民の理解増進を図ります。
- ② 市民に対し、市広報やホームページ等でI L C計画の動向や地域の取組について、市広報やホームページなどでなどを情報発信します。
- ③ 国内外の研究者など等に対し、美しい自然や伝統ある特有の文化など、本市北土高地の魅力を情報発信します。

(4) 人材育成、次世代教育

- ① 次世代を担う子どもたちが科学技術に対する興味や関心を持つよう、中学生最

先端科学体験研修や中学校等でのILC授業などを実施します。

- ② 子どもたちが世界中から訪れる研究者など等に対して、子どもたちが地域の歴史や文化をはじめとする本市の魅力を発信できるよう、地元学を学ぶ取組を進めます。
- ③ ILCを核とした国際研究拠点に携わる様々な分野の人材育成のための取組を進めます。

(5) 国際色豊かで暮らしやすい生活環境の整備

- ① 国内外の研究者やその家族が快適に生活できるよう、情報通信基盤や交通ネットワーク環境の整備を進めます。
- ② 世界中から訪れる研究者など等とその家族が安心して生活できるよう、教育や医療、子育てをはじめとする情報の多言語化や公共施設等における多言語対応など、国際化に対応した環境整備及び支援体制の整備を進めます。
- ③ 次世代を担う子どもたちが、英語力や国際感覚を身に付ける取組を進めます。
- ④ 国籍や民族、文化、言語、価値観などの違いをお互いに認め合い、支え合って暮らせるよう、多文化共生のまちづくりを進めます。

(6) 新しい産業・イノベーション拠点の形成

- ① 加速器関連技術を用いたプロジェクトに企業が参入できる機会の創出に取り組むとともに、産学官の交流、連携の機会の創出を図ります。
- ② ILCの先端要素技術を活用したイノベーション創出を見据え、各種産業への展開のための支援に取り組めます。
- ③ ILC建設に関わる土木、設備関連をはじめ、ILCの各種部品・装置製造や制御技術などの先端技術を担う専門人材の育成の取組を進めます。に取り組ま

【プロジェクト3】東日本大震災からの復旧復興

○ 現状

- ・ 本市は、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染が発生し、甚大な被害を受けました。
- ・ これに伴い、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国から汚染状況重点調査地域の指定を受け、震災からの復旧復興を最優先の課題として取り組んできました。
- ・ 放射性物質による汚染問題については、「市民が日常から受ける追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下となること」を目標に掲げ取り組んだ生活空間の面的除染が終了し、ホットスポット（一般住宅・事業所）の再測定調査が完了したため、除染実施計画が終了しました。
- ・ 農林業系廃棄物処理では、8,000Bq/kg以下の牧草についての処理が終了し、原木しいたけやタケノコの出荷制限が一部解除されるなどの明るい兆しもあります。

○ 課題

- ・ 汚染された側溝土砂の早期処理、学校施設への埋設により一時保管している汚染土壌（除去土壌）の処理、**牧草乾しいたけ**や稲わらなどの農林業系汚染廃棄物の処理、被害農家等の経営再建、損害賠償の迅速化など、解決しなければならない多くの課題を抱えており、最優先の課題として取り組んでいく必要があります。
- ・ 隣まちである陸前高田市、宮城県気仙沼市などの沿岸被災地では、一歩ずつ着実に復旧復興が進められていますが、生活基盤の復旧はもとより、産業、保健、医療やコミュニティなど、様々な面での一日も早い復興が望まれるところであり、できる限りの支援を行っていく必要があります。

○ 基本目標

地域経済の再生と健康不安の解消を図り、一日も早く原子力発電所事故前の環境を取り戻すとともに、被災者の生活再建支援と災害に強いまちづくりを進め、また、沿岸被災地への後方支援や県境を越えた連携の強化により、内陸部と沿岸部が一体となった生活圈、経済圏としての振興に結び付けるなど、市民生活が震災前にも増して活力あふれるものとなることを目指します。

○ 施策の展開

(1) 放射性物質による汚染問題への対策

- ① 学校、保育**施設**の給食及び給食食材の放射性物質の測定、測定結果の公開、放射線測定器の貸し出しを継続し、健康不安の解消に努めます。
- ② 市民一人ひとりが安心して日々の暮らしを送ることができるよう、放射線等に関

する正しい知識の普及に努めます。

- ③ 側溝土砂や学校施設に埋設している除去土壌の処理について、国に対して、具体的な処理方針を示すよう強く申し入れていきます。
- ④ 農林業系汚染廃棄物の処理については、近隣自治体の動向を注視し、一関地区広域行政組合と連携して国、岩手県と協議しながら取り組んでいきます。
- ⑤ 市独自に農林産物の放射性物質の測定を実施し、食の安全安心を発信することにより、風評被害の払拭に努めます。
- ⑥ 県内有数の原木しいたけ産地を守るの復活のため、関係者とともに生産意欲の向上と産地再生に取り組めます。
- ⑦ 東京電力からの損害賠償については、岩手県や市長会と連携して早急な対応を求めいきます。

(2) 被災者の生活再建支援と災害に強いまちづくり

- ① 被災者の生活再建に関する相談体制を継続するとともに、市と関係団体が連携しながら話し合いを進め、災害公営住宅に入居している被災者と地域住民との地域コミュニティ形成を支援します。
- ② 地震による住宅被害を軽減するため、耐震診断や耐震改修工事を促進します。
- ③ 防災行政情報システムのほか、コミュニティFM放送、いちのせきメール防災メール等を活用し、災害情報の迅速かつ確実な伝達に努めます。
- ④ 大規模災害に限らず、災害に迅速に対応するため、より一層の庁内連携体制の確立とともに、関係機関や相互応援自治体との連携強化を図ります。
- ⑤ 市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の結成の促進と訓練の充実、防災リーダーの育成強化に取り組めます。
- ⑥ 自分で行う災害に対する備えや災害発生時の基本行動など、必要な防災知識の普及に努めます。

(3) 近隣自治体との連携による復旧復興の推進

- ① 陸前高田市及び宮城県気仙沼市は隣まちの「近所」であり、市域や県境を越えた古くからの交流により築かれてきた、住民同士、行政同士、企業同士のお互いさまの関係のもと、近い所が助ける「近助」の精神により、沿岸津波被災地の一日も早い復旧復興に向けて後方支援を続けていきます。
- ② 国道343号新笹ノ田トンネルなど、沿岸津波被災地の地域産業の再生と発展に寄与する復興支援道路の整備促進及び早期事業化を働きかけていきます。
- ③ 内陸部と沿岸部の一体的な振興を目指し、互いの地域資源の活用や多様な交流の推進を図るとともに、交通ネットワークの充実強化をはじめ各分野における連携を強化します。

第2部 分野別計画

1. 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

1-1 農林水産業

○ 現状

- ・ 本市の農業は、自然条件と地域特性を生かし、水稲、畜産、園芸等が複合的に経営されており、年間を通じて多彩な農産物が生産されています。
- ・ 農業生産の活動は、洪水や土砂崩れを防ぎ、美しい風景や生き物のすみかを守るといった広く国民全体に及ぶ効果や多面的機能があります。また、共同活動は、農村コミュニティの維持に大きく貢献しています。
- ・ 本市の主要な農畜産物としては、米、トマト、ピーマン、なす、きゅうり、小菊、りんどう、りんご、しいたけ、肉用牛、生乳、鶏、豚~~ー~~などがあり、各品目とも東北有数の産地となっています。
- ・ 木材需要は増加傾向ですが、木材価格の低迷が続いています。収益性の向上が見通せないため、森林所有者の経営意欲が減退し、放置される森林が増加しています。
- ・ 森林は、木材等の資源を生み出すとともに、水源のかん養や国土の保全、地球温暖化防止など、多様な公益的機能を有しています。

○ 課題

- ・ 農業経営については、農業従事者の減少と高齢化~~により~~の中で、個別経営体は専門化が見られる一方で、兼業農家数が大きく減少しています。
- ・ 集落営農の組織化が進んでいるものの、担い手が不足し、生産額の減少、農地の遊休化が進んでいます。
- ・ 本市の農業の維持発展を図るためには、これからの農業を担う人材や組織を育てていく必要があります。そのためには所得の確保が重要です。所得の確保のため、生産技術や経営管理能力の向上のほか、地域農業マスタープランの実践による担い手への農地の集積、スマート農業の導入など生産の効率化が求められています。
- ・ 6次産業化や農商工連携による高付加価値商品の開発や販路の拡大など販売面での支援も求められています。
- ・ 新規学卒者など若者に対する就農支援の充実や雇用機会の拡大を図るとともに、農業後継者の円滑な農業経営の継承を推進する取組が必要です。
- ・ ~~水田農地~~の整備~~、農地~~のや集積については、基盤整備事業の導入や、農地中間管理事業の活用~~により~~を活用した集積が進んでいますが、平地は進んでいるもの~~の~~に比べて、中山間地域は取組が遅れています。

- ・ 農村地域においては、高齢化、少子化による労働力の減少**低下**が懸念されています。
- ・ 地域と農業を守るためには、農業の生産基盤を整備し、集落営農の組織化を図り、低コストで持続可能な営農形態を構築するとともに、地域の特性が活かされる農産物の生産振興や高齢者、女性の労働力を生かす営農が必要です。
- ・ 地域と農業を守る活動**については**、担い手を中心として、地域の多様な人たちの**参加共同等**によって支えられていますが、高齢化や人口減少により、活動の継続が難しくなっています。
- ・ **多面的機能支払制度等に取り組むことにより**、地域と農業を守るための活動を支援し、農村地域の構造の変化に対応した地域資源の保全管理を推進していくことが必要です。
- ・ 農村地域における生活**様式**の多様化や人口減少により、農村コミュニティの維持が懸念されています。農村地域が有する豊かな自然環境や伝統文化など、農村資源の素晴らしさを再認識し、その活用を図っていくことが求められています。
- ・ 地域資源を活かした**6次産業化**や地域の特色を生かした**教育旅行の受入・着地型観光の取組**を中心とした交流人口の**拡大の取組**を進めることが必要です。
- ・ 地域おこし協力隊員等の外部人材を受け入れて、地元住民が気づかない魅力の発掘や営農活動の向上に対する波及効果も、これからの農村コミュニティの活性化には必要です。
- ・ 農業は人々の命と健康を支える「食」に関わる産業として極めて重要であり、安全な農産物を安定的に供給する**ことが求められています**。**必要性からも**、農業振興に力を注ぎ、生産性の高い農業経営を確立していくことが必要です。
- ・ 担い手が不足している現状から、効率的な生産体制を構築することが必要であり、水稲については、低コスト生産技術の確立と売れる米づくりの推進、野菜・花きについては、施設整備助成などによる専作農家の育成、肉用牛・酪農については、飼育頭数の維持、増加への支援が必要です。
- ・ **ニホンジカやイノシシなど、野生鳥獣による農作物への被害が増加傾向にあります**。**農業経営の安定及び農家の営農意欲の減退による農地の荒廃を防ぐため、被害防止及び捕獲の取組を、効率的かつ効果的に推進する必要があります**。
- ・ 高齢化や後継者不足などによって林業従事者が減少し、適正な管理が行われず、荒廃した森林の増加が問題となっています。一方で、昭和30年代に植林した針葉樹等が既に成熟期を迎えており、これらの森林資源の積極的な利活用を推進しながら、「伐ったら植える」森林サイクルの円滑な循環により、森林を更新させながら健全な森林の育成を図る必要があります。
- ・ 本市は豊かな森林資源を有していますが、間伐などで生じた木材の多くは、現在の価格では搬出して販売してもその搬出コストを賄えないことも多く、未利用材として山林内に放置されています。

- ・ 持続可能な地域づくりの意識の高まりを受けて、これまで利用されてこなかった未利用材を地域のエネルギー資源として活用し、エネルギーの地域内での循環により、経済効果や雇用創出による地域振興を図ることが求められています。
- ・ 森林を地域の資源として生かすとともに、森林が有する多様な機能が十分に発揮されるよう、広く市民の理解と認識を深めながら、有効活用と環境保全に努めることが必要です。
- ・ 水資源を育む水源となる奥山の森林保全とともに、市民の森林学習や意識啓発にもつながる身近な里山の自然に親しむ環境づくりが必要です。

○ 施策の展開

(1) 魅力ある農業と担い手づくり

- ① 新規就農者の確保のために、研修事業や生活基盤、生産基盤の確保に向けた支援を行います。
- ② 関係機関と連携し、新規就農者や認定農業者、集落営農組織等に対し、研修の機会を設けながら経営能力や栽培管理技術の向上を支援し、農業所得の向上を図ります。
- ③ 地域農業マスタープランの話合いの機会などを活用しながら、担い手への農地集積を図ります。
- ④ **本市の農林業の魅力**を様々な機会を通じて**本市の農林業の魅力**を市内外にアピールし、市内農家出身者はもちろんのこと、首都圏等からの移住や非農家出身者などの雇用就農を含む新規就農者の確保を図ります。
- ⑤ 次世代の担い手確保のため、児童、生徒から学生等に至るまで、**農業体験など**段階的に農業の魅力を体感する機会や、農業の果たす役割・大切さを伝える機会の創出に努めます。
- ⑥ **女性が労働力を生かすための働きやすい環境整備を推進します。**

(2) 農業生産基盤の整備と担い手育成

- ① 恵まれた自然環境を活かしながら、農業を支える生産基盤の整備と併せ、地域農業を持続的に支える担い手の育成を図ります。
- ② 農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、大区画化や水路のパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化を進めることにより、水路管理の省力化、大型機械の導入による作業性の向上を図ります。
- ③ **ロボット技術やICT、IoT、AIを活用した「スマート農業」の導入による農作業の省力化や高品質生産等を推進します。**

(3) 農業の有する多面的機能の発揮

- ① 農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援します。

- ② 水路の泥上げ、農道の維持、植栽など農村環境の整備、水路などの補修や修繕に対し、地域の共同の取組を推進します。
- ③ 有機農業や化学肥料・化学合成農薬の使用を低減する取組と併せたあわせた堆肥の施用など、環境保全に効果の高い営農活動を支援します。

(4) 農村コミュニティの活性化

- ① 農地保全への取組と併せ、農村地域の多様な資源を生かした取組を推進し、農村コミュニティの活性化を図ります。
- ② 多面的機能支払制度等に取り組み、人が集い相談や共同作業を行うとともに、~~地域~~の特色を生かした教育旅行の受入・着地型観光の取組を中心とした交流人口の拡大を図りながら、農村地域活動の持続と活性化を図ります。
- ③ 農村地域の特色を生かした教育旅行の受入・着地型観光の取組を中心とした交流人口の拡大を図ります。
- ④ 外部人材を受け入れ、新たな魅力の発見や新しい風を吹き込んで農村コミュニティの活性化を図ります。

(5) 農林水産物の生産、販売支援

- ① 食の安全・安心を基本としながら、農業者の知恵と工夫をもとに、地域の特色を生かした農畜産物の生産振興を図ります。
- ② 産直活動や特産品の生産、販売など地産地消の取組を進めます。
- ③ 地域資源を活かした6次産業化や農商工連携事業に取り組む農業者や商工業者を支援します。
- ④ 地産地消・地産外商を推進し、販路拡大に向けた生産者のビジネス展開につながる支援などにより、地域の豊かなめぐみが育む一関ブランドの確立を目指します。

(6) 鳥獣による農作物被害防止対策の推進

- ① 農作物への鳥獣被害の軽減を図るため、鳥獣被害防止総合支援事業交付金を活用した被害軽減施策を推進します。
- ② 西磐猟友会や東磐猟友会と連携し、適期かつ効率的な有害鳥獣の捕獲活動に取り組めます。
- ③ 有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟免許取得者の確保に努めます。
- ④ 市民が自ら農作物を守る意識を持ち、地域ぐるみによる鳥獣被害防止の取り組みが講じられるよう啓発活動の強化に努めます。

(7) 森林の適正管理と利活用

- ① 林業の生産性向上を図るため、高性能林業機械の導入などによる林業経営体の育

成や担い手の確保、森林施業に必要な林道等の適切な維持・管理に努めます。

- ② 森林の持つ水源のかん養、生物多様性の保全等の公益的機能を発揮できる健全な森林づくりを目指し、適切な間伐等の森林整備の実施とともに、荒廃した森林が増加しないよう伐採後の再造林を推進し、森林資源の循環を図ります。
- ③ 森林環境譲与税の活用、森林経営管理法による新たな森林管理システムの推進により、多様で健全な森林への誘導による森林の保全、木材利用の促進や普及啓発を図ります。

(8) 地域木材の資源エネルギーとしての活用

- ① 未利用材を、地域内の公共施設や民間施設で木質バイオマスとして有効活用する取組を推進することにより、林業の振興やエネルギーの地産地消の推進に努めます。
- ② 市民の参画のもと、山林内から未利用材を搬出して燃料用チップや薪などに活用する取組を推進し、新たな価値を創出することにより、持続可能な取組につなげていきます。
- ③ 薪ストーブの普及と地域内で生産される薪の安定的な取引の場の**仕組みを作り**を**構築し**、地域に根差した木質バイオマスの利用を促進します。

(9) 森林と市民との関わりの創出

- ① 森林生態系保護地域など、生態系や自然環境の維持に資する優れた森林の保全を推進し、子どもたちが自然を学び、市民が心身をリフレッシュする場の創出に努めます。
- ② きれいな水、潤いのある水辺、水資源を育む水源を守るため、地域住民やボランティア団体と協力しながら、森林の機能維持を目指します。
- ③ 里山をはじめとする身近な森林は、人と自然とのふれあいの場やレクリエーションの場として、その魅力と機能の維持増進を図り、活用と保全に努めます。
- ④ 地域住民や緑の少年団等を対象にした植樹活動の機会を通じて、木を植えることの大切さと地域資源の循環に対する理解を深めます。

○ 主な指標

- (1) 新規就農者数(人/年)
- (2) 認定農業者新規認定者数 (人/年)
- (3) 農業法人数 (件)
- (4) 農用地の利用集積率 (%)
- (5) 水田整備率 (%)
- (6) 農業振興地域内の農用地 (ha)
- (7) ニューツーリズム実践件数 (人・組織戸/年)

- (8) ニューツーリズム等による交流人口 (人/年)
- (9) 振興作物(野菜)の作付面積 (ha)
- (10) 振興作物(花き)の作付面積 (ha)
- (11) 和牛子牛出荷頭数 (頭/年)
- (12) 6次産業化事業化件数 (件)
- (13) 鳥獣による農作物被害面積 (ha)
- (14)~~(13)~~ 間伐実施面積 (ha)
- (15)~~(14)~~ 再造林率 (%)
- (16)~~(15)~~ 燃料用木材生産量 (BDt/年)
- (17)~~(16)~~ 森林体験者数 (人/年)
- (18)~~(17)~~ 多面的機能支払制度に取り組む農地面積 (ha)
- (19)~~(18)~~ 多面的機能支払制度に取り組む組織数~~(ha)~~ (件)

○ 市民の参画

(1) 魅力ある農業と担い手づくり

- ※ 新規就農や退職後の農業経営・農作業への参画、農作物の栽培に挑戦しましょう。
- ※ 自分達の地域の将来の農業について話し合う、地域農業マスタープランの話し合いに参加しましょう。

(2) 農業生産基盤の整備と担い手育成

- ※ 集落営農の組織化の会議など集落の話し合いに参加しましょう。
- ※ 女性~~の~~や高齢者の労働力を活か~~す~~など、6次産業化の活動を推進しましょう。

(3) 農業の有する多面的機能の発揮

- ※ 地域内の農道、用排水路や宅地まわりを中心に、活動組織の構成員として参加し、積極的に草刈りや泥上げに協力しましょう。

(4) 農村コミュニティの活性化

- ※ 農業・農村体験などを起点とした体験型イベントに参加しましょう。

(5) 農林水産物の生産、販売支援

- ※ 農業の6次産業化や農商工連携により新商品を開発し販路拡大に取り組みましょう。
- ※ 地元産農畜産物、地元産木材を活用し地産地消に取り組みましょう。
- ※ 地元産農畜産物を活用した料理の工夫と普及に取り組みましょう。
- ※ 農産物直売所などを利用し、農業者と消費者の交流が図られるイベントなどへ参加しましょう。

※ 短期間農作業を手伝うグリーンヘルパーなどにより、繁忙期の農業者を支援しましょう。~~ゆとりある農業経営と規模拡大などを支援するグリーンヘルパー制度を活用しましょう。~~

(6) 鳥獣による農作物被害対策の推進

※ 農地周辺の笹やぶや繁みの除去・刈り払い等を行い、ニホンジカやイノシシが生息・活動しにくい環境整備に取り組みましょう。

※ 地域ぐるみで猟友会の捕獲活動を支援する有害鳥獣捕獲応援隊制度に協力しましょう。

(7)(6) 森林の適正管理と利活用

※ 伐採後は、木を植え、森林を更新しながら、「伐ったら植える」という森林資源の継続的な循環を図りましょう。

(8)(7) 地域木材の資源エネルギーとしての活用

※ 山林内に残されたままとっている間伐材などの未利用材を、バイオマスエネルギー資源として活用していきましょう。

※ 薪ストーブなどの木質バイオマスを利用する暖房器具の良さを見直しましょう。

(9)(8) 森林と市民との関わりの創出

※ 森林や身近な里山に親しむため、森の恵みを再発見する体験型イベントに参加しましょう。

※ 緑化推進活動や、緑の募金に協力しましょう。

1-2 工業

○ 現状

- ・ 本市の製造業の特徴は、情報通信機械器具、電子部品、デバイス・電子回路、食料品製造業を中心に、電気機械器具、パルプ・紙・紙加工品、はん用機械器具製造業など幅広い業種の企業が操業しており、現在、市内で操業している製造業に分類される企業は250事業所（令和元年工業統計）となっています。
- ・ 経済のグローバル化の進展、ものづくり産業の空洞化、環境問題への対策や人口減少・少子高齢化の到来など、社会経済の環境が急速に変化する中で、本市の工業の課題も大きく変化してきています。

○ 課題

- ・ 本市は、盛岡市と仙台市の間位置し、東北のほぼ中央、さらに沿岸部と内陸部をつなぐ結節点にあり、県境や市町村境にとらわれることのない中東北の拠点都市として~~岩手県南から宮城県北の経済や文化及び教育の中心となっているとともに~~、北上川流域の製造業が集積したエリアに位置しており、この優位性を生かした工業振興施策の展開が求められています。
- ・ 市内企業の大部分を占めている中小企業では、ものづくりを支える人材の確保・育成が継続した課題であり、さらには、今まで以上に高い技術、品質と生産性の向上が必要とされています。また、活力ある産業の振興を図るためには、新産業・新事業の創出、育成に向けて積極的に取り組んでいくことが重要です。
- ・ （公財）岩手県南技術研究センターや（独）国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校を活用した産学官金の連携及び支援体制の充実による人材育成、地域企業の技術力・経営力の強化が必要であり、本市工業の裾野をより広げるため、地域内企業の連携と活動の一層の促進を図るための様々な形での支援が求められています。
- ・ ものづくり産業を支え、地域の活性化を図るためには、中小企業の持続的発展が不可欠となっています。新たな市場や事業開発につながる経営資源の相互活用や補完、製品開発力・技術開発力の向上などの効果が期待できる企業間連携が求められています。
- ・ 地域内発型の産業を興すためには、継続的、総合的な支援が求められていることから、関係機関の連携強化と、内発型産業を促進するための支援体制の構築が課題となっています。
- ・ 企業においては、人手不足や生産効率の向上、販路拡大などの様々な経営課題に対応するため、IoTをはじめとする新しいIT技術の導入、活用により、経営力の強化・生産性の向上に積極的に取り組むことが課題となっています。
- ・ 「中東北の拠点都市」として、恵まれた立地状況と優遇制度の優位性を最大限に活用し、企業誘致活動を進めるほか、空き工場や産業用地の情報提供や岩手県との連携によ

る企業立地の支援など、企業ニーズに柔軟に対応した施策展開により競争力のある産業育成が重要となっています。

- ・ 本市を中心とした北上高地が国際リニアコライダー（ILC）の国内建設候補地とされていることから、岩手県を始め関係機関と連携を密にし、情報収集する必要があります。
- ・ 国際リニアコライダー誘致によって、新たな産業の創出や関連産業の集積が見込まれることから、誘致の動向を見極めながら、工業団地や貸し工場など、企業の立地環境の整備を計画的に行っていくことが必要です。

○ 施策の展開

(1) 工業の振興

- ① 工業振興計画を策定し、本市における工業の目指すべき方向性や施策を明らかにするとともに、社会動向に即応した施策・事業の展開を図ります。
- ② 高品質・高付加価値なものづくりのため、産業支援機関などと連携し、技術・技能講習や品質管理検定資格取得支援講座の開催による品質管理・分析技術などの技術・技能習得を支援するとともに、技術員による技術相談、分析や分析結果への対応等のサポート体制を強化します。
- ③ 企業の技術力、経営力を強化するため、技術開発・共同研究・高品質化への取組や、新事業活動による経営革新・取引拡大などを支援します。
- ④ 新たな取引市場の開拓を支援するため、産業支援機関と連携を図り、各種最新情報の提供に努めます。

(2) ものづくり人材の確保と育成

- ① 関係機関と連携を図りながら就職ガイダンスや企業説明会、企業見学バスツアー、企業情報交換会を実施するなど、学生、社会人等と企業の交流や情報交換の機会の充実を図ります。
- ② 技術、技能習得を目指した研修の充実を図り、高品質で付加価値の高いものづくりを支援するとともに、**高専（独）国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校**、理工系高等教育機関や産業支援機関などと連携を図りながら、企業ニーズの高い品質管理や加工技術などの研修を実施し、地域企業の人材育成に取り組みます。
- ③ 新入社員等の若手社員のスキルの向上を図るとともに、時代を担うリーダーを育成するための研修を行います。
- ④ 企業情報交換会や市広報などを通じて、地域企業の製品や技術力などの魅力を広く情報発信し、販路拡大や市場の開拓を図るとともに、地域住民への理解を深めるようPRに努めます。

(3) 地域内発型産業の振興

- ① 産学官金の連携を図り、企業間連携や共同研究への取組などによる新製品、新技術の開発及び事業化を支援します。
- ② 両磐インダストリアルプラザなど工業関係団体と連携し、地域の企業間の交流を活発にしながら、新たな事業展開や起業に向けた取組を支援します。
- ③ 他地域における企業間連携や農商工連携・6次産業化などの先進事例、成功事例の普及啓発を行い、内発型産業の機運の醸成を図ります。
- ④ IoTに関する普及啓発や、地域経済分析システム（RESAS）の活用、企業間ネットワーク構築を促進するため、各種セミナーを開催します。
- ⑤ Society5.0の実現に向けた技術革新に対応し成長するため、活用ニーズの情報収集・発信を行います。

(4) 企業誘致の推進

- ① 企業が立地しやすい環境整備と企業誘致活動を積極的に展開します。
- ② 企業ニーズを的確に捉えた立地環境の整備を進めるとともに、企業立地に対する県等の助成制度の活用を図りながら、企業誘致に積極的に取り組みます。
- ③ 企業の立地動向を的確に把握し、企業ニーズに合った工業団地の整備を検討します。
- ④ 自動車関連産業、半導体関連産業の集積の流れや国際リニアコライダー（ILC）誘致の動向などを注視するとともに、ICT・IoTといった情報関連産業や企業の研究開発部門など、将来を見通した誘致活動を展開します。
- ⑤ テレワークの普及により地方への事業展開やサテライトオフィスの設置など、新たな企業ニーズに対応できるように産業用地の整備を進めます。

○ 主な指標

- (1) (公財) 岩手県南技術研究センター試験分析件数 (件/年)
- (2) 製造業の製造品出荷額 (億円/年)
- (3) 市が行う人材育成事業の受講者数 (人)
- (4) 新製品・新技術開発の件数 (件/年)
- (5) 誘致企業数 (社)

○ 市民の参画

(1) 工業の振興

- ※ 工業をはじめとする地元産業への理解を深めるため、工場見学や市内企業が出展する展示会などに参加しましょう。

(2) ものづくり人材の確保と育成

- ※ 技術や技能を取得するため、検定受験を支援するとともに、産業支援機関などが行う各種講座に参加し、高品質で付加価値の高いものづくり産業の圏域をつくりましょう。

(3) 地域内発型産業の振興

- ※ (公財)岩手県南技術研究センターや(独)国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校などの学術研究機関を活用し、新製品や新技術の開発に挑戦しましょう。
- ※ 産学官金による情報交換や企業の取組等を知ることができる産学官イブニング研究交流会へ参加し、企業間の連携強化に取り組みましょう。

(4) 企業誘致の推進

- ※ 企業や市が行う情報発信を通じ、市内に立地した企業や産業支援機関等の活動について理解を深めましょう。
- ※ 空き工場や産業用地として活用が見込める遊休地などの情報を発信しましょう。

1-3 商業、サービス業

○ 現状

- ・ 本市の商業の状況をみると、商店数、従業員数、年間販売額ともに減少傾向が続いています。
- ・ 郊外型の大型店等の出店やインターネット通販により、各地域に形成された既存の商店街や地域に密着して立地する中小の商店の経営は厳しい状況に置かれています。

○ 課題

- ・ 市内企業の大部分を占める中小企業においては、市場開拓力、資金調達力などの確立のほか、情報発信力や地域内企業ネットワークの形成、経営を担う人材の育成が必要です。
- ・ 高齢者など、商店まで買物に行くことに對し不便を感じる市民が増えていることや、高齢者に限らず市民の消費行動に変容がみられることから、自宅で買物などができる仕組みが求められています。
- ・ 商店街を再生し賑わいを創出していくためには、商店街の各店が個性を発揮し、郊外店舗との差別化を図ることを基本に、魅力ある商品、個店ならではのサービスの提供、担い手の育成など、地域コミュニティに根差した商店街づくりが必要です。
- ・ 中小の商店の経営者が高齢化し、後継者不足がも課題です。
- ・ 一関地域市街地活性化施設「なのはなプラザ」は、平成25年4月1日のオープン以来順調に利用され、毎年およそ40万人の入館者がありますが、今以上の周辺商店街への経済的な波及効果が求められています。
- ・ 消費者ニーズの多様化から高度な情報収集能力が必要となっています。
- ・ 各地域の特色を生かした特産品は、販売だけではなく愛好者の地域への集客にもつながり新たな商業展開も見込まれることから、今後も継続的な支援を行うことが必要です。
- ・ 商店街の振興をはじめとする地域経済の活性化には、女性や若者などを中心とした起業や事業承継が大きな役割を果たすことから、起業しやすい環境づくりが求められています。

○ 施策の展開

(1) 商業、サービス業の振興

- ① 中小企業に対し事業資金の低利融資、利子補給等を行い、経営を安定させ、市内中小企業の振興を図ります。
- ② 商工会議所等の関係団体への活動を支援し、個々の中小企業への巡回指導、窓口指導の充実を図るとともに、これら関係団体と連携し、定期的に創業希望者や中小企業

における様々な課題を解決するための相談窓口等を開設し、市場開拓や情報受発信力の向上などの専門的な分野についても支援を行い、起業創業支援や中小企業の経営合理化、効率化を促進します。

- ③ 利用者の自宅まで、食品や日用品の宅配を行ったり、床屋などの役務を提供したりする事業者の情報を取りまとめ、市民に周知を行い、買物の利便性の向上を図るとともに、商業、サービス事業者の新たな顧客づくりを支援します。

(2) 商店街の活性化

- ① 商店街組合等が主体的に行う事業を支援し、商店街としての結束力を高めながら、集客につながるイベント開催などを展開し、商店街の賑わい創出と地域コミュニティの形成を図ります。
- ② 空き店舗の活用を促進し、商店街への新規参入を誘導するため、空き店舗への入居支援を行います。
- ③ 商工会議所等関係団体の事業承継事業を支援し、空き店舗を増やさない取組を行います。
- ④ なのはなプラザの活用を促進し、中心市街地の活性化を図るとともに、商店街の賑わいを創出します。

(3) 活力ある商業の振興

- ① 消費者ニーズに対応した品揃えやサービスの提供のため、商工会議所等と連携し、セミナーの開催、経営指導や従業員研修、情報交換等を支援し、個店の魅力づくりを促進します。
- ② 特産品が育まれた風土や製法等へのこだわりも含めたPRを図るため、見学体験を織り交ぜた特産品販売の取組を支援するとともに、新たな特産品開発を促進します。
- ③ 女性や若者などが、起業しやすい環境づくりを支援します。

○ 主な指標

- (1) 市等制度資金利用件数(件)
- (2) 商店街空き店舗入居件数(件/年)
- (3) 市補助金を活用したまちなかイベントの来場者数(人)
- (4) 市の施策による起業者数(人)

○ 市民の参画

(1) 商業、サービス業の振興

- ※ 市内企業の製品や品揃え等について理解を深め地元での消費に協力しましょう。
- ※ 市内の事業者を利用し商業やサービス活動を活発にしましょう。

(2) 商店街の活性化

- ※ 商店街のイベントに参加するなど、地域の魅力にふれながら商店街の活性化を応援しましょう。
- ※ 市内の商店街を利用し、まちなかの賑わいをつくり出すとともに地域の結びつきを高めましょう。

(3) 活力ある商業の振興

- ※ 本市の特産品の素晴らしさを再発見し、贈答品などに利用して、特産品の魅力を市内外に伝え「いちのせき」を売り出しましょう。
- ※ 起業者の活動に対し理解を深め、地域づくりや賑わいづくりと一緒に進める一員として起業者を応援しましょう。

1-4 雇用

○ 現状

- ・ 雇用情勢は、多くの業種で人手不足が深刻化しており、特に建設関連産業、医療、福祉関連産業を中心に、人材が充足していない状況が続いています。
- ・ 新規高卒就職希望者は100%の就職率となっているものの、地元就職率は50%を下回って推移しています。
- ・ 早期に離職する若者も多い状況です。
- ・ 多くの業種において人材不足が継続しており、ものづくりの技術者、後継者においても減少しています。
- ・ 求職者等を対象とした短期訓練では、早期就職をめざし、スキルアップに取り組むため、事務系や介護系の訓練を実施しています。

○ 課題

- ・ 人材確保と地元定着を進めるため、多様で柔軟な働き方ができる雇用・労働環境の整備を促進し、あらゆる働く意欲のある人の就業促進や地元定着を支援する必要があります。
- ・ 国、岩手県の関係機関と連携し、働き方改革運動を推進し、就労条件や働きやすい環境の整備など、勤労者福祉の充実を図る必要があります。
- ・ 職業訓練施設での長期在職者訓練の受講者数も減少傾向にあり、ものづくり人材の育成と確保、さらには、ものづくりの技術、技能の伝承が課題となっています。

○ 施策の展開

(1) 働きやすい職場環境の整備と就職支援

- ① 求職相談・職業紹介や求職者訓練、中東北就職ガイダンス・面接会の開催等を通じて、求職者の早期就業とU I J ターン就職希望者の支援に取り組みます。
- ② 関係機関と連携し、キャリア教育の支援等に取り組みます。
- ③ セミナーをの開催を通じて、就業定着と人材育成を支援するとともに、関係機関と連携して働き方改革を推進し、就労条件や働きやすい環境の整備など、働き方改革を推進し、勤労者福祉の充実を支援します。
- ④ ワーク・ライフ・バランスの推進に係る国の支援制度を紹介し、働きやすい職場環境の整備に取り組む企業が増えるように情報発信します。
- ⑤ 国や岩手県の子育て支援に関する認定制度の登録を勧め、子育てしやすい職場環境の推進につなげます。

(2) 能力開発と人材育成

- ① 関係機関との連携により、企業ニーズにあった職業訓練事業等を実施し、在職者及び求職者の知識や技術習得を支援するとともに、職業能力開発の促進に努めます。
- ② ものづくりに関する技術、技能の伝承を支援し、ものづくり産業の振興に努めます。
- ③ 各種研修会等を実施し企業の人材育成を支援します。

○ **主な指標**

- (1) 新規高卒者の管内就職率（％）
- (2) 職業訓練施設における訓練受講者数（人/年）

○ **市民の参画**

(1) **働きやすい職場環境の整備と就職支援**

- ※ 地元で働くことについて家庭や学校でも理解を深め、若者の地元就職や就業定着を応援しましょう。
- ※ 働き方改革を推進し、働きやすい職場づくりへの理解を深めましょう。

(2) **能力開発と人材育成**

- ※ 市内企業が出展する展示会を見学し、ものづくり技術や技能の伝承への理解を深めましょう。
- ※ 職業訓練や研修に参加し、学んだ専門的な知識や技術を活かしていきましょう。

1-5 観光

○ 現状

- ・ 本市の観光入込客数は、各観光地の合計で221万人回(令和元年度)に達しています。
- ・ 主な観光資源は、栗駒国定公園、巖美溪、狹鼻溪、夫婦石、室根山、一関温泉郷、みちのくあじさい園、花と泉の公園、館ヶ森高原エリアなどです。主なイベントとしては、歴史ある室根神社特別大祭、一関市・大東大原水かけ祭り、かわさき夏まつり花火大会、藤沢野焼祭、近年では、全国もちフェスティバル、全国地ビールフェスティバル、一関・平泉バルーンフェスティバル、せんまやひなまつりせんまや夜市、唐梅館絵巻などが代表的です。
- ・ 本市には、それぞれの地域に特色ある景勝地や行楽地、温泉等の観光地が数多くあるとともに、四季を通じて、多彩な祭りやイベントが開催され、国内外から観光客が訪れています。
- ・ 観光地や祭り、四季を通じたイベント等は、本市を全国に情報発信する上で重要な資源であり、地域活性化を図る上で欠かすことのできない重要な要素の一つです。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、観光入込客数は例年と比較して著しく減少しています。
- ・ 中高生の修学旅行を含めた学習旅行などの体験型観光の需要は高まってきています。
- ・ ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食：日本人の伝統的な食文化」の伝統食の例示として一関のもちが紹介されており、「もちの聖地いちのせき」の情報発信の充実に努めています。
- ・ 岩手県、関係市町と連携し、世界遺産関連資産である骨寺村荘園遺跡のPR活動等を行っていますが、観光客の増加には至っていません。

○ 課題

- ・ 観光による交流人口や関係人口の増加を図ることは、新たな産業の創出にもつながるものと期待されます。
- ・ より多くの観光客に来訪してもらうためには、本市全体のブランド価値を高めることが必要ですが、観光資源の発掘と活用、観光拠点の整備、イベント等の開催とともに、近隣市町村と連携した誘客の推進が重要です。
- ・ 岩手県南、宮城県北の多くの観光地や観光資源をつなぐ観光ルートの開発や特産品、温泉、もち食などの本市の特性を生かした魅力ある新たな観光施策の展開を図っていくことも大切です。
- ・ 一関・平泉バルーンフェスティバルを開催するほか、本市のオリジナル熱気球「黄金の國一関・平泉号」による係留体験搭乗会を市内外で開催するなど、熱気球を活用した観光客の誘客に取り組んでおり、さらなる誘客の促進が求められています。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の収束後の早急な回復を図れるよう、戦略的な誘客への取組を検討する必要があります。
- ・ 岩手・宮城内陸地震、東日本大震災や近年全国各地で相次いで発生している自然災害に備えていくためにも、防災教育が注目されており、沿岸被災地等との連携を図っていく必要があります。
- ・ 観光客の受け入れには、道路や駐車場、案内標識等の交通基盤整備を進めるとともに、観光関係団体との連携強化、観光ボランティアの育成等の受入態勢の整備など「おもてなし」を充実することが求められています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の収束後に向け、**在**インバウンド誘客回復への取組を着実に推進する必要があります。
- ・ マスクの着用や手洗いの徹底、ソーシャルディスタンスの確保といった、新しい生活様式に対応した受け入れ態勢については、事業者と連携して整備する必要があります。
- ・ ガイダンス施設である骨寺村荘園交流館(若神子亭)を核とした事業の展開や情報発信等を継続して行い、骨寺村荘園遺跡の価値や魅力について広くPRする必要があります。

○ 施策の展開

(1) 観光資源の発掘及び活用

- ① 観光振興計画を策定し、本市の観光施策の具体的な方向を示すとともに、その推進に努めます。
- ② ふるさと名物応援宣言をしたもち食文化、日本酒・地ビール類、秀衡塗、熱気球の普及や支援に努めるとともに、観光資源の掘り起こしや磨き上げをし、自然景観や温泉、郷土食や伝統芸能、地域の祭りなど特色ある観光資源と結び付け、PRに努めます。
- ③ 岩手県南及び宮城県北の広域圏をはじめ、栗駒山麓周辺市村や交流都市等との観光ネットワークを形成し、平泉町など周辺市町村と一体となった滞在型観光振興を図ります。また、滞在型観光の拠点として、美しい景観と温泉情緒が味わえる一関温泉郷のPRに努めます。
- ④ 「一関の物産と観光展」などを通じて、特産品や魅力ある歴史や風土、優れた景観など、一関ブランドの発信に努めます。
- ⑤ 一般社団法人一関市観光協会の観光案内所を本市の観光情報サービスの総合窓口として位置付けるとともに、観光案内機能の充実により観光客の視点に立ったサービス提供に努めます。
- ⑥ 観光振興を公民一体で進める一般社団法人世界遺産平泉・一関DMOを観光地域づくりの舵取り役として、観光関連事業者等の連携による地域全体の戦略的な観光地域づくりの推進に努めます。

- ⑦ 一関三大フェスティバル(全国もちフェスティバル、全国地ビールフェスティバル、一関・平泉バルーンフェスティバル)の充実と周知を図り、観光客の誘致を推進します。
- ⑧ 情報通信技術を活用した観光情報の発信や観光案内機能の充実に努めます。
- ⑨ アウトドア資源を生かした地域活性化の推進に努めます。

(2) 体験型観光の振興

- ① いちのせきニューツーリズム協議会と連携した農家民泊や農業体験、さらには特産品や伝統的工芸品などを制作する体験学習など、ここでしか得られない価値を創出する様々な体験型観光の充実と世界遺産「平泉」や祭時の災害遺構の見学による震災教訓の伝承、沿岸被災地の防災教育と連携した教育旅行の誘致を推進します。
- ② ユネスコ無形文化遺産「和食」の中で伝統食文化として紹介された一関地方のもち食文化のブランド化を図り、市内外への情報発信をするとともに、もちによる体験型観光の構築を図ります。

(3) 受け入れ態勢の整備

- ① 市民一人ひとりが「おもてなし」の心を持つよう意識の醸成を図るとともに、市民主体の観光ボランティア活動を支援し、観光客の受入態勢の充実に努めます。また、新たな観光ボランティアの養成・確保を図ります。
- ② わかりやすい観光案内板の設置や多言語化による情報発信、観光施設の充実を図ることにより、訪れる人、訪れたい人の視点に立った観光客の誘客に努めます。
- ③ 観光客の円滑な移動手段の確保のため、公共交通機関との連携を図ります。
- ④ インバウンド誘客の回復のため、魅力あるモデルコースの充実とWi-Fi環境の整備の促進を図り、外国人観光客の利便性を高め、受入態勢や環境整備に努めます。

(4) 骨寺村荘園遺跡の活用

- ① 岩手県世界遺産保存活用推進協議会等と連携し、骨寺村荘園遺跡を活用した観光客の誘致を推進します。
- ② 市民に骨寺村荘園遺跡の価値や魅力を伝えるため、ガイドンス施設である骨寺村荘園交流館(若神子亭)を核とした事業の展開や情報発信等を行います。

○ 主な指標

- (1) 観光入込客数(万人回/年)
- (2) 宿泊者数(万人回/年)
- (3) 一関温泉郷入込客数(万人回/年)
- (4) 教育旅行入込客数(人回/年)

- (5) 観光ボランティア登録者数(人)
- (6) 外国人観光入込客数(人回/年)
- (7) 骨寺村荘園交流施設利用者数(人/年)

○ 市民の参画

(1) 観光資源の発掘及び活用

- ※ 住む場所や観光地周辺の清掃活動に取り組みましょう。
- ※ 各種イベントへ参加しましょう。
- ※ 郷土料理や伝統芸能の継承に努めましょう。
- ※ 地域の観光資源への理解を深め、ふるさとの情報発信に努めましょう。

(2) 体験型観光の振興

- ※ 体験型観光やプログラムの企画立案に協力しましょう。

(3) 受け入れ態勢の整備

- ※ 観光ボランティア活動に参画しましょう。

(4) 骨寺村荘園遺跡の活用

- ※ 骨寺村荘園交流施設等で行われるイベントに参加しましょう。
- ※ 骨寺村荘園遺跡への理解を深めましょう。

2. みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

2-1 都市間交流、国際交流

○ 現状

- ・ 本市の姉妹都市は、福島県三春町、和歌山県田辺市、オーストラリア連邦セントラルハイランズ市、友好都市は埼玉県吉川市、宮城県気仙沼市となっています。各自治体とは市民交流を継続的に行っています。
- ・ 芭蕉や忠臣蔵、千葉氏など歴史的な繋がりのある全国の自治体間で、各種サミットを構成し、交流事業や観光事業などに取り組んでいます。

○ 課題

- ・ 各地域、各地区で行ってきた交流事業を全市的に広げるとともに、双方の経済交流に結びつくような取組を展開していく必要があります。
- ・ 本市の令和2年3月末現在の外国人の人口（外国人登録者数）は、898人となっており、国籍別では、フィリピン、ベトナム、中国、韓国が多くを占めています。学校教育、市民生活、災害時の対応等において、文化や言語の違いでコミュニケーションがうまくいかないなどの課題があり、地域の国際化、多文化共生の推進が必要です。
- ・ 一関市国際交流協会が行うホームステイ事業や日本語教室、~~や~~料理教室などが市民と外国人との交流の場の一つとなっています。国籍に関わらず同じ地域に暮らす市民として良好な人間関係を築くことが大切であり、一関市国際交流協会の活動支援を通じ、国際理解の啓発に努める必要があります。
- ・ 国際リニアコライダー（ILC）誘致実現後における外国人研究者などとその家族の受け入れ、生活支援等の体制を整備していく必要があります。

○ 施策の展開

(1) 多様な交流活動の推進

- ① 姉妹都市、友好都市とは、これまでの交流の経過を大切にし、さらなる市民交流の促進を図るとともに、相互の産業振興につながる事業に取り組めます。
- ② 歴史的な繋がりのある全国の自治体と連携した交流事業や観光事業などを行い、一関市の魅力発信と賑わいの創出に取り組めます。
- ③ 市民を主体とする多様な国際交流、多文化共生事業を展開することにより、市民の国際化意識の醸成と国際理解を深め、多文化共生社会の形成を図ります。
- ~~④ 市民と外国人が共に安心して暮らせる環境の整備に努めていくため、一関市国際交流協会の外国人相談窓口や通訳補助などの業務を支援します。~~
- ④ 国際ボランティア活動への支援、協力について、市民の自主的な取組を促進します。

- ⑤ 小中学校における総合的な学習や特別活動の時間を活用するとともに、社会教育事業を通じて子どもたちの国際理解を深めます。

(2) 外国人に優しいまちづくり

- ① 一関市国際交流協会の運営を支援し、連携を図りながら、外国人向けの相談窓口の開設、**通訳補助**、**様々な国籍を持った市民**と**在住外国人**との交流の場の提供などを通じ、在住外国人の声やニーズを汲み上げ、まちづくりに反映できるよう努めます。
- ② **在住外国人向け**の日本語教室の開催、**案内板**の外国語表記や、やさしい日本語での情報提供を図るなど、**在住外国人**にとって、**訪れやすく、また、安全安心な生活**ができる環境の整備に努めます。

○ 主な指標

- (1) 国内他自治体との交流事業の件数(件)
- (2) 一関市国際交流協会への相談件数(外国人含む)(件)
- ~~(3) 一関市国際交流協会主催の日本語教室の受講者数(人)~~
- (3) 多文化共生事業への参加者数(人)

○ 市民の参画

(1) 多様な交流活動の推進

- ※ 他自治体との交流事業に積極的に参加しましょう。
- ※ 交流事業で本市を訪れるセントラルハイランズ市や他自治体の学生のホームステイの受け入れに協力しましょう。

(2) 外国人に優しいまちづくり

- ※ 様々な国の文化や風習に関心を持ち、国際理解を深めましょう。
- ※ 多文化共生事業に参加しましょう。

2-2 道路

○ 現状

- ・ 本市は、1,256.42 km²と県下第2位の面積を有しており、高速道路をはじめ、国道（7路線）、主要地方道（9路線）、一般県道（30路線）などにより骨格的な道路ネットワークが形成されています。

○ 課題

- ・ 国道4号は、朝夕の交通渋滞が慢性化しており、4車線化による整備が課題となっているほか、国道4号を補完する、渋滞緩和及び災害時の避難・支援ルートの確保を図る新たな南北の幹線道路の整備も課題となっています。
- ・ 近年、全国的に風水害等が多発しており、災害時の迅速な救援活動や救急活動のためには、東西に広がる市域を横断し、沿岸部と内陸部を結ぶ国道284号や343号、さらに、本市から宮城県へ通じる国道342号、456号、457号の急カーブ・急勾配の解消や狭隘部の改良など、安定した車両の通行が確保できる道路の早期整備が課題となっています。
- ・ 道路整備は、市民の安全確保と利便性向上を図るとともに、災害時の輸送等を支える上からも、各地域において一体的な整備、改良を推進する必要があるとあり、地域間を結ぶ広域的な幹線道路や地域に密着した市民生活にとって関わりの深い生活道路の整備が必要となっています。
- ・ 歩行者の安全確保のための歩行空間の整備、防護柵、カーブミラー、交通標識等の設置などの交通安全施設の整備、さらに、ユニバーサルデザインに配慮した歩道のバリアフリー化や街並みの整備、保存などにも努めていく必要があります。
- ・ 良好な道路環境を維持管理していくためには、老朽化した道路施設の長寿命化や適正な維持管理により市民の安全安心と快適な道路環境の維持を図るとともに、地域住民の協力を得ながら協働での取組を進めることが必要です。

○ 施策の展開

(1) 広域ネットワークの充実

- ① 東北縦貫自動車道、三陸縦貫自動車道、東北横断自動車道、みやぎ県北高速幹線道路とのアクセス向上を図ります。
- ② 国道4号は、高梨交差点から一関大橋北交差点までの交通事故対策事業の早期完了、高梨交差点以南並びに大槻交差点以北平泉バイパス境までの渋滞解消を図る早期4車線拡幅整備などを関係機関に働きかけます。
- ③ 国道284号は、石法華地区の早期完成などを関係機関に働きかけます。
- ④ 国道342号は、白崖地区の早期完成、花泉バイパスから宮城県境までの早期整備、

大槻交差点から一関東工業団地を経て、金沢地区までのルート変更などを関係機関に働きかけます。

- ⑤ 国道343号は、新笹ノ田トンネルの早期事業化、渋民地区の早期完成などを関係機関に働きかけます。
- ⑥ 国道456号は、大東・千厩・藤沢地域における改良整備などを関係機関に働きかけます。
- ⑦ 国道457号は、一関市萩荘地区における道路改築などを関係機関に働きかけます。
- ⑧ 県道は、主要地方道一関北上線（山目駅前釣山線の事業完了区間以北の早期事業化）、一関大東線（東山町柴宿から大東町摺沢までの抜本的な改良整備等）、花泉藤沢線、弥栄金成線、本吉室根線などの整備促進、一般県道の整備促進並びに国道4号を補完する西側ルートの整備などを関係機関に働きかけます。
- ⑨ 一関市・気仙沼市間の地域高規格道路の早期実現を関係機関に働きかけます。

(2) 市内ネットワークの拡充

- ① 市道や都市計画道路は、市民生活の利便性の維持、向上と安全で円滑な交通を確保し、災害時においても地域拠点と集落の輸送等を支えるため、地域の実情を踏まえつつ、効率的、効果的な整備を図ります。
- ② 市内の地域間を結ぶ広域的な幹線道路やJRの各駅、東北縦貫自動車道インターチェンジ、病院、消防署、公共施設、工業団地などの拠点を結ぶ主要な道路は、交通量や緊急度、道路網としての位置付け等を総合的に検討し整備に努めます。
- ③ 地域に密着した生活道路は、交通量、道路幅員、危険箇所の解消等の緊急度などを総合的に検討して、地域ごとに整備計画を作成し、計画的な整備に努めます。

(3) 安全安心で快適な道路環境づくり

- ① 歩行者や自転車、視覚障がい者や車いす利用者の安全を確保するため、歩道や歩行者通行帯の整備、段差解消、勾配緩和等を進めるとともに、通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路等の安全対策の充実に努めます。
- ② 橋梁、トンネル、道路附属物等の点検、診断を定期的に行い、計画的な修繕、更新により道路施設の長寿命化を図るとともに、地域住民等との協働により、道路環境の適正な維持管理や交通の安全確保に地域住民等との協働により努めます。
- ③ 誰もが見やすくわかりやすい交通案内標識の設置など、利用しやすい交通環境の整備に努めます。
- ④ 冬季期間の交通機能を確保するため、適切な除雪に努めます。

○ 主な指標

- (1) 市道改良率 (%)

- (2) 市道舗装率(%)
- (3) 健全性診断で「早期措置段階」と判定された橋梁数(橋)

○ 市民の参画

(1) 広域ネットワークの充実

※ 広域的な幹線道路の整備促進を要請する活動に協力しましょう。

(2) 市内ネットワークの拡充

※ 道路整備に当たっては、地域内の合意形成づくりや、用地・工事などの事業実施に協力しましょう。

(3) 安全安心で快適な道路環境づくり

※ 冬期の安全な交通を確保するため、道路の除雪に協力しましょう。

※ 道路清掃や草刈りなどを行い、道路環境の整備を図りましょう。

2-3 公共交通

○ 現状

- ・ 公共交通は、自動車を利用できない市民の日常生活や、本市を訪れる観光客などにとって欠かすことのできない社会基盤となっています。
- ・ 利用者の減少や、運行事業者における運転手不足により、民間路線バスの廃止や減便が生じています。また、同様に、市営バスも利用者が減少傾向にあり、行政の財政負担が増加しています。
- ・ 高齢化社会の進展により、高齢者からは、バス停までの移動が困難で、バスが利用できないとの意見が寄せられています。また、高齢者による自動車事故が社会問題化しています。

○ 課題

- ・ 地域特性や利用者ニーズに合わせて運行内容や利用環境を見直し、地域住民の移動の役に立つ公共交通に再編していく必要があります。
- ・ まちなかの賑わいを創出し、市民や来訪者の利便性と回遊性を向上させるため、一ノ関駅周辺と公共施設や病院、商店街などを結ぶバス路線を整備する必要があります。
- ・ 経済、観光、交流の移動拠点となる一ノ関駅の利便性の向上が求められています。また、駅での乗継、観光地へのアクセス向上などが必要となっています。

○ 施策の展開

(1) 公共交通ネットワークの形成

- ① 一関、花泉、大東、千厩、東山、室根、川崎、藤沢の各地域において、病院や商店、公共機関が集積しているような地域の中心となるエリアを「拠点エリア」と位置づけ、それぞれの拠点エリアを結ぶ、地域を越えた交通ネットワークの維持、確保を図ります。
- ② 各地域内では、拠点エリアと、それぞれの集落や自宅を結ぶ公共交通ネットワークの維持、確保を図ります。なお、市営バス、廃止路線代替バスの1便あたり平均乗車人数が2.0人未満の路線は、デマンド型乗合タクシーへの再編等を進めます。
- ③ 市民がまちなかを気軽に移動できる移動手段、観光客などの来訪者が利用しやすい移動手段として市街地循環バスの導入に取り組みます。

(2) 公共交通の利便性向上

- ① 待合環境の向上や交通情報などの提供を行うとともに、ダイヤの見直し、乗り継ぎ時間の改善を行い、公共交通の利便性の向上を図ります。
- ② 外国人を含む観光客が、公共交通を利用して目的地までスムーズに移動できるよ

う、各種メディアを利用した情報提供や、バス停表示をはじめとしたバス情報の多言語化に取り組みます。

(3) 一ノ関駅の拠点性の向上

- ① 一ノ関駅に停車する新幹線の本数及び在来線の本数の増加をJRに要望します。
- ② 駅構内への無料公衆無線LANサービスの導入、交通系ICカードの対応エリアの拡大をJRに要望します。
- ③ 一ノ関駅の東西を歩行者等が自由に往来できる東西自由通路の必要性等について、関係事業者との検討を進めます。

○ 主な指標

- (1) 拠点間を結ぶ路線バスの乗車人数(人/年)
- (2) 市営バス、廃止路線代替バス、デマンド型乗合タクシーの利用率(%)
- ~~(3) 一ノ関駅を中心とした循環型バス路線数(路線)~~
- (3) 一ノ関駅乗車数(1日当たりの乗車数)(人/年)

○ 市民の参画

(1) 公共交通ネットワークの形成

※ 積極的にバスやデマンド型乗合タクシーを利用しましょう。

(2) 公共交通の利便性向上

※ バス停周辺の環境美化に取り組みましょう。

※ 住民懇談会などに参加し、情報と課題の把握、共有を図りましょう。

(3) 一ノ関駅の拠点性の向上

※ 積極的に鉄道を利用しましょう。

2-4 地域情報化

○ 現状

- ・ 情報通信技術 (ICT)のサービスは、日常生活や経済活動に活用されており、ICT を活用した働き方改革などの取組が行われています。

○ 課題

- ・ 超高速大容量通信サービスが普及していく中で、光ブロードバンドサービスの提供エリアやスマートフォン等による通信エリアは、市内全域をカバーされていません。エリア拡大のため、通信事業者へ働きかけていく必要があります。
- ・ 地上デジタルテレビの視聴については、山間部などの地形的に不利な地域が多く、テレビ難視聴の解消のため、テレビ共同受信施設は必要であり、継続して維持管理等を支援していく必要があります。
- ・ 地上デジタルテレビ放送をワンセグ波による受信を余儀なくされている世帯が市内に点在していることから、引き続き抜本的な解決について国、**岩手県**等に要望していく必要があります。
- ・ 市ホームページの閲覧は50%以上がスマートフォンなどのモバイル端末からであることから、様々な媒体に即した行政情報の発信に取り組む必要があります。

○ 施策の展開

(1) 情報通信基盤の整備と活用

- ① 超高速ブロードバンドサービスの基盤となる光ファイバーの未整備エリアの解消を進めます。
- ② 携帯電話の不感地帯**が**の解消**となる**されるよう、事業者に働きかけます。
- ③ 地上デジタルテレビ放送のワンセグ波によらない受信対策を国、**岩手県**に働きかけ、またテレビ共同受信施設組合に支援を継続します。

(2) 情報の受発信と共有の促進

- ① 協働のまちづくりに資するよう市民と行政、市民と市民のコミュニケーションの基礎となる情報の受発信と共有を促進します。
- ② コミュニティ FM 放送やソーシャルネットワークサービス (SNS) などを活用し、地域に密着した身近な情報提供や緊急時、災害時の情報伝達を行います。
- ③ 広報紙を~~始めはじめ~~、ホームページ、SNS など多様な媒体の**それぞれの特性を生かした活用**により、行政情報を分かりやすく提供します。

○ 主な指標

- (1) FTTH 利用可能世帯率（％）
- (2) 市の公式ホームページアクセス件数（件）

○ 市民の参画

(1) 情報通信基盤の整備と活用

~~※ テレビ共同受信施設の維持・運用を継続して行います。~~

※ 日常生活の中で超高速ブロードバンドサービスを活用しましょう。

(2) 情報の受発信と共有の促進

※ ~~市民と行政~~市民同士のコミュニケーションの基礎となる行政情報を積極的に受信発信し、様々な情報を共有しましょう。

2-5 地域づくり活動

○ 現状

- ・ 住みよいまちづくりを進めるため、地域コミュニティの基盤となる自治会等の果たす役割がより重要となってきました。しかしながら、少子高齢化や価値観の多様化、ライフスタイルの変化など、地域社会の環境の変化は、構成員の高齢化や人員不足、後継者不足、活動の低迷など自治会運営にも影響を与えている現状にあります。
- ・ 平成28年度から市民センターの地域管理が進んでおり、地域協働体による指定管理が行われています。

○ 課題

- ・ 現在33の地域協働体が設立されておりますが、市内のすべての地域に地域協働体が設立されることが望まれます。
- ・ 令和2年4月時点では23の市民センターが地域管理に移行しておりますが、34すべての市民センターが地域管理に移行し、地域づくりの拠点としてこれまで以上に活用されることが望まれます。
- ・ 今後、地域コミュニティ活動を活性化するためには、地域コミュニティの基盤である自治会等の組織の強化充実を図るとともに、地域コミュニティの連携組織である地域協働体などによる地域協働の取り組みが重要となります。

○ 施策の展開

(1) 地域づくり活動の啓発と意識醸成

- ① 全地域での地域協働体の設立と、活動の活性化に向けて、地域協働体支援事業費補助金や地域協働体活動費補助金などにより活動を支援します。
- ② 市民センターの地域管理化を段階的に進め、全ての市民センターが地域協働体による指定管理に移行するよう、地域への働きかけを行います。
- ③ 地域住民や市民活動団体が、積極的に地域づくり活動に参加する機運を高めます。

(2) コミュニティ活動の充実

- ① 地域コミュニティの基盤である自治会等の活動やコミュニティ活動の拠点となる自治集会所等の整備を支援します。
- ② 自治会等が取り組む自主的な地域づくり活動を支援します。

○ 主な指標

~~(1) 地域協働体の設立数（団体）~~

(1) ~~自治会等登録団体に占める~~自治会等活動費総合補助金活用団体の割合（％）

○ 市民の参画

(1) 地域づくり活動の啓発と意識醸成

※ 地域の一員として、地域づくり活動の果たす役割について理解を深めましょう。

※ 地域づくりの当事者として、地域協働体に参加、または地域協働体の事業に参加しましょう。

(2) コミュニティ活動の充実

※ 地域のことを知り・学び、地域課題の共有と解決策の話し合いを行い、コミュニティ意識を高めていきましょう。

※ 活力ある地域づくりのため、地域の活動に参加しましょう。

※ 市民一人ひとりが心をあわせて活力あるまちづくりを進めるため、地域が協力して美しい環境をつくるなど、市民憲章の精神を実践する活動に取り組みましょう。

2-6 移住定住、関係人口、結婚支援

○ 現状

- ・ 本市の総人口は、平成27年から毎年1,500人程度減少してきており、生産年齢人口及び年少人口は減少している一方で、老年人口は増加しており、人口構造が変化しています。
- ・ 人口構造の変化と人口減少により、地域の活力低下など多方面に大きな影響が及ぶことが危惧されています。

○ 課題

- ・ 人口減少に伴う地域活力の低下や生産性の低下などに対処し、活力ある地域社会を維持していくため、本市への移住定住を促し、人口の定着を図っていく必要があります。
- ・ 様々な移住定住施策を展開してきましたが、移住人口の増だけではなく、~~一関~~本市と継続的な関わりを持つ関係人口を確保するための取り組みが必要です。
- ・ 地域コミュニティの維持と活性化を図るため、住民同士あるいは移住者や関係人口との交流を進めることが必要であり、新たな人材を地域で受け入れるための環境整備が必要です。
- ・ 人口減少が進む中であっても、住んでいる市民が「住みつづきたい」、「いい市だ」と思えるように、移住者との交流や関係人口の創出などの新しい視点を取り入れながら地域を盛り上げるための仕組みづくりが必要となっています。
- ・ 人口減少や少子化の要因の一つとして、未婚率の高さや晩婚化が考えられ、人口減少を少しでも緩やかにするため、結婚活動支援が求められています。
- ・ ~~市単独では結婚に結びつきにくい~~ため、一関市結婚活動サポートセンターを運営して結婚活動を支援するとともにサポートしているが、~~市単独では結婚に結びつきにくい~~ため、近隣自治体と連携し、広域的な事業展開を図る必要があります。
- ・ 結婚活動に対する個人意識が多様であり、独身男女が結婚に対し積極的になるような出会いの場の提供が求められています。

○ 施策の展開

(1) 移住定住の促進

- ① 人口減少の流れに歯止めをかけ、人口減少に伴う影響を少なくするため、移住定住の促進と、地域住民と行政の協働による移住者の受け入れ環境づくりを進め、地域活力の維持増進を図る必要があります。
- ② 人材不足の課題に対処するため、若者のUターンや子育て世帯の受入強化を図る必要があります。
- ③ 移住希望者のニーズに対応した地域情報に加え、豊かな自然、交通の利便性、各施

策など本市の魅力の積極的な情報発信に努めます。

- ④ 空き家バンクの充実による住まいの支援、移住定住者を支援する制度の充実を図ります。

(2) 関係人口の創出

- ① 移住定住に限らず、関係人口の創出にも取り組み、地域活力の維持増進を図る必要~~が~~あります。
- ② 都市間交流関係自治体の居住者や各ふるさと会、在仙サポーターなど、本市にゆかりやご縁のある方々との交流をこれまで以上に深め、関係人口として携わる取組~~を行います~~つていただく取組が必要です。
- ③ いちのせきファンクラブ会員や一関市ふるさと応援寄附者~~(ファン予備軍的位置づけ)~~などに関係人口として本市に深く関わってもらうための取組~~を行います~~が重要~~です~~。

(3) 結婚活動の支援

- ① 自分みがき講座の開催などを通じて、若者のスキルアップなど、結婚に対する意識や考え方を社会とのつながりの中で捉えられる機会の創出を図ります。
- ② 地域行事、地域活動への参加や交流活動を通じ、人とのつながりの場、出会いの場を地域や市全体でつくり上げていく環境づくりに努めます。
- ③ 結婚に対する個人の意思を尊重しながら、出会いの場の提供や結婚を希望する单身男女の相談等、イベントの開催や縁結び支援員事業等~~を実施開催~~し、対象者のサポートに努めます。
- ④ 結婚活動への支援は、4市町合同婚活事業等~~を実施~~し、近隣自治体と連携しながら、広域的な事業展開を図ります。

○ 主な指標

- (1) 移住定住環境整備事業等を活用して移住した移住者数 (人/年)
- (2) いちのせきファンクラブの会員数 (人)
- (3) 結婚祝金交付件数 (件/年)
- ~~(4) 婚活事業によるカップル成立割合 (%)~~

○ 市民の参画

(1) 移住定住の促進

- ※ 一関市に移住して生活したい人のために、利活用可能な空き家を「空き家バンク」に登録し、有効活用しましょう。
- ※ 移住者の受入環境整備のため、行政と地域住民等との支援体制をつくりましょう。

※ 各種支援制度を有効活用しましょう。

(2) 結婚活動の支援

※ 独身男女の出会いの場となるイベント等の開催に協力しましょう。

※ 4市町合同婚活イベントに参加しましょう。

※ 結婚活動に関する支援制度の活用を進めましょう。

3. 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

3-1 子育て

○ 現状

- ・ 子どもの貧困をめぐる状況は様々で、経済的要素だけではなく、子どもが希望や意欲を削がれるそがれる要因も多様化しています。
- ・ 核家族や地域コミュニティの希薄化に伴い、子育てへの不安やストレス、子育ての孤立感を持つ親が多く、市では平成28年に一関保健センター内に一関子育て支援センターを開設し、子育ての相談や子育てひろば、支援が必要な子どものための各種支援教室を開催し、子育てをする親の支援を行っています。
- ・ 少子高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立や家庭の育児力の低下、子どもの虐待が大きな社会問題となっています。

○ 課題

- ・ 少子高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化により、出産や育児に対して身近な親族や近隣等の協力が得られにくくなっており、子育て経験者、高齢者、子育てボランティア等と子育て関係機関の連携を強化し、地域の人たちが子育てへ関心を持ち、理解を深めて、地域全体で子育て家庭を支えていくことが必要です。
- ・ 妊娠、出産、育児についての総合的な情報提供や活動、相談ができる子育て支援の拠点となる施設や環境が求められています。
- ・ 現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指して、経済的な支援のみならず、地域や社会全体で課題を解決するという意識で取り組むことが重要となっています。
- ・ 今後も、子どもの育ち成長とともに親自身も成長し、子育てが楽しく感じられるような親支援を行う必要があります。
- ・ 幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要であることから、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが必要です。
- ・ 幼児教育・保育の無償化の実施による保育需要の増加を踏まえ、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必要です。
- ・ 女性の社会進出の増加とともに働き方も多様化しており、教育・保育や子育て施策に対するニーズも多様化し、それに応えられるサービスや提供体制が求められています。
- ・ 子どもの健全な発育・発達を促すためには、疾病予防や健康管理だけでなく、育児不安や負担感の軽減等のきめ細かな支援や地域全体で子育て家庭を支えていくことが必要です。
- ・ 就学前児童に対する教育、保育サービスに引き続き、保護者の就労等で昼間、放課後

等において家庭に保護者のいない児童に対し、安心して安全な居場所を提供する必要があります。

○ 施策の展開

(1) 妊娠、出産、子育て支援の充実と環境づくり

- ① 妊娠、出産、子育てに関する総合相談窓口を設置し、切れ目のない支援に努めるとともに、効果的な情報発信に努めます。
- ② 妊娠、出産、子育てに係る相談、支援の強化を図るとともに、子育ての孤立感を払拭できる安定した居場所（子育てひろば）を充実し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを目指します。
- ③ 発達相談により、早期療育支援につながるよう努めるとともに、保護者支援に努めます。

(2) 地域で子育てを支える仕組みづくり

- ① 地域の人たちが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、教育・保育施設において地域行事への積極的な参加、文化伝承活動を取り入れながら、地域ぐるみで子育てに関する意識の啓発に努めます。
- ② ファミリー・サポート・センターの利用を促進するとともに、子育て中の家族が安心して外出できるよう、赤ちゃんの駅への登録や地域の居場所づくりを推進し、地域全体で子育てを支援する環境づくりに努めます。
- ③ 子育て家庭の積極的な地域行事等への参加を促進するため、様々な団体等が行っている活動に関する情報提供の充実を図ります。

(3) 母子の健康保持の推進

- ① 妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、予防接種などの母子保健事業を通して、母子の健康保持や育児不安の解消に努めます。

(4) 低所得世帯の子どもへの支援の充実

- ① 子どもの貧困対策においては、第一に子どもに視点を置いて、切れ目のない施策を実施するとともに、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させないように配慮していきます。
- ② 支援情報が十分に対象者に届くよう情報発信や相談体制も含めて支援の充実に努めるとともに、「個別支援」と「対象者を限定しない支援」の両輪で取り組んでいきます。

(5) 幼児教育及び保育環境の充実

- ① 保護者等のニーズを的確に捉えた上で幼稚園施設と保育施設の設置状況などの地域の実情を踏まえ、認定こども園への移行などにより、等保育環境の整備を推進します。
- ② 延長保育、一時保育、障がい児保育、休日保育、病後児保育など、様々な保育ニーズへのきめ細かな対応に努めます。

(6) 児童育成支援の環境整備

- ① 地域のニーズを的確に捉え放課後児童クラブ等による子どもたちの安全・安心な居場所の確保を図るとともに、事業運営を行う団体などに必要な財政支援等を行います。また、放課後子ども教室との連携などにより、地域との交流を図ります。
- ② 児童虐待のない地域づくりに向け、発生予防、早期発見、早期対応、相談対応機能の充実及び再発防止のために関係機関との連携強化を図ります。

○ 主な指標

- (1) ファミリー・サポート・センター会員登録者数(人)
- (2) 妊婦健康診査受診率(%)
- (3) 産婦健康診査受診率(%)
- (4) 子育てひろば利用人数(人/年)
- (5) 認定こども園数(園)
- (6) 待機児童数(人)
- (7) 放課後児童クラブ設置数(件)

○ 市民の参画

(1) 妊娠、出産、子育て支援の充実と環境づくり

- ※ 出産や子育てなどに不安や悩みがある時は、一人で悩まず、相談窓口を利用しましょう。

(2) 地域で子育てを支える仕組みづくり

- ※ 子どもたちが、地域の伝統や文化を学び、世代間交流が図られるような行事や活動を積極的に開催し、地域ぐるみで子育てを応援しましょう。

(3) 母子の健康保持の推進

- ※ 妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、予防接種を受けましょう。

(4) 低所得世帯の子どもへの支援の充実

- ※ 関係団体や民生委員・児童委員と連携し、子育て支援のためのネットワークづくり

や子育て支援のための活動に積極的に参加しましょう。

(5) 幼児教育及び保育環境の充実

※ PTA や保護者会の活動を通じ、教育、保育活動の場に参加し、子育て支援についての理解を深めましょう。

(6) 児童育成支援の環境整備

※ 地域で、児童クラブ等の活動を支援しましょう。

※ 地域で、子育てに不安や悩みがある家庭を支援しましょう。また、虐待の疑いがある家庭を発見した時は、関係機関に速やかに連絡しましょう。

3-2 義務教育、高等教育等

○ 現状

- ・ 高等学校、高等教育機関は、地域の産業、経済、教育、福祉、文化など、幅広い分野の振興に大きな役割を果たしています。

○ 課題

- ・ 自ら学び、考え、行動する「生きる力」の育成に向け、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導や体験的、問題解決的な活動の充実などにより確かな学力の育成を図るとともに、豊かな人間性を育むための心の教育を一層推進していくことが求められています。
- ・ ことばの力やコミュニケーション能力、情報活用能力や国際感覚、児童生徒の職業観や勤労観など、社会を生き抜く力の育成が求められています。
- ・ 不登校やいじめ、児童虐待などへの対応については、学校と家庭、地域社会が、より緊密に連携した取組が求められており、地域に開かれた学校運営を進め、たくましく元気な子どもの育成に向けた、地域ぐるみの活動を展開していくことが重要です。
- ・ 子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、登下校時の安全確保が求められています。
- ・ 児童生徒数の推移を踏まえ、地域の合意形成を図りながら、より良い教育環境の確保に向けた学校規模の適正化に取り組む必要があります。
- ・ 老朽校舎の改修、バリアフリー化など、学校施設の整備が求められています。
- ・ 高等学校、高等教育機関は、地域に根ざした特色ある教育機関として発展していくため、地域にある自然や施設、人材などの資源を有効に活用する一方で、研究成果や情報などの知的資源の地域への還元や公開講座の開催など、地域と高等教育機関がお互いに支え合う関係の構築が求められています。
- ・ 創造力豊かで人材の育成やものづくりの技能を習得できる施策の展開など、特色ある取組が求められています。

○ 施策の展開

(1) 教育内容の充実

- ① 子どもたちの個性を大切にしながら、社会の変化に対応できる確かな学力とたくましく心豊かな人間性を培い、社会を生き抜くことのできる人づくりを目指します。
- ② 市独自の学力検査や国、**岩手県**が実施する学力調査を分析し、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導により確かな学力の育成に努めます。
- ③ 授業の到達目標を児童生徒が共有し、意欲を持って学び、基礎的、基本的な知識や技能を確実に身に付けるため、研究実践を通して授業改善を図ります。

- ④ 道徳の時間や自然体験、社会体験などの体験活動の充実を図りながら、学校教育活動全体を通して、豊かな心の育成に努めます。
- ⑤ 美しい日本語との出会い、ことばの響きやリズムを楽しむ「ことばの力」を育む学習活動を推進します。
- ⑥ 学校における新型コロナウイルス感染症対策を講じるとともに、「新しい生活様式」を意識した中で教育課程の着実な実施及び学習活動の充実を図ります。

(2) 地域の連携強化と学校運営の充実

- ① 登下校時の安全確保を図るため、スクールガードの配置や地域ボランティアなどの協力を得て、地域社会全体で、子どもたちを見守り育てていく環境づくりを進めます。
- ② 地域の人材をゲストティーチャーや学校支援ボランティアとして活用し、地域の力を生かした学校運営や学習活動の充実に努めます。
- ③ 不登校やいじめなどの相談に適切に対応するため、スクールカウンセラーや適応支援相談員を配置するなど、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、適応支援教室での指導、相談を行い、学校復帰に向けて支援します。
- ④ 児童生徒指導連絡会議やいじめ問題対策連絡協議会を開催し、関係機関等との連携のもと、いじめや非行の早期発見、未然防止に努めます。

(3) 教育環境の整備充実

- ① 校舎や屋内運動場等の施設の長寿命化を見据えた改修を行うなど、学校施設の安全安心の確保を図ります。
- ② ユニバーサルデザインの観点から施設のバリアフリー化に努めます。
- ③ 望ましい教育環境のあり方を考慮した上で、地域の実情を勘案しながら、小中学校の統合等により学校規模の適正化に努めます。
- ④ 学校統合に伴う遠距離通学児童生徒には、スクールバスの運行などにより通学手段を確保するとともに、老朽化したスクールバスの更新を図ります。
- ⑤ スクールバスが利用できない遠距離通学児童生徒に対して、遠距離通学費補助金等による支援を行い、通学に要する費用負担の軽減を行います。
- ⑥ 地域の見守り活動の協力をいただきながら、登下校時における児童生徒の安全確保に努めます。
- ⑦ 情報通信技術（ICT）の習得に必要な機器の整備や教育設備備品、図書の実など、学校教材等の充実に努めます。
- ⑧ 体育、文化等の活動において、優れた成績を収めた市内の学校に在学する児童、生徒、学生を顕彰し、意欲の向上を支援します。
- ⑨ 調理業務の民間委託など、効率的な運営と徹底した衛生管理による安全安心な学

校給食の提供を行います。

- ⑩ 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者の負担を軽減し、子どもたちの就学を支援します。

(4) 高等教育機関等の充実

- ① 将来を担う若者たちが優れた専門能力や豊かな人間性を培うことができるよう、高等教育機関等における教育環境やものづくりの技能の習得などの教育内容の充実を支援するとともに、産業振興や地域の活性化に寄与する取組を支援します。
- ② 高等教育機関が有する専門的な知識、技術を地域社会に生かすため、学校の公開講座等の開催を支援します。
- ③ 産業の活性化に向けた産学連携の取組をはじめ、生涯学習や地域活性化など、様々な分野での地域との連携を促進し、高等教育機関が有する知的資源のまちづくりへの還元を図ります。
- ④ 高等教育機関等が取り組むインターンシップなどの実践教育やシンポジウムなどの研究活動の啓発を図り、有為な人材の育成を地域ぐるみで行う環境づくりを促進します。
- ⑤ 高等教育機関等の充実強化を支援するとともに、市内高校生にとって地元高等教育機関等への進学が選択肢となるよう、各校の情報提供に努めます。
- ⑥ 奨学金制度の充実を図り、経済的理由により修学が困難な学生に対して学業が継続できるよう支援します。

○ 主な指標

- (1) 全国学力、学習状況調査の小学校算数の正答率 (%)
- (2) 全国学力、学習状況調査の中学校数学の正答率 (%)
- (3) 国の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における小学校教員のICT活用指導力の実態（児童のICT機器活用を指導する能力）の肯定回答の割合 (%)
- (4) 国の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における中学校教員のICT活用指導力の実態（生徒のICT機器活用を指導する能力）の肯定回答の割合 (%)
- (5) 小中学校数（校）

○ 市民の参画

(1) 教育内容の充実

- ※ 子どもたちの学習意欲や体力の向上を図るため、家庭では、生活時間や食事など、規則的な日常生活習慣を身に付けさせましょう。
- ※ 子どもたちの豊かな心や社会性を育むため、登下校時などにおいて、子どもたちと笑顔であいさつをしましょう。

(2) 地域の連携強化と学校運営の充実

- ※ 子どもたちの安全を確保するとともに、いじめや非行などの問題を未然に防ぐため、学校との連携を深め、登下校の見守り活動などに参加しましょう。
- ※ 学校支援ボランティア等として、学校の学習活動に参加し、豊富な社会経験を生かして自らが培った技術や地域の文化、社会の仕組みなどを児童生徒に教えましょう。

(3) 教育環境の整備充実

- ※ 良好な教育環境を維持するため、PTAが行う環境整備や美化運動に参加しましょう。
- ※ 学校規模の適正化など、より良い教育環境を検討する懇談会等に参加しましょう。

(4) 高等教育機関等の充実

- ※ 高等教育機関が実施する公開講座などに参加し、専門的な知識や技術を学びながら、学生等との交流を深めましょう。

3-3 青少年の健全育成

○ 現状

- ・ 青少年の価値観は多様化しており、個人志向が強くなっていることから、協調性に欠けることが指摘されています。
- ・ インターネットやスマートフォンの急速な普及により、簡単に情報が入手でき、他者との関わりが薄れ、コミュニケーション能力が育まれないといった心配のほか、インターネットを通じた犯罪被害やネット依存・ゲーム依存といった各種依存症などが危惧されています。

○ 課題

- ・ 家庭、学校、地域、行政が一体となって、青少年が社会の一員として活躍できるまちづくりに取り組んでいくことが大切です。
- ・ 心豊かで社会に貢献できる青少年を育てていくためには、世代間交流を通じた社会活動への参加を体験させるなど、地域全体で青少年の健全育成に関わる必要があります。

○ 施策の展開

(1) 青少年健全育成に関するネットワークの整備

- ① 青少年に関わる問題を的確に捉え、家庭、学校、地域と行政及び青少年関係団体が一体となったネットワークを構築し、青少年の健全育成を推進します。

(2) 青少年の社会参加機会の充実

- ① 青少年が地域の一員としての自主性や社会性を持ち、個性や能力を発揮することができるよう、学校等との協力のもと青少年のボランティア活動や地域活動への参加を促進します。
- ② リーダーシップを磨く研修の実施を通じ、地域における青少年活動の中核を担える人材の育成を図ります。
- ③ 青少年の自立を促し、生きる力を育むため、地域や青少年活動団体等との連携により、自然体験、生活体験等の機会の創出に努めるとともに、地域の歴史や文化に対する理解を深め、伝統を継承する機会の確保に努めます。

○ 主な指標

~~(1) 放課後子ども教室の参加者数（人）~~

~~(2) 勤労青少年ホームの利用者数（人）~~

(1) 全児童数に占める放課後子ども教室の登録児童数の割合（％）

(2) 20歳以上36歳以下の勤労青少年ホームの登録者数（人）

○ 市民の参画

(1) 青少年健全育成に関するネットワークの整備

※ 青少年の健全育成に取り組む各種ボランティアに参加しましょう。

(2) 青少年の社会参加機会の充実

※ 市民センターの青少年事業に参加しましょう。

3-4 生涯学習

○ 現状

- ・ 市民センターは、地域の生涯学習の拠点としての機能と地域づくりの拠点としての機能を持ち、学びと地域づくりを一体化し、地域の特性を生かした地域づくりを進めていくものです。
- ・ 市民センターでは、市民に広く開放された各種学習講座が準備され、市民が生涯にわたり学習を行っていく環境が整備されています。しかし、受講者は高齢者が多く若年層などの参加は少ない傾向にあります。
- ・ 図書館は県内公共図書館のうち最多の蔵書冊数と貸出点数であり、市民のほか近隣自治体の住民からも広く利用されています。

○ 課題

- ・ 生涯学習の基本は、市民一人ひとりが意欲と主体性を持って計画し実践することにあります。高等教育機関や専門学校、関係団体と連携し、市民の自主的で多様な学習活動を助長していくことが求められます。
- ・ 生涯学習を単に学習活動にとどめず、市民の行動につなげていくことによって、市民の積極的な地域貢献意識を醸成し、地域づくりにつなげていくことが求められています。
- ・ 市民の学習ニーズを把握しながら、幅広い年齢層に魅力ある講座を提供することが必要です。
- ・ 講座の内容は、個人の関心や興味に沿ったもののほか、社会における様々な課題に対応していくための講座も必要です。
- ・ 人口減少や住民意識の多様化により、基礎的コミュニティにおける結びつきの希薄化が生じていることなど、地域を取り巻く現状を把握し、取り組むべき課題を絞り込み、地域で共有するとともに、課題を解決するための活動に取り組む人材を育成することが必要であり、地域課題の解決のための人材の育成がこれまで以上に求められています。
- ・ 市民センターは、地域による指定管理が進んできており、社会教育事業をより充実させるためには、市民センターの指定管理者である地域協働体の職員に、社会教育の専門的知識や技能を習得してもらうための支援をすることが必要です。
- ・ 図書館については、生涯学習拠点の1つとして、市民の読書や学習、研究等に資するため、資料の充実、提供に加えて新たなニーズに応じた多角的な図書館サービスを提供することが重要です。そのため、インターネットによる情報提供も含め、地域の情報拠点としての役割を高めていくことが求められています。
- ・ 読書バリアフリー法の成立に伴い、通常読書が困難な方や、病気や障がい等^がで来館

が困難な方へのサービスが求められています。また、加えて新しい生活様式に伴うなどの多様化するニーズへの対応やに定めるため、また、若い世代を中心とした幅広い世代の読書意欲の向上のため、電子書籍や及びマルチメディアダイジェスト、オンラインデータベース等の新たな媒体での資料提供の充実などが求められています。

- ・ 博物館では、地域の歴史と文化にかかわる資料収集と調査研究を進めた成果を随時、常設展や企画展等に反映させ、市民の学習活動を支援していくことが必要です。また、市民が世代を超えて自主的、主体的に学びながら交流を深めるために、市民の学習ニーズに応える魅力的で多様な講座、講演会、体験学習などを提供していくことが求められています。
- ・ **博物館は**、開館から20年余を経過し、施設の老朽化が進んでおり、国宝や重要文化財を安全に公開できる公開承認施設としての機能を維持することが重要です。
- ・ 常設展示は開館当初のまま旧一関市中心の構成となっており、地域ゆかりの美術工芸に関する展示室もありません。これまで蓄積してきた資料収集と調査研究の成果を反映させるため、展示内容の再検討が求められています。

○ 施策の展開

(1) 生涯学習環境の充実

- ① 子ども、保護者、学校、地域、行政の連携により生涯の各時期に応じた学習事業の推進を図ります。
- ② 市民センターは、地域住民の生涯学習活動の拠点として、地域や民間団体とのさらなる連携を図りながら、地域ニーズを踏まえた事業を展開し、地域課題の解決に結びつくよう学習内容の充実を図ります。
- ③ 市民センターの指定管理者である地域協働体の職員の社会教育に関する専門的知識や技術の向上を図るため、研修機会の支援に努めます。

(2) 生涯学習活動への支援

- ① 市民との連携を深め、効果的な生涯学習の展開に努めるとともに、生涯学習活動を地域づくりの中心の一つと位置付け、地域づくりに取り組む人材や団体の育成を図ります。
- ② 生涯学習関連施設において、特色ある学習講座を展開するとともに、生涯学習に関する各種の情報を共有できるネットワークづくりを進め、市民への学習情報の提供に努めます。
- ③ 多様なライフスタイルに対応した、生涯学習の活動機会の拡充を図るとともに、その学習環境を整備し、市民の生涯にわたる自主的な活動の支援に努めます。
- ④ 市民が生きがいを持って活動することができるよう、各学習講座の運営協議会等による自主的な活動の支援に努めます。

- ⑤ 市民が生涯学習で得た知識や技術を生かすとともに、まちづくり活動を通して自己を表現できる環境を整備します。
- ⑥ 子どもの発達段階や家庭環境に応じた適切な学習機会や学習情報の提供を行うとともに、子育てを通じて親自身の成長が図られるよう、生涯学習の原点として重要な役割を担っている家庭教育の充実を図ります。
- ⑦ 地域協働体の育成に努め、地域協働体とともに地域づくりに資する事業を行います。

(3) 図書館機能の充実

- ① 図書館の設備や蔵書、専門職員の充実を図るとともに、電子書籍やオンラインデータベース等の情報サービスの高度化を図りながら、生涯学習の拠点となる図書館機能の充実を目指します。
- ② 市民の学習ニーズに対応したサービスの提供と、各地域の特色を生かした図書館運営を推進します。
- ③ 図書館が地域の情報拠点となり、すべての市民が必要な情報を容易に入手することができるよう、各地域図書館が地域の歴史や文化を踏まえた特色ある資料の収集に努め、~~専門職員の充実を図り、~~誰もが利用しやすい読書環境の整備に努めます。
- ④ 図書館と学校、博物館などとのネットワーク化の検討を進め、市民の読書推進や自主的な学習活動ができるよう情報提供を推進します。
- ⑤ 幼児・児童を対象としたおはなし会の開催や乳幼児健診の機会を活用した読み聞かせなどにより、図書館と家庭が連携し、子どもが読書に親しみやすい環境づくりを推進します。学校図書館との連携を強化し、児童生徒の読書環境の充実を図ります。
- ⑥ 高齢者や体の不自由な方が容易に図書館サービスを受けることができるよう、関係機関と連携し、そのあり方について検討を進め、ニーズに対応したサービスを提供します。
- ⑦ 図書館資料の配架や環境整備、専門知識を生かしたレファレンスなど、特にシニア世代の生きがいづくり構築のため、図書館サポーターを受け入れます。

(4) 博物館機能の充実

- ① 地域の歴史・文化にかかわる資料収集と調査研究を進め、その成果を反映させた展示を随時行い、市民の学習活動を支援します。
- ② 魅力的で多様な講座・講演会・体験学習などを開催し、市民が世代を越えて自主的・主体的に地域の歴史や文化を学び考えながら交流を深める機会を提供します。
- ③ 出前講座、出前授業により、市民センターや学校等と連携して、市民、児童生徒などが地域の歴史や文化を学ぶ機会を提供します。
- ④ 合併後の市域拡大や、開館以来蓄積してきた資料収集と調査研究の成果を反映し

た常設展示の改修について検討します。

- ⑤ 国宝や重要文化財を安全に展示できる機能を維持するため、施設の改修について検討します。

○ 主な指標

- (1) 市民センターにおける社会教育主事の資格取得者数(人/年)
- (2) ~~人口~~1人あたりの市民センターの生涯学習活動参加回数(回)
- (3) 図書館利用者登録者の率(~~%~~)—人口に占める割合(%)
- (4) 博物館入館者数(人/年)
- (5) 博物館講座、体験学習等参加者数(人/年)

○ 市民の参画

(1) 生涯学習環境の充実

- ※ 市民センターで開催される学習講座に参加しましょう。

(2) 生涯学習活動への支援

- ※ 生涯を通して自己を高め続けていくため、自主的な生涯学習に取り組みましょう。
- ※ 自己の経験や能力を生かして、生涯学習の講師役やリーダーとなって学び合う活動を進めていきましょう。
- ※ 生涯学習に取り組む市民団体、グループに参加して活動しましょう。

(3) 図書館機能の充実

- ※ 小さな頃から読書に親しむ習慣が身につくよう、子どもへの読み聞かせを勧めましょう。
- ※ 読み聞かせボランティア等市民活動へ参加しましょう。
- ※ 図書館資料の配架や環境整備等、図書館業務に携わる図書館サポーターへ参加しましょう。

(4) 博物館機能の充実

- ※ 博物館の常設展示や企画展示などを観覧し、地域の歴史や文化等を学びましょう。
- ※ 講座・体験学習等を活用し、自主的に学び、交流を深めましょう。

3-5 文化芸術、スポーツ・レクリエーション

○ 現状

- ・ 文化芸術団体においては、構成員の高齢化等により活動が困難となる団体があります。また、団体に属さない個別の活動も見受けられます。

○ 課題

- ・ 文化芸術団体の活動は、地域の人と人とのつながりをつくる役割を果たしてきており、発表の機会を提供するなど等の支援が求められています。
- ・ 文化施設においては、市民の多様なニーズに対応した各種事業の充実等が求められています。
- ・ 多くの市民が生涯を通じ、気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備が求められています。
- ・ 競技力の向上を図るため、ジュニア期からの段階に合わせた指導を行う指導者の育成が求められています。
- ・ 交流人口の拡大による活性化を促進するため、スポーツツーリズムの推進が求められています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に対応した、安心・安全なスポーツ活動の実践が求められています。

○ 施策の展開

(1) 文化芸術活動の振興

- ① 多くの市民が文化芸術活動に取り組み、その活動を通じて人と人との交流が深まるまちを目指します。文化施設では、各種団体等の相互の連携を深めながら、各種講座等の開催や講演、展覧会事業の充実を図ります。
- ② 地域の特性を生かした文化芸術活動など、団体の自主的な活動への支援と活動を通じた交流が図られる環境づくりに努めます。
- ③ 音楽や演劇、美術など優れた芸術を身近に楽しむことができる環境整備を進めます。
- ④ 文化施設においては、市民ニーズに対応した各種事業の充実を努めます。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ① 生涯を通じ、誰もがいつでもどこでも気軽にスポーツに親しめる社会の構築を目指し、~~（仮称）生涯~~新たなスポーツ推進計画を基に策定し、その推進に努めます。
- ② ニュースポーツやスポーツ・レクリエーションの普及を図り、市民の健康づくりやコミュニケーションづくりを促進します。

- ③ スポーツの指導者や団体を育成し、技術力の強化を図ります。
- ④ 市、市体育協会の広報誌やHPホームページでスポーツ行事等の周知を図り、市民がスポーツに親しむための情報発信に努めます。

○ 主な指標

- (1) 人口1人あたりの文化センターの利用回数(回)
- (2) 市の委託事業であるスポーツ教室等への市民の参加率(%)
- (3) 1人あたりの市営スポーツ施設利用回数(回)
- (4) 市外の選手も参加するスポーツ大会参加者数(人)

○ 市民の参画

(1) 文化芸術活動の振興

※ 優れた文化芸術を鑑賞するなど、文化・芸術活動に取り組む機会を広げましょう。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

※ 健康増進や体力向上を図るため、日常的にスポーツ活動や体を動かす習慣を実践しましょう。

※ 心身ともに健康で楽しい日常生活を送るため、スポーツ教室やスポーツ団体の活動に積極的に参加し、健康づくりと交流の輪を広げていきましょう。

3-6 人権、男女共同参画

○ 現状

- ・ 男女共同参画社会の実現は、全ての人々にとって必要なものであるにも関わらず、男女の不平等感、固定的な性別による役割分担意識が残っており、また、意思決定過程への女性の参画、仕事と家庭、地域活動の調和について、意義や効果が十分理解されていません。

○ 課題

- ・ 人口減少や少子高齢化の進展、個人の価値観の多様化などの社会環境の変化に伴い、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などをめぐる人権問題の解決に向け、取り組むべき多くの課題があります。
- ・ 人権問題は、社会情勢の変化に伴い、新たな人権問題が発生する可能性があり、様々な問題について認識を深め、関係機関と連携して、人権問題への対応や取り組みを推進していくことが必要となっています。
- ・ 男女共同参画を推進するためには、**岩手県**が認定する男女共同参画サポーターを増やし、地域や家庭など、あらゆる身近な現場から男女共同参画の推進を図って**いただく**ことが必要です。
- ・ いちのせき男女共同参画プランに基づき効果的かつあらゆる施策に対し男女共同参画の視点を反映させ、関係機関団体と連携し、すべての市民が個性と能力を発揮できるような環境づくりが課題となっています。

○ 施策の展開

(1) 人権教育と人権啓発の推進

- ① 学校や地域などにおける人権教育を推進するとともに、人権相談の充実など人権が尊重される社会を目指します。

(2) 男女共同参画社会の推進

- ① 男女共同参画の一層の推進のため、いちのせき男女共同参画プランに基づき実効性のある取組を推進します。
- ② あらゆる施策に男女共同参画の視点の反映や特に女性活躍及び多様性への対応等、関係機関や各種団体と連携し、全ての市民が個性と能力を十分に発揮できる社会となるよう、その環境づくりを推進します。

○ 主な指標

- (1) 中学校を対象とした人権啓発事業の実施回数（回）

- (2) 男女共同参画サポーター数（人）
- (3) 男女それぞれの委員数が委員定数 40%以上である審議会数の全審議会等に対する割合（%）

○ 市民の参画

(1) 人権教育と人権啓発の推進

※ 人権教育と人権啓発を推進するため、子ども、女性、高齢者などが抱える様々な人権問題を理解し、人権侵害のない社会の実現に努めましょう。

(2) 男女共同参画社会の推進

※ 固定的な性別による役割分担意識をなくし、男女が共に家事や育児、介護等に参画することについて理解を深め合い、それらを進んで行いましょう。

3-7 文化財の保護、地域文化の伝承

○ 現状

- ・ 市内には、国、県、市の指定等文化財 245 件（令和2年8月末現在）をはじめ、埋蔵文化財包蔵地が約 900 カ所あり、数多くの文化財があります。
- ・ 解説板の設置などで紹介されている文化財は、市内の文化財全体の一部に留まっており、まだ多くの文化財はその所在地で紹介されていない状態となっています。
- ・ 埋蔵文化財に関しては、自分の土地の下に埋蔵文化財があることを知らない市民も少なくありません。
- ・ 郷土芸能を伝承する団体も多数あり、保存会活動や地域行事、学校行事を通じてその継承が図られています。

○ 課題

- ・ 市民が郷土の歴史・文化を身近に学べる環境や理解を深める機会を提供しながら、愛護思想の普及啓発を図っていく必要があります。
- ・ 文化財の保存、活用を進める上で、その対象となる文化財は、市内のどこに、どのようなものがあるのか、まず、市民が現地で分かるように環境を整備することが課題です。
- ・ 地域の文化を代表するものとして民俗芸能等がありますが、民俗芸能の伝承活動を行う多くの団体は、少子高齢化や人口減少等の要因から、後継者の育成などの課題を抱えています。
- ・ それぞれの地域や団体を取り巻く状況には異なる面もあり、伝承活動の継続に向けた課題の解決策も一様ではないと考えられます。
- ・ 今後、民俗芸能を伝承するそれぞれの地域の異なる状況を踏まえながら、それぞれの団体が望む課題解決の方向性に応じた支援のあり方を探っていく必要があります。
- ・ 本市ゆかりの偉人・先人の功績を次世代に伝えるため、身近に学習できる機会の充実を図り、郷土への誇りと愛着心を醸成する必要があります。

○ 施策の展開

(1) 文化財の保存、活用

- ① 市民の誇りであり地域の財産である文化財を理解する心、愛護する心を普及啓発するとともに、適切かつ効果的に文化財を保存、活用します。
- ② 文化財の標柱、解説板を設置して、市民が文化財や地域の歴史、文化について理解を深められるように環境整備を図り、文化財の保存や活用に関する地域活動の促進が図られるように努めます。
- ③ 埋蔵文化財包蔵地の周知啓発と開発行為に伴う遺構や遺物等の調査を行い、文化財保護法に基づく適切な保護を図ります。

- ④ 歴史・文化についての調査研究を進めるとともに、文化財やこれまで収集、調査してきた歴史資料や民俗資料等を展示公開するなど、市民が地域の文化に触れる機会を提供できるよう努めます。

(2) 地域文化の伝承

- ① 地域文化を代表する民俗芸能に関して、その伝承活動を行う団体からの相談への対応、活動への助言、活動費助成案内等を通じて、民俗芸能が次世代に継承されるよう、必要に応じた支援に努めます。
- ② 地域づくり団体、郷土史グループなどが行う文化財保護や郷土の歴史資料の調査活動などについて、学芸員が専門的見地から相談、助言等の支援を行います。
- ③ 本市ゆかりの偉人・先人の功績を次世代に引き継いでいくために、身近に学習できる機会の充実を図り、郷土への誇りと愛着心を高めます。

○ 主な指標

- (1) 文化財標柱、解説板設置数（基）
(2) 民俗芸能の伝承を行う団体数（団体）

○ 市民の参画

(1) 文化財の保存、活用

- ※ 文化財を始めとする、地域の歴史や文化に対して関心を持ち、理解を深めていきましょう。
- ※ 地域活動では、身近な文化財を見学等で活用して、地域の歴史、文化に触れる事業などを企画してみましよう。
- ※ 身近にある遺跡などの文化財の保護に協力し、次世代へ残していきましょう。

(2) 地域文化の伝承

- ※ 民俗芸能団体などが行う地域文化の伝承活動に参加、協力しましょう。
- ※ 民俗芸能などの発表機会を通じて地域の文化への理解を深め、次世代に伝えていきましょう。
- ※ 民俗芸能団体は、市民や企業からの応援が必要になったときには、積極的に支援を呼びかけましょう。

3-8 骨寺村莊園遺跡の保護

○ 現状

- ・ 地域住民が地域に誇りを持ち、遺跡や景観の保護、保全等の活動を継続して行っています。
- ・ 本寺地区の人口減少や高齢化により農業後継者が不足し、持続的な保全活動の継続が懸念されています。
- ・ **世界文化遺産「平泉」の関連資産として、岩手県、関係市町と連携し、拡張登録を目指して調査研究を進めていますが、世界遺産としての価値証明には至っていません。**

○ 課題

- ・ 骨寺村莊園遺跡を後世へ守り伝えるためには、地域住民のみならず地区外からの応援、協力を受け、保全活動等に取り組む必要があります。
- ・ 研究者など専門家の助言をいただきながら、**岩手県・関係市町と連携して拡張登録の実現に向けて文献研究や発掘調査などの取組を進めています。**
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の取組を行いながら、ガイドンス施設である骨寺村莊園交流館を核とした情報発信や事業の展開、講演会等の開催を継続して行い、骨寺村莊園遺跡の価値について普及啓発と拡張登録への気運醸成を図る必要があります。

○ 施策の展開

(1) 骨寺村莊園遺跡の保護

- ① 骨寺村莊園遺跡の価値を後世に伝えるため、骨寺村莊園遺跡整備活用基本計画及び各種保存管理計画に基づき、保存と活用に努めます。
- ② 本寺地区景観計画に基づき、魅力ある日本の原風景を未来へ継承するため、重要な文化的景観の保全に努めます。
- ③ 小区画水田保全活用方針に基づき、地域住民と協働で小区画水田の保全活用に取り組みます。
- ④ 骨寺村莊園交流施設を核とし、世界文化遺産「平泉」の関連資産としての価値とその魅力を市内外に情報発信するとともに、市民等へ伝えるための取組を行います。
- ⑤ 地域住民による骨寺村莊園遺跡を守り伝えるための取組を支援します。
- ⑥ 地域住民のみならず全市民が、骨寺村莊園遺跡を市民共有の財産として認識し、保護していく意識が醸成されるよう努めます。

(2) 骨寺村莊園遺跡の世界遺産登録

- ① 世界文化遺産「平泉」の関連資産として、関係機関と協力して拡張登録を目指します。

- ② 拡張登録の実現に向けて調査研究を進め、資産価値を明らかにしますの証明に努めます。
- ③ 骨寺村荘園遺跡に関する講演会の開催や情報発信により、骨寺村荘園遺跡の価値について、市民一人ひとりの理解と世界遺産拡張登録への気運醸成に努めます。

○ 主な指標

- (1) 小区画水田を利用した体験交流会への参加者数(人/年)
- (2) 土水路整備作業への参加者数(人/年)
- (3) 骨寺村荘園交流施設利用者数(人/年)

○ 市民の参画

(1) 骨寺村荘園遺跡の保護

- ※ 骨寺村荘園遺跡で開催される田植えや稲刈り体験交流会等のイベントに参加しましょう。
- ※ 遺産としての価値を守るため、昔ながらの土水路整備作業等の景観保全活動に協力しましょう。

(2) 骨寺村荘園遺跡の世界遺産登録

- ※ 骨寺村荘園交流施設を利用し、遺跡に関する理解を深めましょう。
- ※ 骨寺村荘園遺跡への関心を高めるため、講演会等に参加しましょう。

4. 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

4-1 自然環境、環境保全

○ 現状

- ・ 本市は、豊かな水と彩のある美しい緑に包まれた都市です。市の中央を流れる北上川には、磐井川、砂鉄川、千厩川、金流川及び黄海川などが注ぎ込み、多様な水辺の環境を形成しています。市の西部には栗駒国定公園に指定されている奥羽山系の室根山をはじめとする北上高地の山岳地帯があり、東部には室根高原県立自然公園に指定されている室根山をはじめとする北上高地の丘陵地帯が広がっています。
- ・ 豊かな自然は、農林水産業を振興する上で重要な資源であるとともに、水道水の貴重な水源となっており、国土の保全やゆとりある市民生活を送る上で欠かすことのできない市民共有の財産です。
- ・ 自然の中には様々な生命が息づいており動植物が生息しており、これらの生態系を学び、観察することで自然の豊かさや貴重さを感じることができます。
- ・ 太陽光発電事業に伴う林地開発事業に係る環境保全協定の締結が増加しています。
- ・ ライフスタイルの変化に伴い、環境問題の発生源は多様化しています。
- ・ 住宅地と工場や店舗との近接化による騒音のほか、住宅の密集化による近隣世帯に対しての生活騒音や生活排水等の悪臭に関する苦情が発生しています。

○ 課題

- ・ 河川は、利水において重要な役割を果たすとともにしているばかりでなく、潤いのある空間を提供しており、河川が本来持つ様々な機能が十分発揮されるよう、適切な維持保全に努めていくことが必要です。
- ・ 自然という財産は、人間だけのものではなく、生物全体の共有の財産と捉える必要があります。これを確かな状態で次世代へ引き継ぐことが私たちの責務でもあります。
- ・ ~~生活環境に係る騒音・振動の測定及び評価を実施しています。概ね良好な状態にあり、今後も継続し維持するよう監視を続けます。~~市民が安心して日常生活を送るためには、環境問題の発生原因を分析し、再発防止を図るとともに、生活型公害を未然に防ぐための啓発活動に取り組む必要があります。

○ 施策の展開

(1) 自然の保全と活用施策の充実

- ① 河川の清らかな水質を保つため、河川や工場、畜舎からの排水の監視を行い、水辺の環境を常に把握するよう努めます。
- ② ボランティアや児童生徒が行っている河川の清掃活動や浄化活動を支援します。

- ③ 周囲の自然や景観に配慮した親水空間の整備に努めるとともに、整備に当たってはホテルが飛び交う水辺の再生など、市民が親しみを持てる美しい河川環境づくりに努めます。
- ④ 岩手県や動物愛護団体、自然保護団体等と連携し、人と自然の共生する社会の構築を推進するとともに、かけがえのない自然を次世代に引き継いでいくため、希少野生動植物の保護の徹底など、生態系の保全と再生を図ります。
- ⑤ 開発行為などが行われる際には、周囲の自然環境と調和したものとなるよう、事業者への指導の徹底と誘導を図ります。

(2) 環境教育の充実

- ① 自然とのふれあい活動や環境教育、学習の場の充実を図り、環境に対する正しい理解と環境に配慮したライフスタイルの啓発を図りながら、環境意識の高いまちづくりを目指します。
- ② 小中学校における環境教育の推進を図り、環境意識の醸成に努めます。
- ③ 自然環境の保全に関する啓発を行うとともに、自然環境への理解を深めることを目的とした自然観察会を実施し、環境教育の機会の充実を図ります。

(3) 環境保全対策の充実

- ① 環境影響評価法の趣旨に鑑み策定した「一関市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指針」による規制とともに、環境保全協定の締結による環境汚染の未然防止に努めます。
- ② 道路や鉄道などの騒音、振動の状況を測定するとともに、日常の暮らしから近隣の騒音を抑えるよう啓発に努めます。
- ③ 開発行為などが行われる際には、周囲の自然環境と調和したものとなるよう、事業者への指導の徹底と誘導を図ります。

○ 主な指標

- (1) 環境基準の類型指定河川における基準値未達成河川数（BOD 値）（河川）
- (2) 環境保全協定締結件数（件）

○ 市民の参画

(1) 自然の保全と活用施策の充実

- ※ 生活の営みや社会活動において、生活を営むうえで自然環境に影響を与えないように注意しましょう。
- ※ 学習機会やボランティア活動を通じて自然環境の保全に取り組みましょう。~~の保全を図りましょう。~~

※ 希少野生動植物の保護に努めましょう。

(2) 環境教育の充実

※ 河川の浄化活動や生態系の保全活動など、環境保全に取り組む各種市民団体の活動に参加しましょう。

※ 自然観察会などの機会を活用して、郷土の自然について学習しましょう。

(3) 環境保全対策の充実

※ 野焼きによる大気汚染や、配水管の詰まりによる悪臭などの発生源をつくらないように注意しましょう。

※ 日常生活において、テレビやステレオなどの音量や洗濯機などの使用時間帯などに注意し、近隣への騒音とならないように配慮しましょう。

※ ~~設備の定期的な点検や整備を行い、環境基準を超過することがないように適切に管理しましょう。事業者は公害発生原因となりうる機器などについて定期的な整備や騒音発生防止のための適切な管理を行いましょう。~~

4-2 公園

○ 現状

- ・ 地域の中で比較的まとまったスペースを持っている公園は、災害時の一時避難所としても重要な役割を持っています。

○ 課題

- ・ 公園は、子どもから中高齢者までの幅広い年代を対象とした多方面のニーズへの対応が求められており、公園を市民の憩いの場としてだけでなく、スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくりの場としての機能の充実を図る必要があります。
- ・ 公園、緑地の管理については、地元自治会等の参画を得ながら誰もが安心して利用できるよう潤いのある快適な環境を維持していくことが重要です。
- ・ 磐井川堤防改修事業を契機として、磐井川を活用した地域活性化が求められています。

○ 施策の展開

(1) 公園、緑地の整備

- ① ユニバーサルデザインの考え方のもと、誰もが利用しやすい憩いの場、潤いの場としての公園、緑地等の機能の充実を図ります。
- ② 公園利用者のニーズに応じて、対象年齢の低い遊具等や健康遊具の導入を図ります。また、既存の遊具等について計画的に更新を行います。
- ③ 新しい公園の整備や既存の公園の改修に当たっては、計画づくりの段階から市民の参画を促進し、意見やアイデアの反映に努めるとともに、整備後の維持管理は、地元自治会や関係団体など地域と連携を図りながら、身近な公園、緑地の管理運営に市民が参加できる体制づくりに努めます。
- ④ 一関遊水地事業や磐井川堤防改修事業とあわせて、河川管理施設と一体的な「まち」と「かわ」を結び付けた新たな河川空間の創出と活用を推進します。

(2) 緑化の推進

- ① 日常生活に憩いと安らぎを与える緑化への意識啓発を図り、潤いのある生活環境づくりを進めます。
- ② 道路環境を豊かに彩る街路樹の整備をはじめ、公共施設や民有地の緑化、花壇づくりを促進し、緑豊かで美しい環境づくりを市民とともに進めます。

○ 主な指標

- (1) 1人当たりの公園面積（㎡/人）

○ 市民の参画

(1) 公園、緑地の整備

- ※ 地域での公園、緑地の維持管理活動に参加しましょう。
- ※ 公園の整備を進め、**市民**公民連携によるイベント等の開催を進めていきましょう。

(2) 緑化の推進

- ※ 宅地周りへの植栽や花いっぱい運動への参加など緑化に取り組み、地域の環境づくりを進めましょう。

4-3 資源・エネルギー循環型社会

○ 現状

- ・ 地球環境への負荷を軽減し、限られた資源を循環させていくことが必要な時代となっています。

○ 課題

- ・ 地球温暖化の進行は、異常気象による自然災害の増加など多くの危険性を抱えており、温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量削減のため、省エネ型の生活や産業活動を普及・推進していく必要があります。
- ・ 東日本大震災を踏まえ、再生可能エネルギーへの転換が大きな流れとなっており、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用を積極的に進め、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で主体的に取り組むとともに、連携、協力して利用促進を図って行くことが必要です。
- ・ 廃棄物の減量、資源のリサイクル、再生可能品の利用などを進め、廃棄物の量を減らしていくための取組を計画的かつ総合的に実施することが求められており、その実現に向け、環境意識の啓発を図り、効率的な資源循環の体制を整えていくことが必要です。
- ・ 日常生活においても、廃棄物が適切に処理され、資源の循環システムの中に組み込まれていくことが基本となります。また、廃棄物の不法投棄対策を徹底していく**必要があります。**~~ことも重要な課題です。~~
- ・ 従来の大量生産や大量消費、大量廃棄の社会経済活動のあり方を見直し、市民、事業者、行政の協働により循環型社会づくりに取り組んでいく必要があります。
- ・ 温室効果ガスの排出量を削減するためには、化石燃料に頼った中央集権型のエネルギー供給網から脱却する必要があります。また、災害時などに電力供給を確保するためにも、**再生可能**エネルギーの**地産地消**による**自立分散型**の電力供給への転換を図る必要があります。

○ 施策の展開

(1) 地球環境にやさしいまちづくりの推進

- ① ~~化石燃料の使用の削減や、~~低燃費車や電気自動車の利用、~~エコドライブ、アイドリングストップなどを広め、~~率先した化石燃料の使用を削減する取組を進めます。
- ② 太陽光、太陽熱、~~水力、~~地中熱などの自然エネルギーの利用を促進します。
- ③ バイオマスなどをエネルギー資源と捉え、その持続可能な再生可能エネルギーの活用により、化石燃料の消費及び温室効果ガスの排出を抑えます。
- ④ 資源やエネルギーが地域内で循環する資源・エネルギー循環型のまちづくりを推進します。

(2) 脱炭素社会に向けたシステムづくり

- ① 公共施設等への再生可能エネルギーの導入、省エネ型の設備への改修を進めます。
- ② 環境負荷低減のための施策の推進や、省エネ意識の向上に努めます。
- ③ 温室効果ガスの排出削減に向け、公共交通機関の利用を促進します。
- ④ 補助制度や環境団体など等と連携した普及、啓発活動により、再生可能エネルギー、省エネ型設備の導入を推進するとともに、エネルギーの地産地消を推進します。

(3) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進

- ① 発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの推進による廃棄物の減量化を図るとともに、地域における資源回収への取組を支援します。
- ② 事業所におけるゼロ・エミッションへの取組を促進します。
- ③ きれいなまちづくりを目指すため、市民総参加による一斉清掃を促進します。
- ④ 快適な生活環境の確保のため、ポイ捨てや不法投棄をしないよう公衆衛生意識の啓発や監視の強化を図ります。
- ⑤ 資源・エネルギー循環型のまちづくりを推進循環型社会を確立するため、リサイクルプラザなど等を活用し、市民への普及啓発に努めます。
- ⑥ 新聞、雑誌やオフィス用紙などの再生利用を促進し、家庭や事業所での古紙リサイクルに取り組みます。
- ⑦ 生ごみのたい肥化など、家庭での廃棄物減量化への取組を奨励し、啓発に努めます。
- ⑧ 金、銀、銅、レアメタルなどの貴重な有用金属が多く含まれる使用済小型家電を回収し、有用金属のリサイクルを積極的に推進します。

(4) 効率的な廃棄物の処理

- ① 快適な生活環境の確保のため、ポイ捨てや不法投棄をしないよう公衆衛生意識の啓発や監視の強化を図ります。
- ② 廃棄物を新たなエネルギー資源と捉え、効果的、効率的にエネルギーを生み出すための廃棄物の分別の方法や処理方式の導入により、エネルギーや資源が循環する「資源・エネルギー循環型まちづくり」の一翼を担う廃棄物処理システムを確立し、廃棄物の再資源化やエネルギー資源としての活用を図ります。
- ③ 一関地区広域行政組合が設置及び管理運営する一般廃棄物の処理焼却施設等の更新が必要であり、同組合が策定している一般廃棄物処理基本計画により、今後の廃棄物処理について計画的な対応を図ります。

(5) 環境自治体のシステムづくり

- ① 環境基本計画及び一般廃棄物処理基本計画に基づき、資源活用の一層の循環、効率化に努め、環境に対する負荷の軽減を図ります。
- ② 環境自治体としての体制の確立に向けて、一関市役所地球温暖化対策実行計画を実践するとともに、環境保全意識の向上を図り、環境施策に率先して取り組みます。

○ 主な指標

- (1) CO₂ 排出量 (t CO₂-e/年)
- (2) 太陽光発電システム (10kw 未満) 導入件数 (件)
- (3) 1人1日当たりの排出量 (一般廃棄物) (g/日)
- (4) リサイクル率 (%)

○ 市民の参画

(1) 地球環境にやさしいまちづくりの推進

- ※ マイバッグ、マイボトルの携帯、エコドライブ (環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用)、自転車利用などにより、化石燃料の使用を節約する暮らし方を実践しましょう。
- ※ 太陽光や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用、省エネ生活に取り組みましょう。

(2) 低炭素社会に向けたシステムづくり

- ※ 新エネルギー機器の導入やエコドライブの取組など、環境に配慮した暮らしの実践に取り組みましょう。
- ※ 冷暖房の温度調節、電気機器の待機電力の削減、省エネ型の電気機器への交換などに努め、省エネ型のライフスタイルを実践しましょう。

(3) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進

- ※ 廃棄物の減量化を進めるとともに、プラスチック製容器包装、紙類などの資源物の適正な分別に取り組みましょう。
- ※ 資源再生利用のため、ビン、缶、ペットボトルなどの有価物の集団回収に取り組みましょう。
- ※ 資源の有効利用を図るため、使用済小型家電や古着の回収に協力しましょう。
- ※ 地域の一斉清掃活動に参加しましょう。
- ※ 食品ロスの削減のため、^{さんまる・いちまる}30・10運動に取り組みましょう。

(4) 効率的な廃棄物の処理

~~※ ポイ捨てや不法投棄に対する巡視活動や普段の清掃活動を行うなど、不法投棄を許さない環境づくりに協力しましょう。~~

※ 生ごみ処理機などの使用による生ごみのたい肥化、減容化に取り組みましょう。

(5) 環境自治体のシステムづくり

※ 3R運動による廃棄物の減量化、再資源化への取組とともに、電気、水、ガス、灯油等の節約など、環境に配慮した循環型社会づくりに取り組みましょう。

4-4 住環境、景観

○ 現状

- ・ 人口減少の進行により空き家等が増加しています。
- ・ 市営住宅の役割は、低所得者をはじめとした真に住宅に困窮する世帯への対応が方向付けられています。

○ 課題

- ・ 少子高齢化により、地域コミュニティの担い手、特に次世代の担い手となる子育て世帯を中心とした若年世帯を確保することが必要となっています。
- ・ 日常的に適切な管理が行われていない空き家等の増加により、保安上の危険、公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたる問題が生じているとともに、地域住民の生活環境にも悪影響を及ぼしています。
- ・ 本市の住宅ストックをみると、昭和55年以前に建築された住宅が4割を占めており、これらの住宅のバリアフリー、低い断熱性能、耐震性の不安等機能面で課題があります。
- ・ 高齢者世帯や若年世帯のライフスタイル、需要等に適合する形でユニバーサルデザインや耐震化が行われ、住宅が長期間にわたり、活用されるような環境を形成することが求められています。
- ・ 市営住宅への入居ニーズに対応するため、他の公的賃貸住宅の事業主体や民間事業者と連携し、重層的な住宅セーフティネットの構築を図ることが重要です。
- ・ 現在管理している市営住宅は、老朽化により更新や統廃合等の対応を進める必要があります。
- ・ 本市の景観は、先人が守り、築き上げてきた豊かな自然と、歴史が息づいており、この貴重な財産を継承し、それぞれの地域の特徴を生かした魅力ある景観をつくるため、景観計画に沿って取り組む必要があります。特に、骨寺村荘園遺跡一帯は、世界遺産「平泉」の関連資産として拡張登録に向け景観に配慮した、積極的な取組を続けていく必要があります。

○ 施策の展開

(1) 良好な住環境の形成

- ① 市内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るとともに、市民の居住環境の向上、省エネ化によるCO2排出量の削減及び市産木材の有効利用の促進など良好な住環境の形成を図ります。あわせて、耐震診断、耐震改修を促進し、災害に強いまちづくりを目指します。
- ② 空き家等の発生の情報提供により、現地調査を行い、周辺に及ぼす影響の危険度、緊急度が特に高いものや、環境や衛生面から周辺に著しく悪影響をあたえるものに

については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者等による適切な管理を促すことを基本としつつ、必要な措置を行います。

(2) 市営住宅の適切な管理

- ① 東日本大震災、少子高齢化など住宅政策を取り巻く状況が大きく変化していることや、大量に存在する老朽住宅への対応等を踏まえ、市営住宅の適切な維持管理を図るとともに、民間住宅ストックを活用した住宅確保要配慮者に対するセーフティネットの形成を図ります。

(3) 景観形成の推進

- ① 規制誘導を図り、良好な景観を形成します。
- ② 多くの人が景観まちづくりに関心を持ち、様々な形で関わっていく意識づくりを進めるため、景観まちづくりなどの普及啓発に努めます。

○ 主な指標

- (1) 長期優良住宅認定率 (%)
- (2) 景観まちづくり賞の表彰数 (件)

○ 市民の参画

- (1) 良好な住環境の形成
 - ※ 住宅の耐震化やバリアフリー化を進めましょう。
 - ※ 地球温暖化防止に向けて、**高气密・高断熱住宅**など生活の質を向上させながら、エネルギー消費を抑制する住まいの省エネ化を進めましょう。
 - ※ 住宅の点検を心がけ、適切な維持管理に努めましょう。
 - ※ **住宅の保全や相続対策などについて学ぶ機会に参加しましょう。**
- (2) 市営住宅の適切な管理
 - ※ 市営住宅の適切な利用に努めましょう。
- (3) 景観形成の推進
 - ※ 地域のより良い景観形成のために、景観まちづくり活動に参加しましょう。
 - ※ 美しいまちづくりを進めるために、日頃から身近な環境美化に取り組みましょう。

4-5 上水道

○ 現状

- ・ 人口減少に伴い水の需要が減少し、給水収益が減少していくことが見込まれており、一方では老朽施設の更新の必要性が増していくなど、水道事業を取り巻く環境は、より厳しさを増しています。
- ・ 未普及区域における生活用水対策は長年の懸案事項となっており、給水区域の拡張について、市としての判断を明確にする必要があり、平成30年度に再検討しましたが、新たな給水区域の拡張は極めて困難であるとの結論に達しました。
- ・ 未普及区域において水量、水質とも不安のない生活用水の確保を確保するため、新たな支援策として、生活用水確保支援事業を創設し、令和元年度から5年間を集中実施期間として事業の推進を図っています。

○ 課題

- ・ 今後、高度経済成長期に整備した大量の水道施設が一齐に更新時期を迎え、大きな財政負担となりますが、市民生活に不可欠な水の供給を安定的かつ確実に持続していくためには、計画的な更新と耐震性能の向上を含む長寿命化を図るとともに、施設の規模や配置の見直しにより、無駄のない施設利用を進める必要があります。
- ・ 定期的な水道料金の改定を実施し、負担の平等化を図りながら、今後の施設更新に係る適切な財源確保に取り組む必要があります。
- ・ ~~未普及区域において水量、水質とも不安のない生活用水の確保は喫緊の課題であることから、新たな支援策として、生活用水確保支援事業を創設し、令和元年度から5年間を集中実施期間として事業の推進を図っています。~~
- ・ 今後の給水区域の拡張については、大規模な住宅開発や定住人口の増加、水道施設整備に対する財源措置の大幅な拡充等の環境変化が生じた時点で、地域の接続意向を確認した上で再検討します。

○ 施策の展開

(1) 安全な水の安定供給

- ① 水道事業の将来像と長期財政を見据え、安全な水の安定供給に努めます。
- ② 優先順位を定め、水道施設及び管路の計画的な更新を行います。
- ③ 災害に強い水道を目指し、施設の耐震化や適切な維持管理と補修による長寿命化を進めるとともに、施設の統廃合や規模の縮小による効率的な水の供給に努めます。
- ④ 災害復旧の応急訓練を行い、防災意識の向上を図ります。

(2) 未普及区域における生活用水確保の推進

- ① 未普及区域において、水量、水質とも不安のない生活用水を確保するため、水質検査、深井戸整備及び浄水施設等の設置を支援します。

○ **主な指標**

- (1) 基幹管路耐震適合率 (%)

○ **市民の参画**

(1) **安全な水の安定供給**

※ 広報紙や水道週間行事、地域懇談会などを通じ、市民生活や経済活動に不可欠な水道への認識を深めましょう。

※ 応急給水、応急活動訓練に参加し、防災意識を高めましょう。

(2) **未普及区域における生活用水確保の推進**

※ 清浄かつ豊富な生活用水を確保するため、限りある水資源を大切にしましょう。

4-6 下水道

○ 現状

- ・ 汚水処理人口普及率の目標達成に向けて、現在、宅地化が進行し、事業所や商業施設が密集する地域において下水道の管路整備を集中的に進めています。

○ 課題

- ・ 平成28年度に策定した汚水処理施設整備計画の集合処理区域においても、人口減少と高齢化が進んでいることが影響し、費用を投じて管路整備を行っても、下水道への接続費用の捻出や後継者がいないことなど等の理由から接続に至らないことがあるため、早期の整備計画の見直しが必要な状況となっています。
- ・ 地域ごとに費用対効果や河川の水質保全の必要性等を勘案しながら、公共下水道もしくは農業集落排水施設で処理を行う集合処理区域と個人設置型浄化槽で処理を行う個別処理区域に再選定し、目標達成に向けて取り組む必要があります。

○ 施策の展開

(1) 処理施設の整備と普及促進

- ① 地域特性に応じた公共下水道や浄化槽の効率的な整備により、河川等公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境を創出します。
- ② 本市における汚水処理事業は、地域ごとに費用対効果や河川の水質保全の必要性等を勘案しながら、公共下水道と農業集落排水施設で処理を行う集合処理と浄化槽で処理を行う個別処理に区分し進めていきます。
- ③ 市広報への記事掲載、FMあすもでのCM放送、出前講座の開催等により、河川等の水質保全のためには、下水道や浄化槽による汚水処理が必要であることの周知に努めます。

○ 主な指標

- (1) 汚水処理人口普及率(%)

○ 市民の参画

(1) 処理施設の整備と普及促進

- ※ 河川等の公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境を維持するため、公共下水道等の集合処理による施設が整備された区域の方は速やかに下水道等に接続し、また、上記以外の区域の方は、浄化槽を設置し、生活排水を未処理のまま河川等に流さないよう努めましょう。

5. みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

5-1 医療

○ 現状

- ・ 休日及び夜間の救急医療を確保するため、医師会等の関係機関の協力を得て、休日当番医制による診療や夜間救急当番医制が実施されているとともに、入院や手術が必要な重症患者の二次救急医療に対応するため、病院が協力し輪番制による診療が実施されています。
- ・ 二次救急医療を担う県立病院をはじめ医師不足は深刻であり、加えて、比較的軽症な患者の一次救急を担う診療所の医師も高齢化しています。また、いわゆるコンビニ受診などにより医師の疲弊も問題となっています。

○ 課題

- ・ 本市は高齢化率が高く、医療資源の地域偏在も顕著な状況にあり、医師をはじめ限られた医療従事者の中で、今後増加が予想される医療的ケアが必要な要介護高齢者への対応が求められています。
- ・ 将来にわたって適正な医療サービスを提供していくためには、医師や看護師などの医療従事者を安定的に確保するとともに、医療と介護が連携した包括的なサービスの提供が求められています。
- ・ 医療施設については、高度化する医療への対応や設備の充実が求められるほか、医療資源が集中している中心市街地から離れた周辺地域であっても、医療サービスが安定的に確保される必要があります。

○ 施策の展開

(1) 地域医療体制の充実

- ① 医師会、歯科医師会、薬剤師会や岩手県などの関係機関、関係団体、医療機関等及び保健、福祉、介護サービス機関との連携強化を図りながら、地域医療体制の充実に努めます。
- ② 市が指定する医療機関に将来従事しようとする医学部の学生に修学資金の貸付を行い、医師確保を図ります。
- ③ 市内の医療介護施設等に将来勤務しようとする者に修学資金の貸付を行い、医療介護従事者の確保を図ります。
- ④ 市民が市の医療の現状や医療機関へのかかり方、診療所（医院・クリニック）と病院の役割やその違いを理解して、適切に医療機関を受診していただくよう、かかりつけ医ガイドブックなどの活用により周知を図ります。

(2) 救急医療体制の充実

- ① 医師会をはじめとする関係機関、関係団体との連携を一層強化し、休日、夜間を含めた救急医療体制の充実に努めます。
- ② 医療機関の適正受診について市民への意識啓発を図ります。

(3) 病院及び診療所の運営

- ① 地域包括医療体制の充実強化のため、保健、福祉、介護分野との連携を図り、各サービスが適切に提供できるよう病院、診療所を運営するとともに、健全な経営に努めます。また、病院と診療所のさらなる連携を推進します。
- ② 病院事業においては、構成する各事業の垂直統合のメリットを活かし、切れ目のない統合されたサービスによる生活を支える医療の提供と住民参加の推進により安定した経営に努めます。

○ 主な指標

- (1) 医療介護従事者修学資金貸付(人)

○ 市民の参画

(1) 地域医療体制の充実

※ 「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、病気の予防や食事、運動など、健康管理に努めましょう。

~~※ 年に1回は健康診断を受けて、健診結果をその後の生活習慣改善にいかしましょう。~~

※ がん検診や特定検診を定期的に受診し、生活習慣病の見直しや生活習慣病の早期発見・早期治療に努めましょう。

※ 風邪などの日常的な病気や生活習慣病、安定した慢性疾患のときは、身近にある診療所(医院・クリニック)での早めの受診を心がけましょう。

※ 医師や看護師など、医療従事者の負担が過重とならないよう、診療時間内の受診を心がけましょう。

(2) 救急医療体制の充実

※ 緊急時の重症患者の命を救うために救急車を正しく利用しましょう。

※ 休日や夜間に具合が悪くなったときは、休日、夜間当番医を受診し、**まを心がけ**ましょう。

(3) 病院及び診療所の運営

【資料No.32】

令和2年10月23日(金)
第4回一関市総合計画審議会

- ※ 市民を対象としたフォーラム、病院や診療所等が行う意見交換会などへ積極的に参加することにより、地域医療の現状を正しく理解し、守り育てる意識を持ちましょう。

5-2 地域福祉

○ 現状

- ・ 少子高齢化や核家族化などによる家族形態の多様化により、家庭の中で、高齢者との関わりをもつ機会が少なくなってきました。
- ・ 地域の交流の機会が減少しており、思いやりやいたわりといった、お互いを思いやる気持ちを育む機会が少なくなってきました。
- ・ 近年、人口減少と少子高齢化の進展が顕著であり、加えて、個人の価値観の多様化、地域での交流機会の減少など、社会環境の変化に伴い、人と人とのつながりが希薄になり、お互いの支え合いや助け合いの機能が低下してきています。

○ 課題

- ・ 福祉サービスの提供に当たっては、利用者の人権が守られることはもとより、安心して利用できることが必要です。利用者~~に~~十分な情報提供を行うとともに、福祉サービスや施設等におけるサービス利用の促進と定着を図るための支援が必要です。
- ・ 災害発生時に自ら避難することが難しく、何らかの支援を要する方（避難行動要支援者）の避難支援については、対象者を把握し、その情報を地域の行政区長や民生委員などの避難支援等関係者に提供するなどして、地域で共に助け合い対応していくことが重要となっています。
- ・ 災害時の支援が有効に機能するためには、平常時から地域で防災訓練などに取り組む必要があります。
- ・ 市社会福祉協議会に「いちのせき生活困窮者自立相談支援センター」を設置し、生活に困っている方の相談支援業務を実施しています。生活困窮者の早期把握と、一人ひとりの状況に応じた支援や関係機関への情報提供など、自立に向けた相談支援体制の推進が必要です。
- ・ 本市の生活保護受給世帯数は横ばいの傾向にあり、一人暮らし高齢者世帯と障がい者世帯、傷病者世帯で全体の約8割を占めています。被保護世帯の自立や安定した暮らしを実現するためには、被保護世帯の状況に応じた適切な支援が必要です。
- ・ ~~様々な福祉サービスの制度はあるものるが、福祉サービスを必要としている方に対して迅速に提供されていない場合があり、サービスを必要とする方への分かりやすい周知が必要です。制度の周知が不足しており必要なサービスが提供されるまで時間がかかっている。~~

○ 施策の展開

(1) 地域福祉を担うひとづくり

- ① 将来を担う子どもたちが、相手を思いやる気持ちを育~~むんでいく~~ことが重要であ

り、高齢者や障がいのある人など、支援が必要な人のことを理解する取り組みを推進します。

(2) 共に支え合う地域づくり

- ① 認知症や障がいのある人が、社会的に孤立することがなく、地域とのつながりを持ちながら、安心して暮らし続けられるように、地域全体での支え合いを推進します。
- ② 地域福祉の推進を図るため、社会福祉協議会などと連携し、社会福祉法人間のネットワークづくりを推進します。

(3) 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり

- ① 相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的な相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスを適切に提供できるように、相談体制の充実を図ります。
- ② 成年後見制度や各種福祉サービス等の利用に際し、制度利用がスムーズに行われるよう必要な支援を行うとともに、権利擁護に関する制度の広報、啓発に努めます。
- ③ 避難行動要支援者名簿の作成と避難支援等関係者への情報提供を行い、地域での見守りや要支援者の状況に応じた避難支援を推進します。
- ④ 災害発生時における避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者ごとに避難支援の具体的な計画を定める個別計画の作成を推進します。
- ⑤ 生活困窮者自立相談支援窓口を設置し、生活困窮者の早期把握や相談支援を行うとともに、生活保護受給世帯や生活困窮者一人ひとりに応じた就労支援や家計改善支援など、自立に向けた支援を推進します。
- ⑥ 必要な福祉サービスが分かりやすい表記を検討するほか、パンフレットだけでなく広報やSNSを活用し、より多くの市民に福祉サービスの情報を伝えるようにします。~~働きかけるほか、また、~~包括支援センターや居宅介護支援事業所との連携により、福祉サービスを必要な人が適切なサービスを受けられるよう周知を図ります。

○ 主な指標

- (1) 福祉教育に関する講座を実施した小中学校の割合 (%)
- (2) 権利擁護や成年後見制度に関する研修会に参加した人数 (人)
- (3) 生活保護自立支援プログラムを活用し、就労開始や生活が改善された被保護世帯の割合 (%)

○ 市民の参画

- (1) 地域福祉を担うひとづくり

※ 高齢者や障がい者との交流、社会福祉協議会が行う福祉学習会などに参加し、支え合う心を育みましょう。

(2) 共に支え合う地域づくり

※ 自治会活動などに参加し、住民同士の交流を深めるとともに、あいさつ、見守り、互いの支え合いなどを通じ、誰もが安心して生活できる地域づくりに努めましょう。

(3) 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり

※ 地域の中でコミュニケーションを図り、支援が必要と思われる人に対し、民生委員・児童委員や各種相談窓口に相談するよう勧めるとともに、孤立しないよう見守りましょう。

※ 研修会等に参加し、権利擁護や成年後見制度への理解を深めましょう。

※ 災害時に支援が必要となる人を把握するとともに、地域で行われる防災訓練等に参加しましょう。

5-3 高齢者福祉

○ 現状

- 平成29年度から高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援する「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しており、住民主体による居場所づくりの充実に取り組んでいるが、事業への取り組みに地域差が生じている状況です。

○ 課題

- 介護予防は状態が悪くなる前の元気なうちから取り組む必要があるため、普及啓発事業を継続し、介護予防への関心を高める必要があります。
- 高齢者がひとり暮らしや要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を送ることができるようにするためには、「地域包括ケアシステム」の構築が必要です。
- 介護サービスだけでなく、地域の様々なサービスを活用した支援が必要になっていきます。
- 高齢者の約8割は介護を必要としない元気な方たちです。元気な高齢者の方たちが生きがいと尊厳を持ち、いつまでも健康に安心して暮らすことが可能となる社会の実現が求められています。
- シニア活動プラザを中心に元気な高齢者の社会参加、社会貢献活動を推進し、自らの生きがいづくりにつなげていくとともに、健康長寿を実践するための活動が必要となります。

○ 施策の展開

(1) 介護予防の推進

- ① 介護予防事業は、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から、介護予防・日常生活総合支援事業を通じて、住民主体で参加しやすい介護予防、住民主体の居場所づくりの充実に取り組みを推進します。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

- ① 保健・医療・福祉・介護の関係機関・団体との連携のもと、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを組み合わせて継続的に切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。
- ② 地域包括ケアシステムを推進するため生活支援コーディネーターを配置し、地域協働体との連携を図り、地域づくりや地域における支え合いづくりの仕組みづくりを推進します。

(3) 生涯現役社会づくりの推進

- ① 明るく活力に満ちた高齢社会を築くため、高齢者自身がこれまで培った知識・技能を発揮し、積極的な社会活動への参加と地域社会の中で活躍することができる環境づくりを推進していきます。
- ② 元気な高齢者が社会貢献活動に参加することで、自らの生きがいがいづくりにつなげるとともに、健康の増進を図ります。

○ 主な指標

- (1) 介護予防事業実施団体数（団体）
- (2) 生活支援コーディネーターの配置数（人）
- (3) 認知症サポーターの養成者数（人）
- (4) シニア活動プラザ利用者数（人）

○ 市民の参画

(1) 介護予防の推進

- ※ 生涯にわたり元気で暮らせるよう介護予防に取り組みましょう。
- ※ 住民が自主的に運営する通いの場をつくり、参加しましょう。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

- ※ 認知症に対する理解を深め、地域での見守り活動に協力しましょう。
- ※ 閉じこもり防止のための声掛けを行いましょう。
- ※ 地域で高齢者との交流の場を持ち、高齢者とのふれあいを通じ、福祉の心を育みましょう。

(3) 生涯現役社会づくりの推進

- ※ 自らの知識や技能、経験を活かし、地域活動や社会貢献活動に参加しましょう。
- ※ 生きがいを持って生活できるよう、趣味やボランティア、老人クラブなどの活動に参加しましょう。
- ※ 若者や地域との交流を持ち、自らが培ってきた生活文化を伝えましょう。

5-4 障がい者福祉

○ 現状

- ・ 本市では各種相談窓口の充実を図っていますが、地域の中で福祉的な援助を必要としながらどこに相談したらよいのか分からない障がい者や、発達が気になる子どもを育てていくときに誰に相談すればよいのか思い悩む家庭があるなど、必ずしも相談窓口には繋がらない現状があります。
- ・ 障がい者の就労をめぐる環境は厳しく、関係機関が連携しながら仕事に関する相談や支援を行っていますが、一般就労へ繋がることは厳しい現状にあります。
- ・ 障がい者（児）が自ら希望する場所で安心して暮らしていけるよう、各種障がい福祉サービスを提供するとともに、日常生活及び社会生活の向上を図るために、補装具や日常生活用具を給付していますが、ニーズが多様化し、支給量も年々増加しています。

○ 課題

- ・ 障がい者施策には、障がいを理由とした不利益な取り扱いや虐待を受けることがなく、障がい者のニーズに応じた適切な支援を提供する仕組みなど、特に障がい者の相談支援体制の充実が求められています。
- ・ 障がいや発達に不安や心配のある子どもに、早期に必要な治療と指導、訓練を行うことにより、障がいの軽減や生活能力の向上を図り、社会参加につなげていくことが必要です。
- ・ 障がい者が希望する地域で自立した生活を送るためには、就労の機会を確保し、経済的基盤の安定を図ることが求められています。一般就労が困難な障がい者には、福祉的就労により生産活動の機会を提供していく必要があります。
- ・ 障がい者が自ら希望する場所で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの充実及び障がい者の生活を地域全体で支える体制の充実を図ることが必要です。
- ・ 障がい者が災害時においても安全な生活が送れるよう、避難支援体制の充実が求められています。
- ・ 障がい者の自立と社会参加の促進に向けて、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりや、市民それぞれが互いに尊重し合い相互理解を深めるよう、心のバリアフリーを進め、人にやさしいまちづくりを推進していくことが必要です。

○ 施策の展開

(1) 権利擁護、相談支援体制の充実

- ① 障がいを理由とした差別や権利の侵害を受けることがないよう、成年後見制度等の権利擁護に関する制度利用について広報、啓発に努めます。
- ② 障がい者が自らの意思により必要とするサービスを安心して利用できるよう、相

談支援体制の充実に努めます。特に中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能強化を図るとともに、一関地区障害者地域自立支援協議会や関係機関との連携を推進します。

- ③ 自立に向けた必要な相談支援が行われるよう、施設スタッフの確保、育成を図ります。
- ④ 障がい者虐待防止に関する啓発に努め、関係機関等と連携し障がい者虐待の早期発見と防止を推進します。

(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供

- ① 障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いのある段階から身近な地域で生活できるように、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の整備を進めます。

(3) 自立と社会参加の促進

- ① 障がい者支援施設に入所している障がい者が、希望するアパートやグループホームまたは自宅等で生活できるよう支援します。
- ② 一関地区障害者地域自立支援協議会を中心として、学校、企業、ハローワーク等と連携し、福祉施設での就労から一般就労への円滑な移行を推進します。

(4) 障がい者が安心して暮らせる地域づくりの促進

- ① 障がいの有無に関わらず地域で安心して暮らしていけるよう、災害発生時においても、生命、身体、安全確保が図られる支援体制の整備に努めます。
- ② 障がいの程度や種別に関わらず、障がい者が自立した生活ができるよう、各種福祉サービスの充実に努めます。

(5) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ① 障がい者やお年寄りをはじめ、誰もが社会参加できるよう、制度的、心理的なバリアを取り除きながら、交流活動を促進するとともに、公共施設のバリアフリー化や住宅改修への相談支援の充実に努めるなど、全ての人が安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

○ 主な指標

- (1) 相談支援事業所数（事業所）
- (2) 児童発達支援サービス利用者の割合（％）
- (3) 福祉施設から一般就労への移行者数（人）
- (4) 障がい福祉サービス（日中活動系）の利用者数（人）

(5) 障がい者福祉まつりの参加者数（人）

○ 市民の参画

(1) 権利擁護、相談支援体制の充実

※ 研修会等に参加し、権利擁護や成年後見制度への理解を深めるとともに相談支援事業所等に**気軽に**相談しましょう。

(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供

※ 保健、教育、医療等に関する講演会等に参加し、障がいや障がい者に対する理解を深め、交流の輪を広げましょう。

(3) 自立と社会参加の促進

※ 障がい者の自立と社会参加のために、就業機会の提供について理解を深め、協力しましょう。

※ 障がい者就労施設で作られた製品の利用（購入）や施設との交流などを通じ、障がい者の自立と社会参加を支援しましょう。

(4) 障がい者が安心して暮らせる地域づくりの促進

※ 障がい者が地域で生活し社会に参加することができるよう、利用している福祉サービスや災害発生時の対応等について理解を深め、互いに助け合い支え合う地域づくりを進めましょう。

(5) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

※ キャップハンディ体験や障がい者との交流を通じて思いやりの心を持ち、福祉のまちづくりを心がけましょう。

5-5 健康づくり

○ 現状

- ・ がん検診については、土日の検診や託児サービスの実施など、受診しやすい環境を整えるとともに、未受診者への再通知（コール・リコール）を実施し、受診率の向上に努めています。しかし、国が示す目標値の50%には達していない状況です。
 - ・ 平成28年度以降の本市の特定健診における検査項目ごとの有所見者の割合は、血糖と血圧で国や岩手県の平均よりも高い傾向が続いています。
 - ・ 脳卒中（~~脳血管疾患~~）や心疾患などの循環器疾患の発症予防のためには、特定健診を受診し、生活習慣を見直し、生活習慣病の早期発見・早期治療につなげることが重要な取り組みですが、特定健診の受診率は伸び悩み、目標値には達していません。
 - ・ 特定健診の結果により、~~特定保健指導の対象者に該当した方には、生活習慣病の発症リスクの高い方には、生活習慣病を改善するための~~特定保健指導を案内していますが、~~参加者数が少なく特定保健指導の実施率が目標値に達していない状況です。~~
- ~~④脳卒中（脳血管疾患）による死亡率は、県と比較すると高い状況であり、近年増加傾向となっています。~~
- ~~⑤特定健診の結果によると、血糖と血圧の有所見者の割合が国や県平均よりも高くなっており、増加傾向となっています。~~

○ 課題

- ・ 特定健診において、要医療と判定された方には、受診勧奨を実施していますが、未受診の方もあることから受診の必要性をわかりやすく説明するなど、受診に向けた保健指導を併せて行う必要があります。

○ 施策の展開

(1) 健康づくりの推進

- ① ~~がん検診~~、特定健診、~~がん検診~~の案内の工夫や受診しやすい環境づくりに努め、受診率向上を目指します。
- ② 特定健診の結果、特定保健指導の対象となった方に、生活習慣を見直し、健康づくりを継続して取り組めるよう、保健師や栄養士が特定保健指導を行います。

(2) 生活習慣病の重症化予防

- ① 特定健診の結果、要医療と判定された方に対して、確実に医療機関を受診していただくよう、保健指導や受診勧奨を行い、生活習慣病の重症化予防を推進します。

○ 主な指標

- (1) 胃がん健診受診率 (%)
- (2) 子宮がん検診受診率 (%)
- (3) 肺がん検診受診率 (%)
- (4) 乳がん検診受診率 (%)
- (5) 大腸がん検診受診率 (%)
- (6) 特定健診受診率 (%)
- (7) 特定保健指導実施率 (%)
- (8) 特定健診結果の要医療者(糖尿病性腎症の重症化予防事業)における医療機関受診率 (%)

○ 市民の参画

(1) 健康づくりの推進

- ※ **がん検診**や特定健診や**がん検診**を定期的に受診し、生活習慣の見直しや生活習慣病の早期発見・早期治療に努めましょう。
- ※ 特定保健指導に積極的に参加し、生活習慣の改善に取り組みましょう。

(2) 生活習慣病の重症化予防

- ※ 検診の結果、要医療または要精密と判定された場合は、医療機関を受診し必要な検査や治療を受けましょう。

5-6 防災

○ 現状

- ・ コミュニティFM放送は、開局（平成24年4月）から8年が経過しました。
- ・ 市民を対象に毎年度実施しているアンケート調査（抽出調査）によると、聴取率・FMあすも専用ラジオの設置率がともに7割を超えており、市民生活にも徐々に浸透している一方、いまだFMあすも専用ラジオを設置していない世帯が約2割で、さらに災害情報や緊急情報をコミュニティFMで放送していることの認識がない世帯が約3割となっています。

○ 課題

- ・ 災害に強いまちづくりと安全で安心な市民生活の実現に向け、住民が円滑かつ安全に避難できるよう、消防・防災セミナーや避難所運営訓練などの機会を捉えて住民へ周知を図っていくことが必要です。
- ・ 避難所、避難場所は、人と人が密になりやすい環境になることから、様々な感染症にかかるリスクが高くなるため、感染症を考慮した避難所運営を行っていく必要があります。
- ・ 災害が発生した場合でも、その被害を可能な限り抑えることが重要です。安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画に基づき、防災資機材や避難場所等を整備充実するとともに、消防防災体制の充実と防災、減災対策を強化する必要があります。
- ・ 防災訓練等を通じて、市民の防災意識の向上を図る取組も必要です。
- ・ 災害に強いまちづくりと安全安心な市民生活の実現に向け、地域防災計画を見直し、その実効性を高めるための訓練を継続して実施していくことが大切であり、地域防災力向上のため、災害に関する知識、技能を有する人材を育成することが重要です。また、応援協定等による協力体制の確立を図るため、関係機関等との連携体制が必要となります。
- ・ 大規模災害時には、物流が停止し食糧の調達が難しくなるため、食糧の備蓄を行う必要があります。また、保存用非常食など、保存年限に応じた定期的な入れ替えが必要です。
- ・ 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で防災マップを全戸に配布していますが、内容の変更などにより更新、配布が必要となります。また、外国人の住民や旅行者等への対応のため、外国語に対応した災害時情報提供アプリ等の周知が必要です。
- ・ 栗駒山の火山災害についての取組は、登山者の安全確保及び火山の異常現象等を早期に把握するため、平成18年度から火山ガスやその他の火山現象について、現地調査観

測を実施しています。今後も関係機関と連携を図りながら火山防災に対する防災体制を構築していく必要があります。

- ・ 市民に対し、様々な媒体により防災知識を普及、啓発することで、自助、共助の精神を養うことが重要であり、市が発信する情報に限らず、住民自ら情報収集し、地域で連携して早期に行動を起こすような意識の向上を図っていく必要があります。
- ・ 避難行動要支援者や高齢者世帯を中心に、緊急時にも役立つFMあすも専用ラジオの設置とその活用に関する周知、啓発を継続して取り組む必要があります。
- ・ 東日本大震災の発生から年月の経過とともに、大震災等の経験や教訓が忘れられることがないように、また、近年頻発する大型台風や集中豪雨など、災害規模が大規模化、広範囲化していることを踏まえて、防災講演会やセミナーを通じ、命を守るための行動がとれるよう意識啓発に取り組む必要があります。

○ 施策の展開

(1) 災害を防ぐまちづくり

- ① 避難所、避難場所については、住民が円滑かつ安全に避難できるよう周知徹底するとともに、豪雨災害等の特性を踏まえた安全性の確保、移送手段の確保及び交通孤立時の適切な対応ができるよう努めます。
- ② 避難所の運営については、様々な感染症対策を考慮した避難所訓練などを実施し、適切な避難所運営ができるよう努めます。

(2) 災害に強いまちづくり

- ① 防災マップの公表や防災訓練の推進に取り組み、市民の防災意識の高揚を図るとともに、円滑な実践行動につなげます。
- ② 市全体の危機管理に係る研修や訓練を実施し、危機管理体制の充実強化に努めます。
- ③ 備蓄については、応急的に必要となる非常食等の備蓄と防災資器材の整備に努めます。
- ④ 外国人の住民や旅行者等への対応のため、外国語に対応した災害時情報提供アプリ等の周知を図ります。
- ⑤ 関係機関と連携して栗駒山の火山対策を推進します。
- ⑥ 防災行政情報システムのほかコミュニティFM放送、いちのせきメール等を活用し、市民に対し迅速かつ確実に情報が伝わるよう努めるとともに、住民自らが情報収集を行い、地域で連携し早期に行動を起こすよう普及啓発に努めます。

(3) 地域防災活動の充実

- ① 市民の生命、身体、財産を保護するため、関係機関と密接な連携を図りながら、地

域防災計画の見直しを図り、その計画に基づいた円滑な防災対策の実施に努めます。

- ② 市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の結成の促進と訓練の充実、防災リーダーの育成強化に取り組みます。
- ③ 自分で行う災害に対する備えや災害発生時の基本行動など、必要な防災知識の普及啓発に努めます。

○ 主な指標

- (1) コミュニティFM放送で災害情報や緊急情報を聴いたことがある世帯 (%)
- (2) コミュニティFM放送を聴いている世帯 (%)
- (3) 専用ラジオを設置している世帯 (%)
- (4) 防災指導員数 (人)

○ 市民の参画

(1) 災害を防ぐまちづくり

- ※ 家庭や職場における災害時の避難所や避難場所、避難ルートを日ごろから確認しておきましょう。
- ※ 感染症に対する知識を深めましょう。

(2) 災害に強いまちづくり

- ※ 災害時の行動について、家族で話し合っておきましょう。
- ※ 訓練や講習会に参加し、防災に対する知識を深めましょう。
- ※ 災害に備え、家庭では概ね3日分の食料、飲料水を備蓄しておきましょう。
- ※ 防災マップを活用し、日ごろから災害時の対応について確認しておきましょう。
- ※ いざという時の防災情報の把握に役立つよう、日頃からコミュニティFM放送等を活用しましょう。
- ※ いちのせきメールに登録するとともに、必要な防災情報を自ら情報収集しましょう。

(3) 地域防災活動の充実

- ※ 市や地域の自主防災組織が行う研修や訓練に参加し、地域防災力の向上に努めましょう。

5-7 消防、救急、救助

○ 現状

- ・ 平成27年から令和元年までの過去5年間の火災発生状況の平均値は、火災件数48件、焼損棟数48棟、死傷者12人となっています。
- ・ 平成27年から令和元年までの火災による死者は12人で、9人が65歳以上の高齢者となっています。

○ 課題

- ・ 火災に備える体制を整えるため、地域における消防拠点施設の整備、火災の態様に応じた消防車両や資機材の更新、消防水利の確保等に努め、消防力の強化を図ることが必要です。
- ・ 今後さらに高齢化率が高くなっていくことから、市民の生命、財産を火災から守ることがますます重要です。
- ・ 火災は予防が基本であることから、市民の火災予防の意識を高めるため、防火知識等の普及啓発を図る必要があります、そのため、自主的な防火組織の育成が必要です。
- ・ 高齢化の進行に伴い救急需要の増加が見込まれることから、救急業務の高度化に継続的に取り組み、医療機関との連携を一層強化する必要があります。
- ・ 救急車が到着するまでの間の応急手当が重要であることから、応急手当に対する住民の意識を高め、感染防止対策を講じながら自動体外式除細動器（AED）を活用した救命講習による救命処置の普及啓発を図ることが必要です。
- ・ 救急業務の高度化には、救急隊員の教育訓練に加え、高規格救急自動車及び高度救命処置用資器材の更新整備を推進し、救急体制を充実させることが必要です。
- ・ 近年、異常気象に伴う大規模な自然災害（豪雨、土砂災害、地震等）の発生や複雑多様化する事案に対応していくため、救助活動に必要な車両や資機材の充実、隊員の育成を推進し、救助体制の充実を図ることが必要です。

○ 施策の展開

(1) 消防力の強化

- ① 複雑多様化する火災等の災害に対応できるよう、消防車両、消防資機材を計画的に整備します。
- ② 消防屯所等地域における消防活動拠点施設の計画的な整備を進めます。
- ③ 消火栓や防火水槽など、消防水利の計画的な整備を進めます。
- ④ 複雑多様化する災害に対応するため、消防団員等の確保と育成強化を図ります。

(2) 予防体制の強化

- ① 市民の火災予防の意識を高めるため、防火知識等の普及啓発を図ります。
- ② 市民の生命、財産を火災等から守るため、消防団、婦人消防協力隊及び自主防災組織等と連携を図りながら火災予防に努めます。
- ③ 高齢者を火災から守るため、民生委員やホームヘルパー等の協力を得ながら、高齢者等を対象とした防火指導を図ります。
- ④ 住宅火災による死傷者を防止するため、住宅用火災警報器の設置促進及び住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進など、住宅防火対策の推進を図ります。

(3) 救急、救助体制の充実

- ① メディカルコントロール体制（医師による指導、助言及び教育体制）のもと、救急医療機関との密接な連携により、救急業務の高度化に努めます。
- ② 救急救命士及び救急隊員の計画的な育成と教育訓練の実施を推進するとともに、高度救命処置を適切に提供するため、高度救命処置用資器材や高規格救急自動車等の計画的な整備を進めます。
- ③ 救命率を向上させるには、バイスタンダー（発見者などその場に居合わせた人）による応急手当が重要なことから、感染防止対策を講じながら応急手当に関する啓発活動に取り組むとともに、自動体外式除細動器（AED）を活用した救命講習による救命技術や知識の普及啓発に努めます。
- ④ 救助隊員の充実強化のため、専門的な知識や高度な救助技術の習得に向けた、隊員の計画的な教育訓練を実施します。
- ⑤ 複雑多様化する事案に対応するため、救助資機材の計画的な更新整備を図ります。
- ⑥ 大規模災害に対応するため、緊急消防援助隊登録隊員の教育訓練を充実し、緊急消防援助隊の受援と応援体制の整備を図ります。

○ 主な指標

- (1) 普通救命講習、上級救命講習及び救命入門コースの修了者数（人）

○ 市民の参画

(1) 消防力の強化

- ※ 消火栓、防火水槽などの消防水利や消防施設の周りには消防活動の障害となるものを置かないようにしましょう。
- ※ 消防団への入団を促進し、消防団活動に協力しましょう。

(2) 予防体制の強化

- ※ 防災知識を高め、普段から火災予防を心がけましょう。
- ※ 防災組織の活動に自主的に参加するなど、火災予防に取り組みましょう。

(3) 救急、救助体制の充実

- ※ 心肺蘇生法や自動体外式除細動器(AED)の使用方法などの応急手当を身につけるようにしましょう。

5-8 防犯、交通安全、市民相談体制

○ 現状

- ・ 本市の令和元年の交通事故の発生件数は158件、死傷者数は199人で年々減少傾向にあり、いずれも平成28年度に制定された第3次交通安全計画（平成28年～令和2年度）の目標を達成しています。しかしながら一方、高齢者の交通事故の増加が全国的にも大きな問題となっている中なか、本市においても交通事故者数に占める高齢者の割合が高くなっています。
- ・ 社会の急激な変化は、生活環境やライフスタイルを大きく変容させ、これに伴って、市民が直面する問題も多種多様となっています。
- ・ 悪徳商法や特殊詐欺の被害が発生しているとともに、インターネットによる消費者トラブルが増加しています。

○ 課題

- ・ 明るく住みよい安全安心安全な地域の実現に向けて、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、防犯意識を普及するための啓発活動や地域安全運動を積極的に展開し、各種犯罪の防止に努めていくことが必要です。
- ・ 女性や子ども共への声掛け事案や高齢者の被害が目立つ特殊詐欺被害を未然に防ぐため、啓発や見守り活動が必要です。
- ・ 防犯及び交通安全対策については、行政だけでなく防犯協会、交通安全協会、交通安全母の会など等、住民ぐるみで活動する体制の強化が必要です。
- ・ 交通事故を減らすためには、運転者や歩行者等の交通安全マナーの向上やなど、交通安全思想の普及が不可欠であり、交通安全対策を強力に推進することが必要です。特に、児童生徒への交通安全教育の推進、高齢者の交通事故防止対策の強化を図ることが重要です。
- ・ 重大事故が多発している危険個所の点検や改良など、道路管理者や警察と協議しながら、信号機や横断歩道など交通安全施設の充実整備を図ることが必要です。
- ・ 日々の暮らしの中で発生する問題を把握し、相談に対する適切な助言を行うことができるよう、関係機関、団体などと連携しながら市民が安心して相談できる体制を整えていく必要があります。
- ・ 高齢者や若年層などの消費者被害が懸念されることから、未然防止に取り組む必要があります。
- ・ 市内においても、悪徳商法や特殊詐欺の被害が発生しており、こうした被害に遭わないため、消費生活出前講座の開催など消費者教育推進が必要です。
- ・ 児童・生徒など若年層におけるインターネットによる消費者トラブルが多く発生していることに併せ、成年年齢の引き下げに伴い、今後若年層の消費者被害の拡大が心配され

~~ることから、教育機関と連携し、消費生活における学習機会を設けることの必要性が高まっています。~~

○ 施策の展開

(1) 防犯体制の整備

- ① 市民の防犯に対する意識の高揚を図るとともに、防犯体制の強化と地域ぐるみによる活動の展開を進めながら、~~犯罪のない、安全なまちづくり~~を目指します。
- ② 市民一人ひとりの防犯意識を高めながら、市民一体の防犯活動を推進します。
- ③ 警察や防犯協会、防犯ボランティアなど関係機関、~~関係~~団体と連携を密にし、パトロール活動や情報交換を行うなど、地域が一体となった防犯活動を展開します。
- ④ 非行防止、犯罪防止活動の啓発を図るとともに、防犯教育の実施など、防犯に関する意識の向上に努めます。
- ⑤ 防犯協会が防犯パトロールに使用する青色回転灯装着車の維持管理経費及び車両導入費用の一部を補助するなど、防犯パトロール活動を支援し、~~犯罪のない安全安心なまちづくり~~を推進します。
- ⑥ 赤色回転灯の整備や自治会等の防犯灯維持管理費用の補助を行うなど、交通安全と犯罪防止に努めます。

(2) 交通安全対策の推進

- ① 警察署、交通安全協会などの関係機関や団体と協力し、~~幼児やから高齢者まで~~を対象とした交通安全教室を通じて、交通安全意識の高揚を図ります。
- ② 交通安全協会、交通安全協会分会や交通安全母の会など、交通安全推進団体との連携強化に努め、交通安全対策を推進します。
- ③ 交通安全を繰り返し呼び掛けることにより、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。
- ④ 交通事故等危険個所の把握に努め、信号、交通標識、横断歩道、カーブミラー等の安全施設の設置や道路整備を進めます。

(3) 市民相談体制の充実

- ① 日常の様々な問題解決の糸口として、法律相談、行政相談、~~多重債務者相談等~~の市民相談を行います。
- ② 消費生活センターにおいては、消費生活をめぐる様々なトラブルから消費者を保護するため、相談体制を維持します。
- ③ 消費者被害未然防止に向けた講座、講演会などによる啓発活動や学校、地域、家庭等における消費者教育の推進を目指します。

○ 主な指標

- (1) 刑法犯発生件数（件）
- (2) 交通事故発生件数（件）
- (3) 消費者講座の参加者数（人）

○ 市民の参画

(1) 防犯体制の整備

- ※ 防犯への理解を深め、防犯パトロールに参加するなど、地域ぐるみの防犯活動に取り組みましょう。
- ※ 「子ども110番の家」や防犯連絡所を~~を~~設置し、~~に~~協力し、地域の防犯活動を推進~~を~~しましょう。~~に~~協力しましょう。
- ※ 高齢者や子どもの見守り活動に取り組みましょう。
- ※ 特殊詐欺被害防止に係る出前講座などの啓発的取~~り~~組~~み~~に参加しましょう。

(2) 交通安全対策の推進

- ※ 交通ルールを守り、交通安全に心がけましょう。
- ※ 交通安全教室、交通安全協会、交通安全母の会の活動など交通安全への取組に参加しましょう。
- ※ 交通事故を~~なくす~~ゼロの運動を地域ぐるみで展開しましょう。

(3) 市民相談体制の充実

- ※ 悪徳商法、特殊詐欺などの被害を未然に防止するため、地域で開催される消費生活講座~~など~~等に参加しましょう。
- ※ 高齢者が被害に遭わないよう、家族や近隣住民が連携し、日頃から声掛けなどに努めましょう。

第3部 まちづくりの進め方

1 SDGsの推進

○ 現状

- ・ 平成27年(2015年)9月に開催された国連サミットにおいて、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)が採択されました。SDGsは、平成12年(2000年)の国連サミットで合意されたMDGs(Millennium Development Goals:ミレニアム開発目標)に代わる、令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標であり、17のゴールと169のターゲット(具体目標)から構成され、地球上の「誰一人取り残さない」という理念を掲げています。
- ・ 本市においても、これまで「資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン」や「バイオマス産業都市構想」や、「みんなのメダルプロジェクト」などSDGsの理念を踏まえ取り入れた施策に取り組んできました。

○ 課題

- ・ 人口減少・少子高齢化や地域経済縮小などの地域課題を解決していくためには、行政だけではなく、市民や企業などの多様な主体がSDGsの目標を共有し、より一層連携して課題解決に取り組んでいくことが求められています。
- ・ 市民や企業へのSDGsの浸透はまだ限定的であるため、SDGsの正しい理解の普及に努める必要があります。

○ 施策の展開

(1) SDGsの推進による課題解決

- ① 平成31年(2019年)1月に開催された「SDGs全国フォーラム2019」において、93自治体の賛同のもと、人口減少・少子高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、日本の「SDGsモデル」を世界に発信する「SDGs日本モデル」が宣言されました。本市は、この「SDGs日本モデル」宣言に賛同し、自治体間の連携を進めながら、SDGsの推進に取り組んでいきます。
- ② 「誰一人取り残さない」という理念のもと、女性性別、高齢者、障がい者、外国人など、年齢、障がいの有無や国籍などを問わず、誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる持続可能な地域社会の実現に向けて取り組みます。
- ③ ~~各種計画の策定に当たっては、SDGsの理念を踏まえ反映させるとともに、SDGsの17のゴールに主な事業を位置付けます。~~
- ③ SDGsの理念を踏まえ、各種計画の策定に反映させます。

- ④ SDG s の達成に向けて、未来技術の導入など民間との共創により、地域が直面する課題解決に取り組みます。
- ⑤ SDG s 未来都市選定に向けた取組を推進します。

(2) 企業へのSDG s の普及推進

- ① 企業活動とSDG s との関連付けを企業に呼びかけることにより、SDG s の社会への効果や企業の事業継続との関係についての理解を深め、**市民公民**連携のもとでのSDG s への取**り組み**を推進します。
- ② 企業を対象としたSDG s の**普及啓発に努めます**。~~セミナーを開催します。~~

(3) 市民一人ひとりへのSDG s の普及推進

- ① 市民のSDG s への理解を深める機会を創出し、市民一人ひとりの日々の行動がSDG s の達成に関係しているという意識を持つことを呼びかけることで、SDG s を意識し、協働によるSDG s への取**り組み**を推進します。
- ② 市民を対象としたSDG s の**普及啓発に努めます**。~~セミナーを開催します。~~

○ 主な指標

- (1) SDG s 講演会等開催回数、広報回数（回）

2 「新しい日常」の推進への対応

○ 現状

- ・ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、令和元年12月に中華人民共和国湖北省武漢市で発生が報告されて以来、世界各地で急速に感染が拡大し、令和2年3月には世界保健機関（WHO）がパンデミック（世界的大流行）を宣言しました。
- ・ この感染症は、本市においても個人消費や企業収益、雇用情勢の悪化を招くなど、地域経済にも大きな影響を与えています。~~もたらしており、この先も厳しい状況が続くことが予想されます。~~
- ・ このような状況の中、政府は「新しい生活様式」への移行と実践・定着を提唱しています。

○ 課題

- ・ 外出自粛に伴う消費の低迷や観光客の減少、イベントの中止などにより、飲食業や宿泊業をはじめとして地域経済に大きな影響を与えており、長期的な視点に立った経済対策や雇用対策が求められています。
- ・ 「新しい生活様式」とは、「3つの密（密閉、密集、密接）を徹底的に避ける」、「手洗いや人と人との距離の確保など基本的な感染対策を続ける」、「テレワーク、時差出勤、~~テレビウェブ~~会議などにより人との接触機会を削減する」~~など等~~の生活様式を示すものであり、あらゆる人がこの「新しい生活様式」を日常生活の中で実践していく必要があります。
- ・ これからの社会においては、感染症への対応と経済活性化の両立の視点を取り入れ、新型コロナウイルスの感染拡大により生じた世の中の考え方、行動の変化、いわゆる「新しい日常」に対応していくことが求められています。

○ 施策の展開

(1) 新型コロナウイルス感染症との共存

- ① 「新しい生活様式」を実践し、新型コロナウイルス感染症などの~~拡大防止に取り組むほか~~、感染者が発生した場合に備えた対策を常に意識して施策を実施します。
- ② 感染者、濃厚接触者や医療従事者の人権を尊重し、差別や風評被害等を防止するための意識啓発や、感染症に関する正確な情報発信に取り組みます。

(2) 経済対策、雇用対策の実施

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る経済対策として、各種給付金の支給、企業向け支援事業、学生向け支援事業等を実施するとともに、~~しているところですが、今後も~~状況に応じた経済対策を実施します。

② ハローワーク等の関係機関と連携し、離職者等に対する早期再就職支援や新卒者に対する就職支援を実施します。

(3) 新しい技術や新しい視点を活用した「新しい日常」の推進

① ~~今回の感染症をきっかけに、~~以前の生活様式を振り返り、新しい技術や新しい視点を活用した先進的な取組を推進していくほか、市民の取組に対して積極的に支援し、これからの「新しい日常」を推進します。

○ 主な指標

- (1) 経済対策、雇用対策に係る累計事業件数（件）
- (2) 「新しい日常」に対応したICT活用事業件数（件）

3 協働のまちづくりの推進

○ 現状

- ・ 社会構造の大きな変化に伴う、住民ニーズの多様化、高度化が進み、市民、各種団体、企業、行政など多様な主体が相互理解のもとに、共に行動する「協働のまちづくり」は現代社会における地域課題の把握、解決に欠くことのできない施策として認知されてきています。
- ・ 前期基本計画の計画期間の5年間で、地域協働体の設立が進み、市内ほぼすべての地域で地域協働体が設立され、地域づくり計画に基づいた取組が展開されています。

○ 課題

- ・ 「協働のまちづくり」においては、市民~~など~~と行政とが相互理解に基づいて各事業を展開していくことが必要であるとともに、市民~~など~~が市政運営に積極的に参画できる仕組みを構築し、企画から実施、評価まで、すべての段階で協働による取組が展開されることが重要であり、各種計画の策定、実践、評価において、まちづくりスタッフバンクの活用や公募などにより、市政への市民参画の機会をより拡充していくことが必要です。
- ・ 協働による地域づくりには、市民、地域組織、市民活動団体、民間事業者（企業）などそれぞれの主体による役割分担のもとに、「自分たちの地域は自分たちで守り、創る」を基本に、市民一人ひとりが当事者となり、地域のことを考え、その発想を自らが実践する、自主自立の取組が不可欠です。
- ・ 市民主体の地域づくりを進めるために、最も身近な組織である自治会等の活動を基本としながら、地域協働体が推進役となり、身近な課題の解決や地域の特性を生かした活動を地域ぐるみで実践するための取組が必要です。
- ・ 地域協働体と行政とがますます連携し、市民センターを拠点とした地域づくり活動を行うことにより、地域の特色を生かした住民起点のまちづくりが展開されることが期待されます。
- ・ NPOや民間事業者（企業）などの民間活力によるまちづくりを担う団体や組織を育成するとともに、相互の連携を推進することが必要です。

○ 施策の展開

(1) 地域協働の推進

- ① 地域協働体を中心となり、地域課題の解決や地域の特性を生かした地域づくりを進めるため、互いに課題を共有し、役割を分担しながら、地域と市の担当部署が当事者として、横断的に協力、行動することを目指します。

(2) 地域協働の実践

- ① 地域の将来像を地域住民みんなで共有し、身近な地域課題の解決や地域の特性を生かした地域づくりを進めながら、その実現を目指します。

(3) 協働による市政の推進

- ① 地域協働の推進には、地域と行政が相互理解のもとに連携することが重要です。行政は、地域協働体による市民主体の地域づくりを推進し、それらの活動に対して様々な支援を行います。また、地域協働体が策定した地域づくり計画の実践を支援します。
- ② 市民と行政との協働を推進するため、一関市協働推進会議を開催し、協働を進めるための情報共有と意見交換を行います。
- ③ 協働のまちづくりを円滑に進めるため、市民活動センターなどの中間支援組織による自治会や地域協働体、市民活動団体への支援や団体相互の連携を促進します。
- ④ 「市長へひとこと」など市民の意見、要望を市政に反映させる広聴機能の充実を図るなど、市民参画や市民との協働体制を確立します。
- ⑤ 各種審議会等への市民の参画を図り、市民の多様な知識や技術等を市政に反映させるため、まちづくりスタッフバンクの活用を推進します。
- ⑥ 各種計画の策定など検討段階から市民参画を進めるとともに、パブリックコメントの実施、ワークショップの開催などにより、市民参画の機会の充実に努めます。
- ⑦ 地域住民と行政との創意工夫と協働により、地域の元気につながる事業に取り組みます。
- ⑧ 各種計画の事業進捗管理への市民参画機会の確保に努めます。
- ⑨ 市民によるまちづくり活動への市職員の参加を促進します。
- ⑩ 民間事業者(企業)も地域の一員として、専門性を生かした多様な地域貢献が可能であることから、様々な分野での協働の取組を要請します。

○ 主な指標

- (1) 市民1人当たりの市民センター利用回数(回)

4 健全な行財政運営の推進

○ 現状

- ・ 人口減少・少子高齢化が進む中であって、市税等の増加は見込めず、また、地方交付税等の動向も不透明であることから、新たな住民ニーズに対応する財源の確保は厳しい状況にあります。

○ 課題

- ・ 社会情勢が大きく変化する中、新たな行政課題に迅速に対応できる行財政運営を行うためには、従来の制度や施策、組織等の執行体制を常に見直し、効果的かつ効率的に予算を配分し執行していく必要があります。
- ・ 厳しい財政状況の中、過去に整備された多くの公共施設の老朽化に対応するためには、大規模改修や建替え等にかかる費用を抑えるとともに、中・長期的な視点による施設の再編成・管理に取り組む必要があります。また、社会情勢の変化や住民ニーズに対応した適正な施設の総量や規模、機能の再編成を検討する必要があります。
- ・ 市有財産のうち、遊休資産となっている土地や建物については、有効活用の観点から売却処分を進めていく必要があります。
- ・ 全国の地方公営企業に共通する課題である人口減少に伴う水道料金収入及び下水道等使用料収入の減少、老朽施設の更新等への対応が不可欠です。また、下水道については、接続費用の捻出や後継者の不在などを理由に、整備した下水道への接続に至らないケースが多いことも課題です。
- ・ 市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民が市政に参加し、市民と行政との協働を実践するため、公文書の情報公開制度の適切な運用や、審議会等の会議の開催状況を公開する取組により、透明性の高い行政運営を進める必要があります。
- ・ ~~これまで~~、広報紙やホームページ、コミュニティFM等様々な媒体を通して、行政情報を発信するとともに、~~してきたところであり~~、市民の情報収集手段の多様化に即した効果的な広報活動を展開していく必要があります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により浮き彫りになった全国的な課題の一つとして、行政分野でのデジタル化やオンライン化の遅れがあります。~~ポストコロナ~~、アフターコロナ時代における「新しい日常」を構築するための原動力となる「デジタル化」を推進していくためには、行政手続の抜本的なオンライン化などに**積極的に取り組んでいく必要があります。**~~取り組む必要があります。~~

○ 施策の展開

(1) 行政サービスの充実

- ① 行政サービスの満足度を高めるため、業務の継続的改善に取り組み、質の高い行政

サービスの提供に努めます。

- ② 限られた人的資源の中で職員の能力を最大限に生かすため、高度で専門的な知識、技術を体系的に学習する研修を行い、職員の政策形成能力や職務遂行能力の向上を図ります。
- ③ 職員の意識改革を図りながら、士気を高め合い職場の活性化に取り組みます。
- ④ ICT（情報通信技術）を活用した行政手続きの電子化や税、使用料・手数料など公金の収納・支払のキャッシュレス化などにより、**市民サービスの向上**と行政の効率化と**市民サービスの向上**に努めます。

(2) 効率的な行政運営の確立

- ① 総合計画を基本とする計画的な行政運営を図るため、毎年度、ローリングにより実施計画の策定を行い、計画の実行性を高めます。
- ② 各種計画の策定に当たっては、市民にとってわかりやすい計画となるよう、事業や施策の到達すべき目標を定量的に指標化した**計画の策定にすること**に努めます。
- ③ 行財政改革の取組を推進し、改革の実施状況について、広報紙やホームページにより広く市民に公表して情報を共有します。
- ④ ~~事務事業の効率的な取組を推進するについて、総合計画や各種計画と連動した、定量的な指標の設定に基づく評価に努める~~とともに、住民ニーズや費用対効果が低いものについて**事務事業は**、廃止を含めた見直しを**検討し行**います。
- ⑤ 民間の専門性や効率性が発揮されることで、住民サービスの向上や行政コストの縮減が図られる事務事業は、**積極的に**民間活力の活用を図ります。
- ⑥ ICT（情報通信技術）を**積極的に**活用し、内部事務の合理化や組織体制の見直し等、効率的な行政運営に努めます。
- ⑦ 多様化する住民ニーズや新たな行政課題に的確かつ迅速に対応できるよう、組織機構と事務執行体制の見直しを進めます。また、定員適正化計画を策定し、職員数の適正化を図り人件費総額の抑制に努めます。

(3) 財政運営の健全化の推進

- ① 市税等の自主財源の確保に努めるとともに、歳出の徹底的な見直しにより、財政の健全化を推進します。
- ② 市税については、課税客体の的確な把握とあわせ、自主納税の推進や納税方法を増やすなどにより収納率の向上に努めます。
- ③ 分担金、負担金及び使用料、手数料などについては、適正な受益者負担の水準を確保するとともに、各部署の連携のもと、収納率の向上に努めます。
- ④ 市債については、将来負担を考慮して借入を行うとともに、財政状況に応じ繰上げ償還に努めます。

- ⑤ 公共工事をはじめとした行政事務の執行に当たっては、常に品質、コストを意識するとともに、経費の節減を図ります。
- ⑥ 補助金や負担金については、その目的や費用対効果、経費負担のあり方を検証し、**効果が低いものについては、廃止を含めた見直しを検討し行います。**
- ⑦ 各年度の事務事業の計画や実施に当たっては、中・長期的な視点に立ち、財源や将来負担等について、十分な検討を行います。
- ⑧ 第三セクター等や出資団体については、事業内容や経営状況を常に把握し、継続的な指導・監督を行います。

(4) 公共施設保有の最適化と市有財産の有効活用

- ① 公共施設の管理については、将来にわたり施設を利用した住民サービスを安全かつ持続的に提供するため、機能と数量の最適化、長寿命化、財政負担の縮減・平準化の取組を着実に進めます。
- ② 市有財産については、有効活用の観点から遊休資産の売却処分を進め、財産収入の**確保を図りに努めます。**

(5) 地方公営企業の健全化の推進

- ① 地方公営企業の健全な運営を目指し、企業としての経済性を常に発揮するとともに、公共の福祉を増進することを念頭に置き事業を推進します。
- ② 料金等の水準について定期的に検証を行い、負担の公平化と適切な財源確保に努めます。

(6) 透明性の高い行政運営と行政情報の積極的な提供

- ① 情報公開制度は、公開が原則であることを踏まえ、適切に運用していきます。
- ② 審議会等の会議は原則公開とし、会議の開催予定を周知します。また、会議録及び会議資料を担当課窓口及び市のホームページにおいて公表し、審議の概要をお知らせします。
- ③ 広報紙、ホームページ、コミュニティFMなどの活用により、行政施策や行政活動の積極的な情報提供に努めます。
- ④ 広報紙は市民と行政のパイプ役との認識に立ち、分かりやすく親しみやすい広報紙を目指し、紙面の充実に努めます。また、ホームページについても情報が的確に検索できるよう充実に努めます。

○ 主な指標

- (1) オンライン申請が可能な行政手続きの数(種類)
- (2) 経常収支比率(%)

【資料No.32】

令和2年10月23日(金)
第4回一関市総合計画審議会

- (3) 実質公債費比率 (%)
- (4) 市の公式 Facebook のリーチ数 (件)
- (5) 市の公式ツイッターのフォロワー数 (件)

5 広域連携の推進

○ 現状

- ・ 住民の日常生活の範囲が広がりを見せている中であって、産業経済、医療、福祉、教育や防災、交通ネットワークなど、あらゆる分野において、一つの施策や一つのサービスがその自治体では完結せず、隣接する自治体と連携した取組が欠かせないものとなっています。
- ・ 特に本市では、岩手県内の自治体との連携に限らず、県という枠組みを越えて、「中東北」としての拠点都市形成に向け、道路網の整備、地域医療や観光など様々な分野において県境を意識しない発想で課題解決への取組を進めています。
- ・ 当地域の農業協同組合、森林組合など民間団体においては、市町の枠を越えて組織しており、スケールメリットを生かし、それぞれの産業分野の振興に取り組んでいます。

○ 課題

- ・ 住民や企業等の生活圏、経済圏は市町村のエリアを越えて広域化しており、また、人口減少と高齢化が進行する中で、行政に対するニーズも多様化、高度化してきていることから、現在の行政サービスのあり方を広域的な視点に立ち、時代に合ったものに変えていくことが求められています。
- ・ 県境に位置している本市をはじめ、県境付近の自治体においては、県の中央部に国の機関の集約が進むなど、多くの共通課題を抱えている状況にあり、共通する課題を持つ関係自治体が、新たな連携に取り組んで解決していくことが必要です。
- ・ 人口減少などの社会構造の変化に伴い、それに対応した施策の展開や地域の発展のためには、保健、医療や通勤、通学などの住民生活や経済活動における圏域というくくりの中で、雇用の創出、結婚、出産への支援、人口減少対策などに取り組んでいくことが、真の意味での地方創生につながるものと捉え、隣接自治体をはじめ、広域的な連携を**図**つての**もと**、**取**り**組**んでいくことが必要です。

○ 施策の展開

(1) 定住自立圏構想の推進

- ① 一関・平泉定住自立圏共生ビジョンに基づき、適切に役割分担をしながら、魅力ある定住自立圏域の形成に向けた具体的な取組を連携して推進します。
- ② 圏域の住民ニーズに対応できるよう、一関地区広域行政組合や両磐地区広域市町村圏協議会が行う事業を推進します。
- ③ 世界遺産「平泉」を核とした地域づくりを関係自治体と一体となって進めます。

(2) 県境を越えた連携の推進

- ① 人口減少などの社会構造の変化に対応した施策の展開や地域の発展を図るため、経済圏、生活圏、医療圏、文化圏、さらには通勤通学エリアというくくりの中で、関係自治体同士が連携して多様な取組を推進します。
- ② 北上川や栗駒山系など、地域固有の条件で結びつく市町村と多様な連携交流を図ります。
- ③ 共通する地域資源や歴史、文化等を有する市町村との広域的な交流連携を図り、産業振興など地域の活性化につなげる取組を推進します。

(3) 国、岩手県、関係機関との連携

- ① 本市の課題解決に向け、本市の実情を国、岩手県へ情報発信していくとともに、施策の実現に向けて積極的な要望提案を行います。
- ② 様々な関係機関と連携協力を図りながら、本市のまちづくりを展開していきます。
- ③ 国、岩手県の事業については、本市のまちづくり、地域づくりに生かされるよう、その事業導入を働きかけていきます。

○ 主な指標

- (1) 広域連携事業数（件）

○ 後期基本計画「主な指標」項目一覧表

No.	分野	基本計画分野	分野名	指標No.	①指標項目名	②指標の説明 (その指標項目を指標とすることで把握できるものは何か、どんな課題に対応している指標かを記入)	③単位	④現状数値 (R元年度末)	⑤目標数値 (R7年度末)	⑥目標数値 (R7年度末) ※コロナウイルスの影響を大きく受ける指標のみこちらにも記入 ※コロナウイルスの影響を踏まえた場合の数値	⑦数値把握の方法 (把握方法、根拠の出所を具体的に記入)	⑧目標設定の考え方 (⑤の目標指標について) (目標値の考え方、計算根拠等を記入)	⑨目標設定の考え方 (⑥の目標指標について) (目標値の考え方、計算根拠等を記入) ※コロナウイルスの影響を大きく受ける指標のみ記入	新指標	担当部	
1	1	1	農林水産業	1	新規就農者数	農業の後継者、担い手の確保の状況を示す指標	人/年	13	24		県が毎年調査をしているもの。 一関農業改良普及センターからのデータによる。	関係機関で構成している、一関地方農林業振興協議会において、一関地方新規就農者の確保・育成アクションプラン (R2~4) を策定し、新規就農者の確保目標を24人/年とした。			農林部	
2	1	1	農林水産業	2	認定農業者新規認定者数	安定的な農業経営の所得目標を確保できる規模で経営を行っている、中心的担い手の確保状況を示す指標	人/年	18	24		市農政課で把握。認定農業者は市で農業経営改善計画を認定するもの。	上記の根拠として、現在の農業生産面積と生産力を維持するために必要な人数として算出していることから、毎年新しく確保する認定農業者数も同数とした。	新		農林部	
3	1	1	農林水産業	3	農業法人数	農業の担い手の確保状況を示す指標	件	74	94		市農政課で把握している認定農業者のうち農業法人の数	・基盤整備実施地区において、法人化を目指している営農組織の数：10組織 ・その他：10組織 個人経営→法人、営農組織→法人			農林部	
4	1	1	農林水産業	4	農用地の利用集積率	農用地の担い手への集積状況を示す指標	%	53.6	85.0		毎年、市農政課で作成し、県に報告しているもの。	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (市策定) において、農用地の利用集積の目標をおおむね85%としている。			農林部	
5	1	1	農林水産業	5	水田整備率	30a区画程度以上に整備された水田の面積割合 農業基盤整備の状況を示す指標 全国、東北、岩手県との比較により整備状況を把握	%	40.6	43.1		農林水産省で公表する整備率 (岩手県で調査) (公表は2年遅れとなる)	市全体の水田面積 12,300ha 概ね0.5%/年 (約60ha) の整備を目指す。 今後の整備地区は中山間地区が多くなるため、整備進捗が伸び難い状況。			農林部	
6	1	1	農林水産業	6	農業振興地域内の農用地	農地が有効に利用されているかの指標	ha	19,239	19,181		一関農業振興地域整備計画農用地利用計画による	国の定める確保すべき農用地等の面積の目標に準ずる			農林部	
7	1	1	農林水産業	7	ニューツーリズム実践件数	体験型観光の受け入れ態勢の状況を示す指標	戸件/年	143	158		いちのせきニューツーリズム協議会農家民泊受入登録数	毎年3戸件の増を目指す			農林部	
8	1	1	農林水産業	8	ニューツーリズム等による交流人口	体験型旅行の受け入れの状況を示す指標	人/年	773	923	386	県教育旅行実績調査	毎年30人の増を目指す	教育旅行自体の開催自粛により旅行者数が大幅に減少するため、現状数値の50%減と考えた。			農林部
9	1	1	農林水産業	9	振興作物 (野菜) の作付面積	農業の生産規模 (作付面積) を示す指標	ha	72	81		J Aいわて平泉データによる	J Aいわて平泉「販売計画」の目標の伸び率を目指す		新	農林部	
10	1	1	農林水産業	10	振興作物 (花き) の作付面積	農業の生産規模 (作付面積) を示す指標	ha	50	50		J Aいわて平泉データによる	J Aいわて平泉「販売計画」の目標の伸び率 (現状維持) を目指す		新	農林部	
11	1	1	農林水産業	11	和牛子牛出荷頭数	農業の生産規模 (出荷量) を示す指標	頭	3,190	2,880		J Aいわて平泉データによる	減少傾向であることから減少率を10%程度に止める			農林部	
12	1	1	農林水産業	12	6次産業化事業化件数	6次産業化商品の開発状況を示す指標	件	85	103		一関市農商工連携開発事業費補助金活用実績による	毎年3件の増を目指す			農林部	
13	1	1	農林水産業	13	鳥獣による農作物被害面積	鳥獣による農作物被害状況を示す指標	ha	120.8	108.7		野生鳥獣による農作物の被害状況調査による	おおむね10%減を目指す				
14	1	1	農林水産業	14	間伐実施面積	市内の民有林における間伐の実施面積を示す指標 (二酸化炭素の吸収量の増、水源涵養・土砂災害防止・生物多様性維持など公益的機能の増進を図る)	ha	213	600		岩手県農林部一関農林振興センターへの照会。 (県が公表する「岩手県林業の指標」の基礎数値)	岩手県が設定したH25~R2までの間伐目標値、一関市の過去5年間の実績及び前期基本計画の目標値を踏まえ、前期基本計画と同等の目標とした。			農林部	
15	1	1	農林水産業	15	再造林率	市有林における皆伐後の人工造林の割合 森林資源の循環への取り組み状況を示す指標	%	15	25		市有林の人工林 (針葉樹) 皆伐面積及び公有林整備事業の再造林面積の実績による	おおむね10%増を目指す。		新	農林部	
16	1	1	農林水産業	16	燃料用木材生産量	市内で生産される燃料用木材の利活用状況を示す指標 (単位となるBDtは、水分を除いた木材そのものの重量のこと)	BDt	30	98		一関地方森林組合へのヒアリング	R1年度末時点でチップボイラー2基、R7年度末時点でチップボイラー4基体制となる。燃料使用量はH30~R1の2基の稼働実績の平均から算出。生重量から絶対重量 (BDt) へ換算し産出する。		新	農林部	
17	1	1	農林水産業	17	森林体験者数	市民の森林体験や森林学習などの参加状況を示す指標	人/年	1,118	1,340	560	一関市主催事業のほか、一関地方農林業振興協議会・岩手県緑化推進委員会一関支部・一関地方森林組合等へのヒアリング	おおむね20%増を目指す	開催規模の縮小、イベントの開催自粛により体験者数が大幅に減少するため、現状数値の50%減とした。	新	農林部	
18	1	1	農林水産業	18	多面的機能支払制度に取り組む農地面積	市内で多面的機能支払制度に取り組む農地面積を示す指標	ha	9,984	10,183		市農政課で把握	おおむね2%増を目指す。		新	農林部	

○ 後期基本計画「主な指標」項目一覧表

No.	分野	基本計画分野	分野名	指標No.	①指標項目名	②指標の説明 (その指標項目を指標とすることで把握できるものは何か、どんな課題に対応している指標かを記入)	③単位	④現状数値 (R元年度末)	⑤目標数値 (R7年度末)	⑥目標数値 (R7年度末) ※コロナウイルスの影響を大きく受ける指標のみこちらにも記入 ※コロナウイルスの影響を踏まえた場合の数値	⑦数値把握の方法 (把握方法、根拠の出所を具体的に記入)	⑧目標設定の考え方 (⑤の目標指標について) (目標値の考え方、計算根拠等を記入)	⑨目標設定の考え方 (⑥の目標指標について) (目標値の考え方、計算根拠等を記入) ※コロナウイルスの影響を大きく受ける指標のみ記入	新指標	担当部
19	1	1	農林水産業	19	多面的機能支払制度に取り組む組織数	市内で多面的機能支払交付金を受けている取組組織を示す指標	件	204	199		市農政課で把握	組織統合により減少傾向であることから減少率を2%程度に止める		新	農林部
20	1	2	工業	1	(公財) 岩手県南技術研究センター試験分析件数	高い品質を求める姿勢の高まりを読みとる指標	件	1,125	1,100		(公財) 岩手県南技術研究センター実績調査による	毎年、同程度の試験分析件数を旨指す			商工労働部
21	1	2	工業	2	製造業の製造品出荷額	企業の生産状況を示す指標	億円	2,095	2,150		工業統計調査	おおむね3%増を旨指す			商工労働部
22	1	2	工業	3	市が行う人材育成事業の受講者数	(公財) 岩手県南技術研究センターが実施する「ものづくり人材育成事業」における講座へ参加人数を示す指標	人	60	70		(公財) 岩手県南技術研究センター実績調査による	毎年、募集人数の約9割、70人の参加者数を旨指す		新	商工労働部
23	1	2	工業	4	新製品・新技術開発の件数	新製品開発における技術力、研究開発力の向上等を旨指す姿勢の高まりを読み取る指標	件	1	3		(公財) 岩手県南技術研究センターや(独) 国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校及び市補助事業などの実績調査による	毎年3件の実績を旨指す		新	商工労働部
24	1	2	工業	5	誘致企業数	就労の場の増加を示す指標	社	25	37		実績による	毎年2社の増を旨指す			商工労働部
25	1	3	商業・サービス業	1	市等制度資金利用件数	中小企業の融資による経営強化と安定化を表す指標	件	362	398		実績による (中小企業振興資金年度末時点の貸付件数)	概ね10%増を旨指す			商工労働部
26	1	3	商業・サービス業	2	商店街空き店舗入居件数	商店街の活性化対策の効果を旨指す指標	件/年	6	6		実績による 毎年3月実施の空き店舗調査による中心市街地の新規入居件数	現状維持を旨指す		新	商工労働部
27	1	3	商業・サービス業	3	市補助金を活用したまちなかイベントの来場者数	商店街の活性化対策の効果を旨指す指標	人	77,368	85,000	77,400	実績による (商店街にぎわい創出事業イベントの来場者数)	概ね10%増を旨指す	新型コロナウイルス感染症の影響を5年かけてR元年度の数値への回復を旨指す。	新	商工労働部
28	1	3	商業・サービス業	4	市の施策による起業家数	起業の活発さを旨指す指標	人	12	30		実績による (起業応援講座受講者の起業件数)	R元年度を基準値として、毎年度3人増を旨指す(3人増/年)		新	商工労働部
29	1	4	雇用	1	新規高卒者の管内就職率	若者の地元定着状況を示す指標	%	46.7	55.0		ハローワークの職業紹介状況により集計	管内就職率55%を旨指す (現状: R02年3月卒、目標: R08年3月卒)			商工労働部
30	1	4	雇用	2	職業訓練施設における訓練受講者数	職業訓練施設を活用した労働者の技能習得及び職業能力開発訓練の機会の拡充を示す指標	人/年	2,133	2,240		各施設報告により集計	おおむね5%増を旨指す			商工労働部
31	1	5	観光	1	観光入込客数	観光業の振興対策の状況を旨指す指標	万人回/年	221	232	221	各施設などからの報告による	R元年度を基準として、5%増を旨指す。	新型コロナウイルス感染症の影響を5年かけてR元年度の数値への回復を旨指す。		商工労働部
32	1	5	観光	2	宿泊者数	観光業の振興対策の状況を旨指す指標	万人/年	7	7	7	各施設などからの報告による	R元年度を基準として、5%増を旨指す。	新型コロナウイルス感染症の影響を5年かけてR元年度の数値への回復を旨指す。		商工労働部
33	1	5	観光	3	一関温泉郷入込客数	観光業の振興対策の状況を旨指す指標	万人回/年	21	22	21	温泉郷各施設からの報告による	R元年度を基準として、5%増を旨指す。	新型コロナウイルス感染症の影響を5年かけてR元年度の数値への回復を旨指す。		商工労働部
34	1	5	観光	4	教育旅行入込客数	体験型観光の振興対策の状況を旨指す指標	人回/年	9,478	9,951 9,952	9,478	各施設などからの報告による	R元年度を基準として、5%増を旨指す。	新型コロナウイルス感染症の影響を5年かけてR元年度の数値への回復を旨指す。		商工労働部
35	1	5	観光	5	観光ボランティア登録者数	観光客の受け入れ態勢の状況を旨指す指標	人	75	75 79		各団体の会員数	R元年度を基準として、5%増を旨指す。 現状維持を旨指す。	現状維持を旨指す。		商工労働部
36	1	5	観光	6	外国人観光入込客数	観光客の受け入れ態勢の状況を旨指す指標	人回/年	42,785	44,924	42,785	各施設などからの報告による	R元年度を基準として、5%増を旨指す。	新型コロナウイルス感染症の影響を5年かけてR元年度の数値への回復を旨指す。		商工労働部
37	1	5	観光	7	骨寺村荘園交流施設利用者数	骨寺村荘園遺跡への来訪者数を旨指す指標	人/年	27,638	30,700 29,010	26,100 24,650	骨寺村荘園交流館、休憩所の利用者数 (施設からの報告により把握)	R元年度を基準として、概ね5%増を旨指す。 過去5年間の平均参加者数の8%増加を旨指す 平均参加利用者: 28,431人 (H27~R元) 最大利用者: 30,304人 (H27) 最少参加者: 26,868人 (H29) (R元年度を基準、毎年2%の増加を旨指す)	目標数値の85% (R2.4~6月減少割合参考)		教育部
38	2	1	都市間交流・国際交流	1	国内他自治体との交流事業の件数	都市間交流の実施および市民の交流への参加機会を提供できているかを旨指すものであり、交流事業の推進につながる指標	件	48	54		5 交流事業所管課(庁内)への照会、集計	現在の交流事業を継続しつつ、新たな交流事業を創出 (毎年1つ新規交流事業を創出)	人的移動を伴う交流は実施が難しいため、オンラインを活用した交流を検討する。田辺市、三春町、吉川市、新宮市、岩沼市×1事業を想定。	新	まちづくり推進部

○ 後期基本計画「主な指標」項目一覧表

No.	分野	基本計画分野	分野名	指標No.	①指標項目名	②指標の説明 (その指標項目を指標とすることで把握できるものは何か、どんな課題に対応している指標かを記入)	③単位	④現状数値 (R元年度末)	⑤目標数値 (R7年度末)	⑥目標数値(R7年度末) ※コロナウイルスの影響を大きく受ける指標のみこちらにも記入 ※コロナウイルスの影響を踏まえた場合の数値	⑦数値把握の方法 (把握方法、根拠の出所を具体的に記入)	⑧目標設定の考え方(⑤の目標指標について) (目標値の考え方、計算根拠等を記入)	⑨目標設定の考え方(⑥の目標指標について) (目標値の考え方、計算根拠等を記入) ※コロナウイルスの影響を大きく受ける指標のみ記入	新指標	担当部
39	2	1	都市間交流・国際交流	2	一関市国際交流協会への相談件数(外国人含む)	生活等に困っている状況および相談をするための環境を提供できているかを示すものであり、外国人にやさしいまちづくりにつながる指標	件	0	180		一関市国際交流協会からの月例報告、集計	1ヶ月15件 (北上市、奥州市では現状で月10件~20件の相談を受け付けている)		新	まちづくり推進部
40	2	1	都市間交流・国際交流	3	多文化共生事業への参加者数	多文化共生社会の形成に係る市民の関心度を示すものであり、市民の国際化意識の醸成と国際理解につながる指標	人	59	80	30	事業参加者の集計	事業回数4回×参加者数20名	R2は、コロナ対策を講じ、30名規模での実施とすることを踏まえ、R2の規模の数値を想定。	新	まちづくり推進部
41	2	2	道路	1	市道改良率	市道の整備状況を示す指標	%	55.9	56.9		市道台帳データによる	おおむね1.0ポイント増を目指す			建設部
42	2	2	道路	2	市道舗装率	市道の整備状況を示す指標	%	54.3	55.7		市道台帳データによる	おおむね1.4ポイント増を目指す			建設部
43	2	2	道路	3	健全性診断で「早期措置段階」と判定された橋梁数	市道の管理状況を示す指標	橋	61	0		橋梁定期点検結果、修繕工事実績による	健全性の診断により、R元年度末時点で「早期措置段階」と判定された橋梁を修繕工事により解消する。		新	建設部
44	2	3	公共交通	1	拠点間を結ぶ路線バスの乗車人数	路線バスの利用状況を示すものであり、路線維持に直接的につながる指標	人	181,801	218,000	163,000	①一関花泉線、②げいびり溪線、③本郷線(以上、岩手県交通)、④千厩花泉線、大原上内野線他大原~沼沢駅間の路線、⑤藤沢一関線(以上、市営バス)の年間乗車人数。	一関市地域公共交通網形成計画において、R5年度末の目標数値を218,000人と定めており、これをR7まで維持する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数の半減が6か月間続いた場合を想定。 218,000人 - (218,000人×1/2×6か月/12か月) = 163,500人	新	まちづくり推進部
45	2	3	公共交通	2	市営バス、廃止路線代替バス、デマンド型乗合タクシーの利用率	路線バスの利用状況を示すものであり、路線維持に直接的につながる指標	%	118.82	136.00	102.00	市人口に対する、市営バス、廃止路線代替バス、デマンド型乗合タクシーの年間利用者数の割合	一関市地域公共交通網形成計画において、R5年度末の目標数値を136.00%と定めており、これをR7まで維持する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数の半減が6か月間続いた場合を想定。 136% - (136%×1/2×6か月/12か月) = 102%	新	まちづくり推進部
46	2	3	公共交通	3	一関駅乗車数(1日当たりの乗車数)	鉄道の利用状況を示すものであり、鉄道の利便性向上につながる指標	人	4,312	4,300	3,773	JR東日本が公開する駅別乗車人員	R1年度末の水準の維持を目指すもの。	新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数の25%減少が6か月間続いた場合を想定。 4,312人 - (4,312人×0.25×6か月/12か月) = 3,773人		まちづくり推進部
47	2	4	地域情報化	1	FTTH利用可能世帯率	市民の情報通信環境の整備状況を示す指標	%	89.33% (H30年度末時点)	100%		総務省「ブロードバンド基盤整備率調査」の調査結果	R2~3年度に市内の光ファイバの未提供エリアにおいて、光ファイバ整備の予定のため。		新	総務部
48	2	4	地域情報化	2	市の公式ホームページのアクセス件数	市の公式ホームページを何人の人がアクセスしているのかを定期的に把握することで、情報の発信力を把握できる指標	件	2,121,786	2,252,319		市の公式ホームページから確認	年1パーセント増			市長公室
49	2	5	地域づくり	1	自治会等活動費総合補助金活用団体の割合	地域が主体となった地域づくりの推進を示す指標	%	91%	95%		自治会等活動費総合補助金交付実績による	1地域あたり3団体の利用増を目標とする。		新	まちづくり推進部
50	2	6	移住定住、関係人口、結婚支援	1	移住定住環境整備事業等を活用して移住した移住者数	転勤などによる転入とは別に、移住(永住に近い転入)した人を把握できる指標	人/年	149	165		移住者住宅取得補助金、空き家バンク制度などを活用して移住した人の数を把握する。	10%の増を目指す。		新	まちづくり推進部
51	2	6	移住定住、関係人口、結婚支援	2	いちのせきファンクラブの会員数	関係人口創出として、意志を持って一関市に関わろうとする人の人数を把握することができる指標	人	104	250	直前前年度の数値とする。	ファンクラブ会員に申込のあった人数を把握する。	直近5年の新規申込者数は約27人となっている。特典の見直しなどによる増を見込み、毎年30人の新規申込増を目標とする。	コロナウイルスの影響により新規会員の募集ができないことを想定し前年度実績を目標とする。	新	まちづくり推進部
52	2	6	移住定住、関係人口、結婚支援	3	結婚祝金交付件数	当市の婚活事業による成婚数を把握することができる指標	件/年	3	5		結婚祝金の交付件数により把握する。	直近5年間は2~3件/年にとどまっており、前期目標である年間5件が未達であり、後期も5件/年と設定する。			まちづくり推進部

○ 後期基本計画「主な指標」項目一覧表

No.	分野	基本計画分野	分野名	指標No.	①指標項目名	②指標の説明 (その指標項目を指標とすることで把握できるものは何か、どんな課題に対応している指標かを記入)	③単位	④現状数値 (R元年度末)	⑤目標数値 (R7年度末)	⑥目標数値 (R7年度末) ※コロナウイルスの影響を大きく受ける指標のみこちらにも記入 ※コロナウイルスの影響を踏まえた場合の数値	⑦数値把握の方法 (把握方法、根拠の出所を具体的に記入)	⑧目標設定の考え方 (⑤の目標指標について) (目標値の考え方、計算根拠等を記入)	⑨目標設定の考え方 (⑥の目標指標について) (目標値の考え方、計算根拠等を記入) ※コロナウイルスの影響を大きく受ける指標のみ記入	新指標	担当部
53	3	1	子育て	1	ファミリー・サポート・センター会員登録者数	利用者を増やすためには、保護者の様々なニーズに対応できる会員の増加が重要なことから、会員数を把握する指標	人	647	860		年度ごとの集計実績による	第二期子ども・子育て支援事業計画に基づき、概ね年6%増を目指す		新	保健福祉部
54	3	1	子育て	2	妊婦健康診査受診率	定期的に健康診査を受けているかどうかの確認は、妊婦の生活状況などを把握する指標	%	81.3	85		健康診査受診済の受診票の数	出産日が予定日より早まることが多くみられることなどにより、妊娠後期の受診率が下がるため、85%の受診率を目標とする。			保健福祉部
55	3	1	子育て	3	産婦健康診査受診率	産婦健康診査受診時にEPDSの検査を併せて行って、健康診査を受けることにより、産婦の心身の状況が把握できる指標	%	97.5	100		健康診査受診済の受診票の数	産後の支援の必要性を把握するため、100%の受診率を目標とする。		新	保健福祉部
56	3	1	子育て	4	子育てひろば利用人数	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い子どもを産み育てやすい環境づくりを示す指標	人	1,603	1,600	900	子育て支援ひろば及びおやご広場の利用人数の累計	出生率の減少及び就園率の増加を加味して子育てひろば利用人数は減少しているが、現状維持を目指す。	R2.4~R2.8までのコロナ禍での子育てひろば月平均利用人数を使用	新	保健福祉部
57	3	1	子育て	5	認定こども園数	保育者の選択肢を広げ、ニーズの増加と教育・保育ニーズの多様化に対応するために把握する指標	園	17	21		年度ごとの集計実績による	各地域に1園以上の設置を目指す 認定こども園化の意向のある園を支援する			保健福祉部
58	3	1	子育て	6	待機児童数	保護者の保育所等へのニーズを把握するための指標	人	18	0		毎月の集計実績による	第二期子ども・子育て支援事業計画に基づき年度途中の入所希望者についても入所できる体制を目指す			保健福祉部
59	3	1	子育て	7	放課後児童クラブ設置数	保護者の放課後児童クラブへのニーズを把握するための指標	件	19	22		年度ごとの集計実績による	各小学校区に1クラブ以上設置を目指す		新	保健福祉部
60	3	2	義務教育・高等教育等	1	全国学力、学習状況調査の小学校算数の正答率(全国平均を100としたときの割合)	児童の算数の学習定着度の状況について、全国や県の定着状況と比較し、客観的に把握できる指標	%	97.6	100		全国学力・学習状況調査	全国平均に並ぶ			教育部
61	3	2	義務教育・高等教育等	2	全国学力、学習状況調査の中学校数学の正答率(全国平均を100としたときの割合)	生徒の数学の学習定着度の状況について、全国や県の定着状況と比較し、客観的に把握できる指標	%	91.9	100		全国学力・学習状況調査	全国平均に並ぶ			教育部
62	3	2	義務教育・高等教育等	3	国の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における小学校教員のICT活用指導力の実態(児童のICT機器活用を指導する能力)の肯定回答の割合	児童の情報活用能力の育成する人的環境について把握できる指標	%	67.0	80		学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省調査) 3 教員のICT活用指導力等の実態 C 児童生徒のICT活用を指導する能力 →4項目の肯定回答の割合の平均値	GIGAスクール構想により、児童1人ひとりにタブレットが新たに整備される。機器活用について、8割以上の教員が指導できる状態を目指すもの。	新	教育部	
63	3	2	義務教育・高等教育等	4	国の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における中学校教員のICT活用指導力の実態(生徒のICT機器活用を指導する能力)の肯定回答の割合	生徒の情報活用能力の育成する人的環境について把握できる指標	%	61.4	80		学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省調査) 3 教員のICT活用指導力等の実態 C 児童生徒のICT活用を指導する能力 →4項目の肯定回答の割合の平均値	GIGAスクール構想により、生徒1人ひとりにタブレットが新たに整備される。機器活用について、8割以上の教員が指導できる状態を目指すもの。	新	教育部	
64	3	2	義務教育・高等教育等	5	小中学校数	規模適正化を目的とした学校統合の進捗状況を示す指標	校	44	36		年度末の実数	既に決まっている学校統合により減少する学校数及び現在企図している学校統合により減少する学校数を見込んだ学校数		新	教育部
65	3	3	青少年の健全育成	1	全児童数に占める放課後子ども教室の登録児童数の割合	学びの意欲化を図る指標	%	20	25		放課後子ども教室参加者数	5%の増を目指す		新	まちづくり推進部

○ 後期基本計画「主な指標」項目一覧表

No.	分野	基本計画分野	分野名	指標No.	①指標項目名	②指標の説明 (その指標項目を指標とすることで把握できるものは何か、どんな課題に対応している指標かを記入)	③単位	④現状数値 (R7年度末)	⑤目標数値 (R7年度末)	⑥目標数値 (R7年度末) ※コロナウイルスの影響を大きく受ける指標のみこちらにも記入 ※コロナウイルスの影響を踏まえた場合の数値	⑦数値把握の方法 (把握方法、根拠の出所を具体的に記入)	⑧目標設定の考え方 (⑤の目標指標について) (目標値の考え方、計算根拠等を記入)	⑨目標設定の考え方 (⑥の目標指標について) (目標値の考え方、計算根拠等を記入) ※コロナウイルスの影響を大きく受ける指標のみ記入	新指標	担当部
66	3	3	青少年の健全育成	2	20歳以上36歳以下の勤労青少年ホームの登録者数	学びの意欲化を図る指標	人	141	150		勤労青少年ホーム利用者数	5%の増を目指す		新	まちづくり推進部
67	3	4	生涯学習	1	市民センターにおける社会教育主事の資格取得者数	社会教育事業の充実度を図る指標	人/年	0	15		社会主事講習受講支援補助金交付団体数	毎年3人の増を目指す		新	まちづくり推進部
68	3	4	生涯学習	2	1人あたりの市民センターの生涯学習活動参加回数	市民の生涯学習活動状況を示す指標	回	6	8		市民センター事業参加者数	2回の増を目指す		新	まちづくり推進部
69	3	4	生涯学習	3	図書館利用者登録者の率(%)=人口に占める割合	市民全体の読書意欲を測る指標	%	0.55	0.655		図書館利用者登録者数の実績による(図書館システムにより把握)	一関市立図書館振興計画(H28~R7)より		新	教育部
70	3	4	生涯学習	4	博物館入館者数	博物館展示を観覧することを通じて、文化・歴史に触れ学ぶ機会を示す指標	人	13,970	14,400	4,300	実績による	月平均1,200人の入館を目指す	通常時のおおむね30%		教育部
71	3	4	生涯学習	5	博物館講座、体験学習等参加者数	博物館講座、体験学習、出前講座等に参加することを通じて、文化・歴史に触れ学ぶ機会を示す指標	人	3,820	4,000	2,400	実績による	おおむね5%増を目指す	通常時のおおむね60%	新	教育部
72	3	5	文化芸術、スポーツレクリエーション	1	1人あたりの文化センターの利用回数	芸術文化活動の活動状況を示す指標	回	1.40	2		実績による	10%の増を目指す。		新	まちづくり推進部
73	3	5	文化芸術、スポーツレクリエーション	2	市の委託事業であるスポーツ教室等への市民の参加率	市民のスポーツ活動の取組状況を示す指標	%	13	19		指定管理者からの事業実績報告及び人口統計による	H30年度の実績(17%)に対し、おおむね10%増を目指す		新	まちづくり推進部
74	3	5	文化芸術、スポーツレクリエーション	3	1人あたりの市スポーツ施設利用回数	市スポーツ施設の活用状況を示す指標	回	6	8		指定管理者からの施設利用状況報告及び人口統計による	H30年度の実績(7回)に対し、1回増を目指す		新	まちづくり推進部
75	3	5	文化芸術、スポーツレクリエーション	4	市外の選手も参加するスポーツ大会参加者数	スポーツを通じた地域活性及び地域交流の状況を示す指標	人	23,294	31,320		共催・後援に係る事業実績報告、各種大会開催補助金・負担金に係る実績報告等による	H30年度の実績(28,473人)に対し、おおむね10%増を目指す			まちづくり推進部
76	3	6	人権、男女共同参画	1	中学校を対象とした人権啓発事業の実施回数	子どもへの人権教育・啓発の取り組みを示す指標	回	6	40		実績による	毎年5~6校での実施を目指す		新	保健福祉部
77	3	6	人権、男女共同参画	2	男女共同参画サポーター数	男女共同参画推進のリーダー的な役割を担うサポーター数が増えることは、地域への普及啓発につながる指標	人	75人	90人		県が実施する男女共同参画サポーター養成講座の受講者(認定者)数。	直近5年では平均で3人が新規サポーターとなっていることから、継続的に年3人増やすことを目標とし、最終年度で90人を目標とする。			まちづくり推進部
78	3	6	人権、男女共同参画	3	男女それぞれの委員数が委員定数40%以上である審議会数の全審議会等に対する割合	市の組織から意思決定過程などへの女性の参画を実現させることは、地域への波及効果が期待できる指標	%	48.9%	60.0%		市の審議会委員などの状況調査によって把握する。	前期目標60%に対し、現状48.90%と未達であり、後期も60%と設定するもの。			まちづくり推進部
79	3	7	文化財の保護、地域文化の伝承	1	文化財標柱、解説板設置数	遺跡や文化財の概要、特徴を誰もが現地で見て分かる状態を示す指標	基	170	220		文化財標柱・解説板設置数の実績値で把握(H21~累計)	標柱は遺跡の破壊防止や文化財保存の目的に効果的と考えられ、解説板は文化財を分かりやすく周知する点で地域での活用にも効果的と考える。想定は、標柱:各地域1基、解説板2基の計10基を年間で整備するもの			教育部
80	3	7	文化財の保護、地域文化の伝承	2	民俗芸能の伝承を行う団体数	地域文化を代表する民俗芸能の伝承状況を示す指標	団体	57	57		毎年実施する民俗芸能団体数調査結果による	現在、伝承されている民俗芸能が今後も途絶えずに伝承されていくことを目標とするもの。		新	教育部

○ 後期基本計画「主な指標」項目一覧表

No.	分野	基本計画分野	分野名	指標No.	①指標項目名	②指標の説明 (その指標項目を指標とすることで把握できるものは何か、どんな課題に対応している指標かを記入)	③単位	④現状数値 (R元年度末)	⑤目標数値 (R7年度末)	⑥目標数値 (R7年度末) ※コロナウイルスの影響を大きく受ける指標のみこちらにも記入 ※コロナウイルスの影響を踏まえた場合の数値	⑦数値把握の方法 (把握方法、根拠の出所を具体的に記入)	⑧目標設定の考え方 (⑤の目標指標について) (目標値の考え方、計算根拠等を記入)	⑨目標設定の考え方 (⑥の目標指標について) (目標値の考え方、計算根拠等を記入) ※コロナウイルスの影響を大きく受ける指標のみ記入	新指標	担当部
81	3	8	骨寺村荘園遺跡の保護	1	小区画水田を利用した体験交流会への参加者数	骨寺村荘園遺跡の保全活動支援者数を示す指標	人/年	329	490 390	169 150	田植え、稲刈り体験交流会の参加者数 (本寺地区地域づくり推進協議会からの報告により把握)	R元年度を基準として、概ね20%増を目指す。 過去5年間の平均参加者数の3%増加を目指す 平均参加者：386人 (H27~R元) 最大参加者：432人 (H27) 最小参加者：329人 (R1)	目標数値の概ね40% (地元住民、関係機関等のみの参加を想定)		教育部
82	3	8	骨寺村荘園遺跡の保護	2	土水路整備作業への参加者数	骨寺村荘園遺跡の保全活動支援者数を示す指標	人/年	307	340 320	149 120	土水路整備作業への参加者数 (本寺地区地域づくり推進協議会からの報告により把握)	R元年度を基準として、概ね5%増を目指す。 過去5年間の平均参加者数の5%増加を目指す 平均参加者：323人 (H27~R元) 最大参加者：341人 (H29) 最小参加者：307人 (R元)	目標数値の概ね40% (地元住民、関係機関等のみの参加を想定)	新	教育部
83	3	8	骨寺村荘園遺跡の保護	3	骨寺村荘園交流施設利用者数	骨寺村荘園遺跡への来訪者数を示す指標 骨寺村荘園遺跡に関する理解を深めた人数を示す指標	人/年	27,638	30,700 29,010	26,100 24,650	骨寺村荘園交流館、休憩所の利用者数 (施設からの報告により把握)	R元年度を基準として、概ね5%増を目指す。 過去5年間の平均参加者数の8%増加を目指す 平均参加利用者：28,431人 (H27~R元) 最大利用者：30,304人 (H27) 最小参加者：26,868人 (H29) (R元年度を基準、毎年2%の増加を目指す)	目標数値の85% (R2.4~6月減少割合参考)		教育部
84	4	1	自然環境・環境保全	1	環境基準の類型指定河川における基準値未達成河川数 (BOD値)	国・県が指定する類型河川 (北上川、磐井川、千蔵川、砂鉄川、有馬川、金流川、久保川、猿沢川、黄海川) の水質状況を示す指標	河川	-	0		県河川水質測定結果による	すべての類型指定河川で水質基準 (BOD値) の達成を維持する			市民環境部
85	4	1	自然環境・環境保全	2	環境保全協定締結件数	環境汚染の未然防止及び環境保全に関する取組状況を示す指標	件	169	(検討中)		実績による	(協定数を精査中につき、追って報告します。)			市民環境部
86	4	2	公園	1	1人当たりの公園面積	良好な都市景観の形成、環境の改善、防災性の向上など、公園が周囲の都市環境に与える効果の向上を図る指標	m/人	16.1	17.1		市が管理する都市公園、市公園の開設面積/住基人口	1.0ポイントの増を目指す			建設部
87	4	3	資源、エネルギー循環型社会	1	CO2排出量	地球温暖化対策の取組状況を示す指標	CO2	-	636,351		統計データによる	国の地球温暖化対策計画の中期目標より試算			市民環境部
88	4	3	資源、エネルギー循環型社会	2	太陽光発電システム (10kw未満) 導入件数	設置状況を示す指標	件	2,864	4,728		資源エネルギー庁のホームページから	国の地球温暖化対策計画の中期目標より試算			市民環境部
89	4	3	資源、エネルギー循環型社会	3	1人1日当たりの排出量 (一般廃棄物)	清掃センターで処理した廃棄物及び資源物の総量及び市の事業により把握する資源物の総量を市民一人当たりの状況を示す数値	g	(確認中)	(検討中)		一般廃棄物処理事業実態調査 (環境省調査) による。現時点で把握できる数値は、平成30年度末時点の数値となる。(828g)	令和3年度に策定する廃棄物減量等基本計画において改めて目標を定めるもの			市民環境部
90	4	3	資源、エネルギー循環型社会	4	リサイクル率	清掃センターで処理した廃棄物及び資源物の総量及び市の事業により把握する資源物の総量と資源化量 (資源物の量等) を比較した割合を示す指標	%	(確認中)	(検討中)		一般廃棄物処理事業実態調査 (環境省調査) による。現時点で把握できる数値は、平成30年度末時点の数値となる。(16.8%)	令和3年度に策定する廃棄物減量等基本計画において改めて目標を定めるもの			市民環境部
91	4	4	住環境、景観	1	長期優良住宅認定率	長期優良住宅認定制度を活用することにより税制の優遇等を受けられ、長く住み続けられる住宅の戸数を増やすことにより良好な住環境の整備を推進する指標	%	20.1	21.9		市内の住宅の確認件数に対する長期優良住宅の認定戸数	1.8ポイントの増を目指す			建設部
92	4	4	住環境、景観	2	景観まちづくり賞の表彰数	良好な景観を形成し、景観の指針の模範となる建築物の表彰や、景観保全等に係る活動に対し表彰することで、景観に対し興味を持ってもらい、実践に結び付けることを把握する指標	団体	4.0	5件		景観まちづくり賞の応募件数と表彰件数。	毎年度5件を目標に表彰を行う。	新	建設部	

○ 後期基本計画「主な指標」項目一覧表

No.	分野	基本計画分野	分野名	指標No.	①指標項目名	②指標の説明 (その指標項目を指標とすることで把握できるものは何か、どんな課題に対応している指標かを記入)	③単位	④現状数値 (R元年度末)	⑤目標数値 (R7年度末)	⑥目標数値 (R7年度末) ※コロナウイルスの影響を大きく受ける指標のみこちらにも記入 ※コロナウイルスの影響を踏まえた場合の数値	⑦数値把握の方法 (把握方法、根拠の出所を具体的に記入)	⑧目標設定の考え方 (⑤の目標指標について) (目標値の考え方、計算根拠等を記入)	⑨目標設定の考え方 (⑥の目標指標について) (目標値の考え方、計算根拠等を記入) ※コロナウイルスの影響を大きく受ける指標のみ記入	新指標	担当部
93	4	5	上水道	1	基幹管路耐震適合率	災害時における水道施設の強靱性を示す指標	%	45.7	50.5		水道統計が基礎。数値把握及び算出が比較的容易である。国の国土強靱化計画の指標項目でもある。	耐震化適合基幹管路延長(導水管+送水管)÷基幹管路総延長(190,417m=令和元年度から令和10年度まで固定) 水道施設整備計画において令和元年度から令和10年度までに導水管(2,250m)と送水管(11,000m)を合わせて13,250mの耐震化を図ることとしており、耐震化適合基幹管路延長は平成30年度時点の87,000mと合わせて100,250mになる見込みである。 実際の管路整備は他の水道施設や道路の工事の状況などの影響を受けるため推計が難しいことから、令和10年度における目標の達成に向けて令和元年度から前年度比1.43%の割合で耐震化を進めるものと仮定し、その場合の令和7年度における耐震化適合基幹管路延長の推計値(96,091m)を基幹管路総延長で除したものの、(96,091÷190,417×100=50.46%) 一関市国土強靱化地域計画(令和2年3月策定)の指標にも設定している。		新	上下水道部
94	4	6	下水道	1	汚水処理人口普及率	下水道等による生活排水処理が可能な状況を示す指標	%	67.4	82.1		農林水産省、国土交通省及び環境省の三省合同で調査する汚水処理人口の普及状況調査による	平成28年度に策定した一関市汚水処理計画で示す目標値(最終目標令和8年度84.2%)			上下水道部
95	5	1	医療	1	医療介護従事者修学資金貸付	修学生の確保を目標とし、年度ごとに新規に貸付が決定した修学生の数を示す指標	人	14	15		修学資金の貸付実績	募集定員の確保(医師1人、助産師又は看護師6人、准看護師5人、歯科衛生士3人)			保健福祉部
96	5	2	地域福祉	1	福祉教育に関する講座を実施した小中学校の割合	子どもへの福祉教育や相互理解への取り組みを示す指標	%	93.1	100.0		実績による	全小中学校での実施を目指す			保健福祉部
97	5	2	地域福祉	2	権利擁護や成年後見制度に関する研修会に参加した人数	権利擁護や成年後見制度の理解を深めるため研修会を開催し、参加者数を示す指標	人	0	100		参加実績による	市民を対象に年1回の開催を目指す		新	保健福祉部
98	5	2	地域福祉	3	生活保護自立支援プログラムを活用し、就労開始や生活が改善された被保護世帯の割合	生活保護世帯のうち就労や年金等を受給したことなどにより、経済的安定が図られたこと、また、様々な生活上の課題解決が図られことが把握できる指標(失業、生活上の課題を抱えている人の改善割合)	%	59	64		実績から ※生活保護世帯のうち、求職活動中の、年金等の手続きが自分では難しい人、その他、様々な生活上の課題を抱えている人で支援が必要が人(生活保護自立支援プログラム参加者)で、支援の結果、課題が解決した人の割合	生活保護自立支援プログラムを活用し、就労開始や生活が改善された被保護世帯の割合の過去5年平均(59%)に年1%増		新	保健福祉部
99	5	3	高齢者福祉	1	介護予防事業実施団体数	住民主体の介護予防事業を週一回以上開催している週イチ倶楽部、通所型サービスマ実施団体数を示す指標	団体	67	83	75	年度末の実施団体数により把握する。 介護予防をより効率的に行うためには週1回以上の開催が望ましいと考えるため。	各地区2団体の増加を目指す。	各地区2団体の増加を目指す。	新	保健福祉部
100	5	3	高齢者福祉	2	生活支援コーディネーターの配置数	生活支援コーディネーターは、地域の課題や地域資源をみつけその課題の解決に向けて地域の住民の方と一緒に解決していくことを目的としており、地域包括システムを進めるため、日常生活圏域での配置数を示す指標	人	5	8		日常生活圏域が8圏域に区分けされており、配置数により把握する。	日常生活圏域ごとに1名の配置を目指す。		新	保健福祉部
101	5	2	高齢者福祉	3	認知症サポーターの養成者数	認知症についての正しい理解を普及することにより、認知症になっても住み慣れた地域で生活が続けられるよう、認知症サポーター養成講座受講者数を示す指標	人	10,273	15,000	13,000	認知症サポーター養成講座受講者数の累計	認知症サポーター養成講座受講者数 年800人×6年間=4,800人	認知症サポーター養成講座受講者数 年500人×6年間=3,000人	新	保健福祉部
102	5	3	高齢者福祉	4	シニア活動プラザ利用者数	元気な高齢者の社会参加、社会貢献活動を支援しているシニア活動プラザの利用者数を示す指標	人	9,615	10,000	5,700	シニア活動プラザの年間利用者数 委託先である一関社会福祉協議会による集計	研修室利用月700人×12ヶ月=8,400人 各種講座参加者 1,000人 シニアフェスタ 600人 計10,000人	研修室利用月 400人×12ヶ月=4,800人 各種講座参加者 500人 シニアフェスタ 400人 計5,700人		保健福祉部
103	5	4	障がい者福祉	1	相談支援事業所数	相談状況を示す指標	事業所	10	11		実績による	1事業所の増を目指す			保健福祉部
104	5	4	障がい者福祉	2	児童発達支援サービス利用者の割合	児童発達支援サービス利用者数を示す指標	%	3.8	4		実績による(児童発達支援サービス利用者数/未就学者数)	おおむね0.2%増を目指す			保健福祉部
105	5	4	障がい者福祉	3	福祉施設から一般就労への移行者数	障がい者の就労支援を示す指標	人	6	10		実績による	おおむね60%増を目指す			保健福祉部

○ 後期基本計画「主な指標」項目一覧表

No.	分野	基本計画分野	分野名	指標No.	①指標項目名	②指標の説明 (その指標項目を指標とすることで把握できるものは何か、どんな課題に対応している指標かを記入)	③単位	④現状数値 (R元年度末)	⑤目標数値 (R7年度末)	⑥目標数値 (R7年度末) ※コロナウイルスの影響を大きく受ける指標のみこちらにも記入 ※コロナウイルスの影響を踏まえた場合の数値	⑦数値把握の方法 (把握方法、根拠の出所を具体的に記入)	⑧目標設定の考え方 (⑤の目標指標について) (目標値の考え方、計算根拠等を記入)	⑨目標設定の考え方 (⑥の目標指標について) (目標値の考え方、計算根拠等を記入) ※コロナウイルスの影響を大きく受ける指標のみ記入	新指標	担当部
106	5	4	障がい者福祉	4	障害福祉サービス(日中活動系)の利用者数	障がい者への地域支援を示す指標	人	1,109	1,259		実績による	毎年25人の増を目指す			保健福祉部
107	5	4	障がい者福祉	5	障がい者福祉まつりの参加者数	障がい者との交流イベントへの参加状況を示す指標	人	1,800	1,920		実績による	毎年20人の増を目指す			保健福祉部
108	5	5	健康づくり	1	胃がん検診受診率	がんの予防と早期発見・早期治療の促進を図る取組の指標	%	31.5	50		地域保健・健康増進報告	第3期がん対策基本計画 健康いちのせき21計画(第二次)			保健福祉部
109	5	5	健康づくり	2	子宮がん検診受診率	がんの予防と早期発見・早期治療の促進を図る取組の指標	%	26.5	50		地域保健・健康増進報告	第3期がん対策基本計画 健康いちのせき21計画(第二次)			保健福祉部
110	5	5	健康づくり	3	肺がん検診受診率	がんの予防と早期発見・早期治療の促進を図る取組の指標	%	30.9	50		地域保健・健康増進報告	第3期がん対策基本計画 健康いちのせき21計画(第二次)			保健福祉部
111	5	5	健康づくり	4	乳がん検診受診率	がんの予防と早期発見・早期治療の促進を図る取組の指標	%	38.3	50		地域保健・健康増進報告	第3期がん対策基本計画 健康いちのせき21計画(第二次)			保健福祉部
112	5	5	健康づくり	5	大腸がん検診受診率	がんの予防と早期発見・早期治療の促進を図る取組の指標	%	29.2	50		地域保健・健康増進報告	第3期がん対策基本計画 健康いちのせき21計画(第二次)			保健福祉部
113	5	5	健康づくり	6	特定健診受診率	生活習慣を見直し、生活習慣病の早期発見・早期治療につなげる取組の指標	%	44.2	60		法定報告	一関市国民健康保険第2期保健事業実施計画 第3期特定健康診査等実施計画			保健福祉部
114	5	5	健康づくり	7	特定保健指導実施率	生活習慣を見直し、生活習慣病の早期発見・早期治療につなげる取組の指標	%	6.5	60		法定報告	健康いちのせき21計画(第二次) 一関市国民健康保険第2期保健事業実施計画 第3期特定健康診査等実施計画		新	保健福祉部
115	5	5	健康づくり	8	特定健診結果の要医療者(糖尿病性腎症の重症化予防事業)における医療機関受診率	要医療者が確実に受診し、糖尿病性腎症の発症や重症化を予防する取組の指標	%	70.7	85		血糖・血清クレアチニンの要医療者の医療機関受診者の割合	健康いちのせき21計画(第二次) 一関市国民健康保険第2期保健事業実施計画 第3期特定健康診査等実施計画		新	保健福祉部
116	5	6	防災	1	コミュニティFM放送で災害情報や緊急情報を聞いたことがある世帯	聴取実態調査により、市の災害時の防災情報などの緊急情報がどの程度伝わったかを知ることが把握できる指標	%	65.8	68.8		コミュニティFM聴取調査の結果による	年1パーセント増		新	市長公室
117	5	6	防災	2	コミュニティFM放送を聴いている世帯	聴取実態調査により、市の行政情報や災害時の防災情報などの緊急情報がどの程度伝わったかを知ることが把握できる指標	%	72.1	78.1		コミュニティFM聴取調査の結果による	年1パーセント増			市長公室
118	5	6	防災	3	専用ラジオを設置している世帯	聴取実態調査により、市の行政情報や災害時の防災情報などの緊急情報がどの程度伝わったかを知ることが把握できる指標	%	77.7	83.7		コミュニティFM聴取調査の結果による	年1パーセント増		新	市長公室
119	5	6	防災	4	防災指導員数	災害に強いまちづくりを進めるにあたり、防災・減災対策の強化を図るため、住民への防災指導が必要であることから、防災指導員数を指標とすることで、自助・共助による地域防災力向上の推進を把握できる指標	人	101	160		一関市防災指導員養成講習を毎年度開催しており、全6回の講習すべてを受講し修了したものを防災指導員として認定している。	令和2年3月において、市内の自主防災組織は323組織あり、その半数である160人を目標に防災指導員を養成する考えで設定している。 ※自主防災組織間の連携と地域での情報の共有を図ることを目的としているため、2組織に1人は防災指導員を養成したいと考えている。	新	消防本部	

○ 後期基本計画「主な指標」項目一覧表

No.	分野	基本計画分野	分野名	指標No.	①指標項目名	②指標の説明 (その指標項目を指標とすることで把握できるものは何か、どんな課題に対応している指標かを記入)	③単位	④現状数値 (R元年度末)	⑤目標数値 (R7年度末)	⑥目標数値 (R7年度末) ※コロナウイルスの影響を大きく受ける指標のみこちらにも記入 ※コロナウイルスの影響を踏まえた場合の数値	⑦数値把握の方法 (把握方法、根拠の出所を具体的に記入)	⑧目標設定の考え方 (⑤の目標指標について) (目標値の考え方、計算根拠等を記入)	⑨目標設定の考え方 (⑥の目標指標について) (目標値の考え方、計算根拠等を記入) ※コロナウイルスの影響を大きく受ける指標のみ記入	新指標	担当部
120	5	7	消防、救急、救助	1	普通救命講習、上級救命講習及び救命入門コースの修了者数	自動体外式除細動器 (AED) を活用した心肺蘇生法が実施出来る市民の増やすことにより救命率の向上を図るための指標	人	67,693	83,000		AEDの使用法を含む講習の普通救命講習、上級救命講習及び救命入門コースの修了者数を把握	目標値：一関市人口の8割とする 104,566人 (令和7年推定人口) ×0.8=83,652人 目標値の根拠：令和7年推定人口104,566人のうち、バイスタンダーとして対応できない人口を除外する。 ①0歳～14歳10,727人を除外 (令和7年推定人口) ②後期高齢者 (75歳以上のうち) は、管内のバイスタンダー CPR 実施率が概ね50%であることから後期高齢者人口の半数11,011人を除外した。 後期高齢者数22,022人×0.5=11,011人 104,566人 - (10,727人 + 11,011人) = 82,828人 82,828人の近似値83,000人を目標値とする。 ※ A E D を活用した救命講習は平成17年から開始。 普通救命講習 (3時間)、上級救命講習 (8時間)、救命入門コース (90分)		消防本部	
121	5	8	防犯、交通安全、市民相談体制	1	刑法犯発生件数	市内における刑法犯の発生件数を示す指標	件	284	250		岩手県警察本部のホームページから	現状数値から勘案		新	市民環境部
122	5	8	防犯、交通安全、市民相談体制	2	交通事故発生件数	市内における交通事故の発生状況を示す指標	件	158	150		岩手県警察本部のホームページから	現状数値から勘案		新	市民環境部
123	5	8	防犯、交通安全、市民相談体制	3	消費者講座の参加者数	消費者講座の参加者数を示す指標	人	1,598	2,000		当課出前講座集計による	現状数値から勘案			市民環境部
124	ま	1	SDGsの推進	1	SDGs講演会等開催回数、広報回数	市民や企業へのSDGsの普及に対応している指標	回	1	25		SDGs講演会等の開催回数 市広報誌掲載回数	SDGs講演会等を毎年1回開催する 市広報誌に年間4回掲載する 毎年合わせて5回の増を目指す		新	市長公室
125	ま	2	(仮)「新しい日常」への対応	1	経済対策、雇用対策に係る累計事業件数	新型コロナウイルス感染症に係る経済対策、雇用対策の状況を示す指標	件	0	6		新型コロナウイルス感染症に係る経済対策、雇用対策事業数	毎年1事業の増を目指す		新	市長公室
126	ま	2	(仮)「新しい日常」への対応	2	「新しい日常」に対応したICT活用事業件数	新しい技術や視点を活用した先進的な取組を示す指標	件	0	12		新しい日常に対応したICT活用事業数	毎年2事業の増を目指す		新	市長公室
127	ま	3	協働のまちづくりの推進	1	市民1人当たりの市民センター利用回数	地域における協働のまちづくりの推進、地域が主体となった地域づくりの推進を示す指標	回	4.23回	4.73回		3 各施設の利用実績による	1人あたり利用回数、0.5回増加を目指す (R7.人口推計102,156)	1人あたり利用回数 30%減 (R7.人口推計102,156)	新	まちづくり推進部
128	ま	4	健全な行財政運営	1	オンライン申請が可能な行政手続きの数	行政分野におけるデジタル化の取組状況を示す指標	種類	19	30		各課等への照会調査 ※現状数値は、コンビニ交付可能な証明書等の種類5、マイナポータルで電子申請可能な手続の種類14	現状数値に、取組予定のマイナポータルでの介護分野の申請種類11を追加 (市から広域への委任事務)		新	総務部
129	ま	4	健全な行財政運営	2	経常収支比率	市の財政の弾力性を示す指標	%	96.2	96.0		地方財政状況調査 (決算統計) による	0.2ポイントの減を目指す (過去5年間は上昇傾向。現状維持を目指し、前期基本計画の指標と同様に直近の数値から小数点以下を切り捨てた)			総務部
130	ま	4	健全な行財政運営	3	実質公債費比率	市の財政の健全性を示す指標	%	11.4	11.0		健全化判断比率報告書による	0.4ポイントの減を目指す (過去5年間は低下傾向だが低下幅縮小。直近の数値から小数点以下を切り捨てた値を目標とする。)			総務部
131	ま	4	健全な行財政運営	4	市の公式Facebookのリーチ数	市の公式Facebookを何人の人が閲覧しているのかを定期的に把握することで、情報の発信力を把握できる指標	件	300,278	318,751		市の公式Facebookから確認	年1パーセント増			市長公室
132	ま	4	健全な行財政運営	5	市の公式ツイッターのフォロワー数	市の公式ツイッターを何人の人がフォローしているのかを定期的に把握することで、情報の発信力を把握できる指標	件	4,914	5,216		市の公式ツイッターから確認	年1パーセント増			市長公室
133	ま	5	広域連携の推進	1	広域連携事業数	平泉町との連携の状況を示す指標	件	32	37		定住自立圏共生ビジョン掲載事業数	毎年1事業の増を目指す			市長公室

一関市総合計画後期基本計画の答申に向けて

1 答申について

答申とは、諮問を受けた機関（総合計画審議会）が、諮問された事案について、議論した内容を取りまとめて回答することをいいます。

※令和2年3月25日開催の総合計画審議会において、市長から後期基本計画策定について諮問しました。

計画に関する答申は、計画策定の過程における審議会の議論をもとに、今後の展開に向けて特に留意すべき事項を付記して答申する 경우가一般的です。

2 答申書に付する意見について

これまでの審議회를踏まえ、事務局として付する意見を検討しました。

- 一関市総合計画審議会で作された意見及び一関市総合計画後期基本計画策定過程において提出された市民からの意見を十分尊重されたい。
- 地域の課題が複雑多様化し、分野を跨ぐ課題が増加していく中、それらに着実に対応するため、縦割りの行政ではなく、横断的な取組に努められたい。
- 新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい日常」が示されたが、新たな発想と柔軟な対応で、本計画に掲げる各施策の推進を図られたい。
- 本計画の推進にあたっては、市民と行政の協働により進められたい。
- 本計画の趣旨や内容をわかりやすい形で市民に周知するとともに、図表やレイアウトを工夫しながら、理解しやすい計画に努めること。
- 厳しい財政状況について市民と共通認識を図るとともに、財政の健全化に重点を置いた行財政運営に努めること。

今回の後期基本計画の諮問

政 第 12002 号
令和2年3月25日

一関市総合計画審議会
会長 小 岩 邦 弘 様

一関市長 勝 部 修

一関市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

一関市総合計画基本構想で掲げた一関市の将来像実現のための施策の展開方法を体系的に定め、市民との協働による一関の新しい時代のまちづくりができるよう、令和7年度を目標年次とする一関市総合計画後期基本計画の策定について諮問します。

(参考)
前期基本計画答申 (H27年度)

平成 27 年 11 月 4 日

一関市長 勝 部 修 様

一関市総合計画審議会
会 長 畠 中 良 之

一関市総合計画前期基本計画について (答申)

平成 26 年 4 月 21 日付けで当審議会に諮問がありました標記について、慎重に審議した結果、下記意見を付して別添のとおり答申いたします。

記

この答申は、基本構想の実現を目指し、多くの市民の意向を踏まえ、幅広い世代の市民の参加、参画により策定したものです。

前期基本計画の決定にあたっては、この答申が最大限に尊重されることを期待し、今後の社会経済情勢の動向に留意しながら柔軟性を持ってその実現を図られるよう要望します。

また、分野別計画における主な指標については、必要と思われる項目を審議したものであり、市においては、目標数値等の精査を行い設定されるよう要望します。

(参考)
後期基本計画答申 (H23年度)

平成 24 年 2 月 22 日

一関市長 勝 部 修 殿

一関市総合計画審議会
会 長 畠 中 良 之

一関市総合計画後期基本計画の答申について

平成 23 年 10 月 12 日付けで当審議会に諮問がありました標記について、慎重に審議した結果、下記意見を付して別添のとおり答申いたします。

記

- 1 急速に変化する時代の情勢を察知し、常に柔軟で適切な方向修正をする意識を持って対応されたい。
- 2 住民ニーズへの的確な対応とともに、未来の一関市への夢・希望を市民が感じ取れる行政執行に努められたい。
- 3 東日本大震災という未曾有の災害により、市民の安全・防災に対する意識は極めて高く十分に対応する施策を特に考慮されたい。
- 4 健全な財政運営を第一に、限られた財源の効果的な活用に努力されたい。

○総合計画後期基本計画パブリックコメントについて

9月9日(水)～9月30日(水)までの期間、市ホームページ、市役所本庁、各支所においてパブリックコメントを実施しました。

結果として、パブリックコメントは、16件(7名)いただきました。

市としての、ご意見に対する考え方をまとめております。

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	道路	市の誘致企業が撤退し、奥州市、金ヶ崎町、北上市へ集積が進んでいる自動車産業、半導体産業に一関市から通勤している方が多くなってきていると感じる。 幹線道路(一関北上線14号、国道456号)に通勤時間に使える公衆トイレがないので沿線自治体と協力してトイレ付休憩所を設置して欲しい。 併せて、一関在住で市外に通勤する通勤環境整備にも予算を組んでもらいたい。(国道343号の大東町と陸前高田市の間)	広域での幹線道路網整備は非常に重要であると考えています。トイレ付休憩所の設置につきましては、ご意見として捉え、今後、一関市が会員となっている花巻・一関間主要地方道改良促進協議会、国道456号整備促進期成会において情報共有をまいります。 また、道路整備につきましては、市内各地より多くの道路整備要望をいただいております。交通量や周辺の利用状況を踏まえ、必要な国道や県道の改良整備については、管理者である国や県に対して要望活動を行っており、今後も継続して要望を行ってまいります。
2	道路	本庁から遠い山間部の過疎地域は自然環境が厳しく、道路改善がなかなか進まないため、どの地域からも一関中心部に30分程でいけるような道路を整備して、30分程でいける人口割合を増やして欲しい。(一関市内と大東地域 県道一関大東線19号)	道路整備につきましては、市内各地域より多くの道路整備要望をいただいております。交通量や周辺の利用状況を踏まえ、必要な国道や県道の改良、整備については、管理者である国や県に対して要望活動を行っており、今後も継続して要望を行ってまいります。
3	一ノ関駅周辺の整備	駐車場の利便性の向上を図ると明記されているので、市営駐車場精算機を電子マネーやクレジットカードに対応したものに、コロナ対策(現金の受け渡しによる感染防止)として進めて欲しい。	市営西口北駐車場の精算機については、令和2年度に電子マネー等に対応したものに変更する予定としております。 また、それ以外の駐車場の精算機については、機器の更新時期に合わせて、順次電子マネー等に対応した精算機への更新を予定しております。
4	情報通信基盤の整備と活用	携帯電話の不感地帯の解消となるよう事業者に働きかける点について、国道343号の東山、大東地区の全線通話エリア拡大をして欲しい。	携帯電話の不感地帯の解消については、携帯電話会社に働きかけをしています。なお、居住エリアにおける解消を優先して働きかけていきます。
5	情報通信基盤の整備と活用	ラジオ難聴対策部分の観点が総合計画から抜けているので、FM岩手の旧東磐井地区の難聴対策もお願いします。	放送事業者が活用できる国の補助制度があることから、市民の声を伝え、難聴対策の実施を放送事業者に働きかけていきます。
6	図書館機能の充実	図書館資料の配架や環境整備に関して、コロナ対策として電子書籍図書館、各市民センターに本返却ポスト設置、スマホ図書館カード貸出アプリ導入などはどうか。	電子書籍及びスマホ図書館カードの導入については、調査研究を重ね、検討をしております。 市民センターへの返却ポスト設置については、各図書館での返却処理を行うまでのタイムラグなど、現時点では課題が多いと捉えております。
7	文化芸術活動の振興	伝統的に学者や文化人を輩出してきた一関を活性化するため、市街地に充実した文化施設を作ることをご提案します。都市の文化的尺度として博物館、美術館、文化ホールの有無が問われます。 岩手県で2番目の美術館が一関に建設されることを期待します。 一関市街地の活性化に繋がる場所として、文化センターと隣接する場所か、一ノ関駅東口の旧NECの跡地が候補として考えられます。	美術館の建設については、従来より要望をいただいておりますが、現時点では、財政面など課題が多いものと捉えております。

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
8	文化芸術活動の振興	9月に開催した美術展は、2月に開催した春の美術展と同数程の入場者となり、コロナの中でも市民の美術、文化に寄せる関心の高さを実感した。そのことから、一関市に無い「美術館の設置」の文字を計画の中のインパクトとして載せていただきたい。市の財政の問題もあり、設置時期の明示は難しいと思いますが、総合計画に組み入れ続けることにより実現に向けた展望が開けると考えます。生涯学習の中の美術館として建設（設置）に向け要望します。	生涯学習の観点からも文化芸術鑑賞は重要な役割を担うものと考えております。しかしながら、美術館の建設につきましては、財政面など現時点では課題が多いと捉えております。
9	文化芸術活動の振興	一関は音楽のまちとして近県に知れ渡っており、スポーツも盛んで運動公園、ユードームなど競技場も整っております。また市民センターは生涯学習の場として誰もが利用できます。人口が増え、企業が増え、若者が定着するまちにするためにも、コロナが収束した後、今一度、美術館建設を議論し、岩手の南玄関である一関に「美術館」を願っております。建設費用諸々を考えたとき、難しい問題が多いと思いますが、声を挙げないと前進しないので、望みをかけたい。	美術館の建設については、従来より要望をいただいておりますが、現時点では、財政面など課題が多いものと捉えております。
10	文化芸術活動の振興	いわい美術振興協会において、年3回美術展を開催し、今年9月にも美術展を開催しました。コロナの厳しい対策の中、例年どおり多くの方々に観賞いただき、予想外の驚きでした。改めて、文化芸術、絵画の力を実感しました。いつの日か、市民の皆さんが新しい美術館で絵画鑑賞を楽しめる日が来ることを期待しております。	いわい美術振興協会におかれましては、定期的に美術展を開催され、市民に文化芸術の鑑賞機会をいただき、感謝する次第であります。しかしながら、美術館の建設につきましては、現時点では、財政面など課題が多いものと捉えております。
11	文化芸術活動の振興	1900年に開催されたパリ万博博覧会の彫刻部門で金賞牌を受賞した一関市出身の長沼守敬の作品が1点もないことが残念である。	長沼作品は現存数が少なく、市場流通も確認されていないため、作品の入手可能性は極めて低いのが現状です。そこで、一関市博物館では、岩手県立美術館や萬鉄五郎記念美術館の協力を得て複製作品や関連資料を借用し、常設展示を行っております。また、令和元年度に長沼守敬作品の石膏原型を収集しましたので、今後、専門家による調査や適切な保存処理を施した後に公開したいと考えております。
12	文化芸術活動の振興	中央美術展で活躍した一関周辺の画家たちの作品が拡散してよく見られない。	一関市博物館では、一関市及びその周辺にゆかりのある美術家について調査研究を進め、作品を収集しており、その成果を企画展等に反映させているところです。今後もこうした展示を行い、鑑賞する機会を提供してまいりたいと考えております。
13	文化芸術活動の振興	栗原市、登米市、一関市の三市で活躍した画家は多数おり、三市合同の美術館を作り、広めることが大切である。	広域での美術館の設置については、ご意見として捉え、今後、栗登一平において情報共有をしてみたいと思います。
14	文化芸術活動の振興	芸術分野（音楽、美術、書道）の教員を適切に配置していただきたい。	小中学校の教職員数は県の規定により定められた人数が各学校に配置されています。小規模校では教科によって定数内で配置できない場合がありますが、配置されなかった教科の教員を特別に配置するなど、県教育委員会に働きかけてまいります。
15	義務教育・高等教育等	学校の部活動等が安全に自由に伸び伸びとできるように、財政的支援をしていただきたい。	特に運動部活動等については、指導者が事故防止のための知識や意識を高めるとともに、設備面での安全など、安全管理の徹底を多面的に行う必要があります。そのために、研修や設備の適切な補修・更新などについて、効果的な予算措置を行ってまいります。
16	義務教育・高等教育等	少子化で今までの地域の学校は統廃合が行われ、学校や学級減で様変わりしますので、生徒には支障がないように万全を期していただきたい。	学校の統合に伴う人間関係や環境の変化に対して、子どもたちに適切な支援を行うことが大切であると考えています。統合前に学校間で交流を行うことや、統合前後に既定の人数以上の教員を配置することを県教育委員会に希望してまいります。

○総合計画後期基本計画策定タウンミーティングについて

10月10日（土）に一関会場、千厩会場の2会場で開催しました。
一関会場13人、千厩会場9人が参加し、後期基本計画（案）、まちづくりについて意見をいただきました。
会場でのやり取りを以下にまとめております。

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する回答
1	ILCを基軸としたまちづくり	ILCを基軸としたまちづくりを掲げることで、これまで市がどのように変わってきたのか、どのように変わっていくのか。	ILCを基軸としたまちづくりは、前期基本計画から掲げており、ILCが実現することによって、まちの国際化や、子ども達の科学に対する興味、最先端技術に対する興味、そして、ILCから派生する様々な技術からの技術革新を期待しているものです。これは、市単独で進めているものではなく、岩手県内外の関係するところと一緒に進めているところです。
2	新型コロナウイルス対策	新型コロナウイルスの関係で、市から回覧文書を出すのは感染リスクが大きいのではないかと市長に意見書を出して、市長から回覧はさせないという回答があったが、市の担当者が回覧文書を回している。これは、市の体制や命令系統がおかしいのではないか。	このご時世に班回覧を現状どおり実施することについて、全庁的な取組として検討をしました。結論から言うと、班回覧は極力控えるようにということにしました。市民の皆さんへ、多種多様な情報を伝えなければならない中で、班回覧を即時100%停止するというのは現実的にはできなかったというのが実態です。ただ、アフターコロナと言われるように、コロナがある程度落ち着いた後について、今時点では最低限、班回覧を減らす、また広報誌（I-S t y l e）への集約をするなど、全庁的なものとして検討に取り組んでいるところです。
3	人口減少対策	今後、人口を増やす、働く場を確保するというのが必要であり、その中で、10年ほど前は市長から企業誘致の話がたくさん出てきたが、その後、企業誘致の話がほとんど聞かれないうに感じている。市の活力を担う人口増を目指すための市の大きな方針を聞かせていただきたい。	働く場を確保するという点については、企業誘致にも力をいれており、働く場を整備する具体的な事業にも着手しております。地方が稼ぐ力をつけていくことや、地域内で経済を回す仕組みを作ることも大事ですが、どれかひとつをやって、人口減少が解決するものではないので、ひとつひとつ広い目線で対策を取っていくことが大切だと考えております。
4	工業高校の統合	工業高校が統合になるという話を聞いたが、少子高齢化、働き手がないという状況の中、実業高校が統合になって、一関市から消えるとなった場合、地域の活性化をはじめ、市にとっても痛手になると思うので、分かっている範囲で教えていただきたい。	一関工業高校の再編統合計画の内容は、千厩高校産業技術科と水沢工業高校と一関工業高校を統合して1つの高校にするという案です。この件についての、当市のスタンスとしては、「再考願いたい」というのが結論であり、再考するように、県の教育委員会にも要望しています。その理由は、実業分野の人材を地域内で育てるという観点も一つですが、もう一つは、距離的な観点で見た場合に、水沢工業高校は胆江ブロックであり、一関の高校は両磐ブロックであります。ブロックを越える高校の再編計画は、県内でもこの案件だけであり、工業分野に進みたいという両磐ブロックの中学生が果たして進学可能になるのかという問題が出てきます。通学の距離から考えると、再考してもらいたいということで県にも伝えているところです。
5	まちづくり	一関市は長期的にどんなまちにしていくのかというのが見えない。手広くやっているだけに焦点が見えにくい感じがしました。	総合計画はどの分野も捨って万遍なくという計画となっています。これは、総合計画が市のこれからの方向性を示している計画であり、どこかの分野に限って特出しするような計画にはなっていないということからです。ただし、第1部重点プロジェクトや第3部まちづくりの進め方という項目は、この5年間の特徴として捉えてもらいたいところになります。究極的には、市民の福祉の向上ということが目標ですが、それぞれの分野で特徴作りに取り組んでいきます。

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する回答
6	主な指標	計画を作って終わりということになりかねないので、5年間後の目標数値を設定して、5年後に評価することを是非やっていただきたい。	これまでの前期基本計画では133個の指標に目標数値を定めて取り組んできました。この指標は各分野で設けています。目標数値に対して、どれだけ取り組みが進んでいるかのチェックは、毎年度数値を把握し、総合計画審議会において報告しています。至らない点については、担当部で振り返りながら、取り組んでいるところでもありますし、後期基本計画の5年間についても、引き続き指標について進行管理をして取り組んでいくこととしております。
7	情報伝達	情報無線について、合併前の大東町のときは各家庭に情報無線があったが、いまは外のマストからの情報しかない状況である。今後、行政無線の改善という考えがあるのか。また、音についても反響して、なかなか聞き取りづらいということもあり、そういうことも改善する計画があるのか伺いたい	合併後、合併前と同じように情報を届けられるかと検討した結果の1つとして、防災行政無線の屋外マスト放送が出てきました。これを、災害時以外にも情報伝達手段として使っています。屋外マスト放送は、屋外への情報伝達手段となっており、屋内では非常に聴こえにくいものとなっています。それでは、屋内への伝達方法は何かということ、各家庭に配布したFMあすものラジオとしております。このラジオは、電源が入るようにしてあれば、緊急時に地域を特定して強制起動がかかります。非常事態以前の状態のときは、ラジオから通常放送の中で通常番組に割り込んで情報を伝達するというのもやっております。 屋外マストが聴き取りづらい件については、ご相談いただければ、設置しているスピーカーの向きなどをチェックするようにしているので、最寄りの消防署や分署に伝えてもらえれば点検は可能です。
8	災害対応	火災があった場合、消防無線から、どこで火災があったという情報が流れてくるが、地域の名称で情報を伝えており、個人の名前が無いために分かりづらい。個人の名前を情報として出していただけなのか。	119番を受信した際、最初の段階で個人の家が特定されている通報は稀であります。通報者の家の付近だということしか分からないことが多いです。また、個人名を流して、もし間違っていた場合、ご迷惑をお掛けすることもあります。ほとんどの場合、情報がはっきりしていない段階での放送になるので、現在は火災のあった地域の字名だけお知らせしているところです。
9	空き家対策	空き屋対策の件について、空き屋の所有者が分かれば、知り合いなどを通じて関係者を探し出して対応できると思い、支所に空き屋の所有者を教えてもらいに行ったが、個人のプライバシーということで断られた。そのあたりを教えてもらえれば、何かしら動くことができると思う。	空き屋については、以前、行政区長さんから情報をいただいて、空き屋をA～Dのランク付けをするということで取り組んでおり、相続が行われていない空き屋や、所有者が分からないということが課題として挙げられています。先般の新聞報道でも出ているように、空き屋対策協議会において、所有者についても市でも調査して改善をお願いしています。なかなか所有者と連絡が取れないこともあるので、空き屋等の対策の推進に関する特別措置法という法律に基づいて、指導や助言ができることになっております。市としては、今年度中に施行細則を策定して、どのような手続きで所有者の方に措置をお願いするかというのを進めているところです。
10	イベントへの補助について	今、直面している問題はイベント開催に当たってコロナ対策を実施するようになってきているが、それに対する補助がどうなっているのかという問題です。商工会のほうに確認したら、2月14日までに事業が終了するものは補助があるという説明があったが、市として何か補助がないか確認したい。	現在、個別のイベントに対する支援は正直無いところではありますが、各商店街の支援について、国のほうでGoTo商店街というのが事業化されて、募集が始まっています。先日、市のほうからも各商店街事務局のほうに通知をして、補助事業についてお知らせしたところです。今後、市内で各地域を活性化するイベントというのは様々出てくると思うので、コロナ対策に関する点については、これから検討していくところです。

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する回答
11	市道法面の草刈り	市道の法面で大きいところがあるが、地域では人手不足で草刈り出来ない。住宅地のところなので、荒れてきて見栄えも悪い。農地に面していれば多面的で全部刈ることもできるが、住宅近くの市道法面の草刈りの問題は、この地区に限る問題でもないと思うので、市としても長期的に対策を考えていただきたい。	道路の法面の草刈りについて、高齢化が進んでおり、他の地区からも同じような相談を受けています。法面が大きくて危険なので、市でなんとかしてくれないかというのは、個別に相談させていただいて、市でやれるものは市で取り組んでいくという話もしているので、個別の箇所を一度、本庁建設部や支所産業建設課にご相談いただければと思う。
12	防犯対策	子ども110番の家について、いろんな商店に子ども110番の家ということで、大きなステッカーが何種類も貼っている。かつてお店だったけれども、もうやっていない、だれも住んでいない空き屋にも子ども110番の家のステッカーが貼られていたりするので、見直ししてもらえればと思う。また、子ども110番の家の周知はどうなっているのか。	営業していないお店や空き屋に子ども110番の家のステッカーが貼られているものは役に立たないという実態になっていると思うので、早速、実際の子ども110番の家や連絡所がどうなっているかを確認させていただいて、既に使われていないということであれば、速やかに解除や撤去をしたいと思います。また、その周辺に代わる場所があれば、子ども110番の家としてお願いもしていきます。 周知に関しては、防犯協会などいろんな関係機関を含めて連携しているが、周知が足りないということで、それについても早速取り組んでいきたい。
13	移住定住	コロナの状況を機会に、都市部の方々の中で、田舎暮らしをしたいと思う人が増えてきているというのを聞いているが、都市部の方に対して、安全で住みよい一関市に移って住んでみてはどうかというPRをしたらどうかと思っている。コロナを前面に出しては駄目だが、都市部の方が田舎に住むような取り組みをこれからやっていくのか聞かせていただきたい。	コロナ禍を機として、都市部から地方への人の動きや関心が高まっていることから、テレワークなどができるような、都市部から一関市へ人の流れが作っていく、PRをしていくことについては、市としても取り組んでいくところです。コロナについては、どれだけの期間、影響を与えるか分かりませんが、都市部にいないと仕事ができない時代ではないと考えており、暮らすのも都市部と地方の半分、仕事も都市部と地方で半分というような、通信技術が発達してきたことから可能になってきたところもあります。具体的に市として取り組む場所については、通信回線を使って仕事をするテレワークと、それにプラスして休暇、休養、観光のパッケージを合わせて「ワーケーション」という言葉でも呼ばれているが、厳美にある祭時スキー場のセミナーハウスを、テレワークができる機能を持った施設への改修に取り組むところです。また、まちの中の部分においても、サテライトオフィスと呼ばれるような施設については、どういった場所が適当なのか、どう取り組んでいったらいいかなどについても検討しているところになります。
14	インフラ整備	川崎町の周辺部は、道路も砂利道で上水道が通っていないところもある。砂利道の方々是不便して通行しているが、そういった周辺部に対して、道路整備をしたり、上水道を作ったりするような考えはあるのか聞きたい。そういったところが充実していけば、地元から都会に行った方々が、一関市に戻ってくるようなことに繋がっていくと感じている。	大東地域、千厩地域の水道の普及率が7割ほどであり、室根地域は4割ほどという状況になっています。これには水源の問題もありますが、市としては今後、上水道、簡易水道で整備してきたところを適切に維持管理していくことに重点を置きながら、水道が通っていない地域の皆さんには、令和元年度から井戸を掘るための補助を行っており、工事費の8割、または隣近所と組んで実施する場合は最大で9割まで補助できるような制度を作っています。市のほうで、全て水道を整備できれば一番良い形だと思いますが、点在する住居全てというのは難しいため、補助について充実させて取り組んでいるところです。 地域に密着した生活道路は交通量、道路の幅員、危険個所の解消等の緊急度などを総合的に検討して、地域ごとに整備計画を作成し、計画的な整備に努めるということとしておりますが、実態としては、道路整備の要望が非常に多く、砂利道を舗装するようなどころまで行きつけていないという現状もあります。引き続き、長期的な計画に基づいて、実施できるところから手掛けていきたいと思うので、よろしく願いたい。